

2026年度
公益社団法人日本栄養士会
定時総会

期 間 2026年6月20日（土）・21日（日）
場 所 神奈川県横浜市・パシフィコ横浜アネックスホール

公益社団法人 日 本 栄 養 士 会

栄 養 士 憲 章

制定 昭和57年6月17日

私たち栄養士は、国民の健康と福祉向上の見地から、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに栄養士憲章を制定して栄養士の規範とし、その実現を期するものである。

〔専門性の自覚〕

1. 栄養士は、国民の栄養改善・健康づくりの指導者として誇りと責任を持って社会に貢献する。

〔業務の原則〕

1. 栄養士は、常に人の立場を尊重して誠実に業務を遂行する。

〔生涯学習〕

1. 栄養士は、社会の信頼にこたえるため常に人格の形成と知識及び技術の向上に努める。

〔融和と連繋〕

1. 栄養士は、常に栄養改善事業・健康づくり事業の拡充のため、社会との融和と連繋に努める。

〔栄養士会〕

1. 栄養士は、日本栄養士会に属し、栄養士会員としての自覚のもとに社会的責務を全うする。

2026年度公益社団法人日本栄養士会定時総会
資 料 目 次

栄養士憲章	1
資 料 目 次	2
プログラム	3
第1号議案 2025年度事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、 財産目録承認の件	4
第2号議案 理事選任の件	49
第3号議案 監事選任の件	50
第4号議案 役員報酬承認の件	51
第5号議案 名誉会員承認の件	52
協 議 2026年度事業執行計画、予算について	53
特 別 講 演 「管理栄養士・栄養士の可能性と期待－研究・政策・現場をつなぐ戦略と 展開－」	当日
宣言（案）	83
諸 規 程	
公益社団法人日本栄養士会定款	84
公益社団法人日本栄養士会定款施行規則	99
役員の報酬等に関する規程	114
総会議事運営規程	116
役員選任総会決議にかかる手続規程	118
代議員選挙事務取扱要領（ガイドライン）	123
事業部及び事務局設置運営規程	126
政策・職域推進事業部運営規程	133

**2026 年度 公益社団法人日本栄養士会定時総会
プ ロ グ ラ ム**

日時：2026 年 6 月 20 日（土） 13:00～17:00

6 月 21 日（日） 9:00～11:00

於：パシフィコ横浜 アネックスホール

2F「F201～F204」

第 1 日 6 月 20 日（土）

12:00～13:00 受 付

13:00～13:20 開 会

会長挨拶

公益社団法人日本栄養士会会長 中村 丁次

議長団選出・議事録署名人選出・書記団指名・総会運営委員指名

総会成立宣言

13:20～14:00 第 2 号議案 理事選任の件（提案・選任決議）

14:00～14:50 第 1 号議案 2025 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）
および財産目録承認の件（提案）

14:50～15:00 第 3 号議案 監事選任の件（提案・討論・採決）

15:00～15:10 第 4 号議案 役員報酬承認の件（提案・討論・採決）

15:10～15:20 第 5 号議案 名誉会員承認の件（提案・討論・採決）

15:20～15:50 協 議 事 項 2026 年度事業執行計画、予算について（提案）

15:50～16:00 第 2 号議案 理事選任の件（選任決議報告）

16:00～17:00 特 別 講 演 「管理栄養士・栄養士の可能性と期待

— 研究・政策・現場をつなぐ戦略と展開 —」

国立保健医療科学院生涯健康研究部部長 清野 富久江

18:00～20:00 情報交換会 （パシフィコ横浜 アネックスホール 2F「F205+F206」）

第 2 日 6 月 21 日（日）

8:30～ 9:00 受 付

9:00～ 9:20 総会式典

来賓祝辞

祝電披露

名誉会員の証授与

宣言（案）採択

9:20～10:00 第 1 号議案 2025 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）
および財産目録承認の件（討論・採決）

10:00～11:00 協 議 事 項 2026 年度事業執行計画、予算について（討論）

11:00 閉 会

2025年度公益社団法人日本栄養士会事業報告

【概 要】

2025年度の事業は、2024年度3月理事会で決定した事業計画に基づき、執行した。

本会の重要課題を①栄養の指導の担い手である管理栄養士・栄養士の会員増対策の強化、②管理栄養士・栄養士の更なる生涯教育(卒後研修)の推進、③日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)の人材育成・体制整備の推進④東京栄養サミットのコミットメントの実現に向けた国際的活動の展開、⑤栄養の重要性が評価され、栄養管理を更に推進するための改定に向けた要望の提案とし、関係部門ごとに2025年度の活動計画を策定し、取り組んだ。

特に、2025年度は大阪・関西万博の「大阪ヘルスケアパビリオン」において、8月3日～9日の一週間、一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構と連携し、未来の栄養と食の在り方を体験し、考える2つの企画「デモキッチン」と「リボーステージ」を展開した。

総務部関連事項では、社会のニーズに対応するために拡充している事業内容の評価、財政のあり方について、引き続き検討を進めた。また、本会の前身である大日本栄養士会創立80周年を記念して、10月に管理栄養士・栄養士の地位向上等に貢献のあった方々の表彰を行った。さらに、2月には記念祝賀会を開催した。

学術研究事業部関連事業では、「日本栄養士会雑誌」の発行に係る企画・編集及び管理栄養士・栄養士の業務規範のとりまとめの方針と論点整理により、倫理綱領も含めた検討を再開した他、引き続き育英資金事業を実施した。

人材育成事業部関連事業では、基幹教育研修事業(基本研修・実務研修)講義のeラーニング講座の充実、各演習のオンライン開講を強化した。さらに、2025年度からの基本研修eラーニングの一新と会員への一部無償化にむけ新しいコンテンツの制作をすすめるとともに、会員が受講しやすい新たな研修管理システムの導入を検討し、生涯教育の充実を一層推進していくこととした。拡充教育事業としては、引き続きオンラインによる研修運営を充実させるとともに、各認定事業を適宜実施した。

情報コミュニケーション事業部関連事業では、国民の食・栄養の課題を解決するために、“栄養の日・栄養週間 2025”を、8月4日「栄養の日」、8月1日から8月7日の「栄養週間」を中心に、「みんなで結ぶ栄養の日」をテーマに実施した。管理栄養士・栄養士と国民がともに「栄養」について考える機会づくりとして「栄養の力で結コンテスト」を開催。『見つけて！教えて！栄養の力』のテーマのもと、写真と川柳を募集し、2,654作品が寄せられた。また、管理栄養士・栄養士が地域で自らが積極的に栄養改善活動を行う「栄養ワンダー Ver.2」を展開した。広報媒体(卓上ポップ)・指導媒体4種を作成し、各活動先での「栄養の日・栄養週間」の普及啓発、指導媒体の活用を推進。また、世論形成と健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することを目的として、ホームページの内容充実や広報活動の推進に努めた。

栄養ケア・ステーション事業部関連事業では、国民の身近な場所での栄養相談・支援等を展開するために、栄養ケア・ステーション認定制度を推進した。また、地域住民のための食生活支援活動の拠点としての設置促進、人材育成に注力した。

地域連携事業部関連事業では、諮問会議及び地区栄養士会長会議を開催、同会議での意見を踏まえた会務運営に努めた。

政策・職域推進事業部関連事業では、各職域において基本方針、具体的推進項目を設定して、職域

の専門性の向上のために各種活動に取り組んだ。

災害対策事業部関連事業では、令和6年能登半島地震に係る災害支援活動に取り組んだ他、日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association・Disaster Assistance Team)に関わる各種の活動を展開した。

I 公1事業 食・栄養の科学振興事業

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1-1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

社会保障制度改革等が推進される中、管理栄養士・栄養士がその専門性を十分に生かせる制度や仕組みを検討するため、戦略的、政策的に調査研究事業を実施することとし、医療職域による「全国病院栄養部門実態調査」を実施した。

1-2 国庫補助金等による事業

1-2-1 管理栄養士専門分野別人材育成事業（厚生労働省委託事業）

本事業は、厚生労働省の「管理栄養士専門分野別人材育成事業」として実施した。「がん病態栄養専門管理栄養士」「腎臓病病態栄養専門管理栄養士」については日本病態栄養学会、「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」については日本摂食嚥下リハビリテーション学会、「在宅栄養専門管理栄養士」については日本在宅栄養管理学会とそれぞれ連携して取り組むとともに、認定状況、活動実態及び課題等を整理し、仕組みや実践プログラムの検証・改善を行った。また、栄養ケア・マネジメントに係る Step1、Step2 研修を実施し、プログラムの検証を行った。さらに、2023 年度から取り組みを開始した「公衆衛生専門管理栄養士」の育成のための専門研修を実施し、第1回となる認定を開始し、131 名を認定した。あわせて、災害に係る栄養・食生活支援に対応できる管理栄養士の更なる育成に向け、実態調査、意見交換を行い、仕組みづくりの検討を行った。

1-3 管理栄養士・栄養士の業務規範の策定

倫理綱領・業務規範検討委員会を開催し、「管理栄養士・栄養士倫理綱領」が管理栄養士・栄養士の業務の本質となっているか、社会的背景や要請等を踏まえ、協議を継続し、適宜見直ししていくこととした。

1-4 国への栄養施策の提言活動

日本健康会議、厚生科学審議会、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、保険者による健診・保健指導等に関する検討会、食品安全委員会企画等専門調査会、消費者委員会食品表示部会、成育医療等分科会、食育推進評価専門委員会、水産政策審議会企画部会等、厚生労働省、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、農林水産省、水産庁、スポーツ庁等の各種関連会議で、栄養の指導の実務家の立場から意見を提言した。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2-1 栄養の指導に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援

「日本栄養士会雑誌」に掲載された実践事例報告について、科学技術情報発信・流通総合システムの学術電子ジャーナル(J-stage)を毎月更新した。また、日本栄養士会ホームページ上の「制度・指針・調査・文献検索」より、広く情報提供を行った。

2-2 栄養の指導に関する研究助成及び育英資金の支給事業

河村育英資金からの奨学金の給付について、「日本栄養士会雑誌」とホームページで公募を行い 8 名から応募があった。有識者による 1 次選考(書類選考)と 2 次選考(面接選考)を行い、新潟県・田中舞、愛知県・森山大介、熊本県・加来正之の 3 名へ 2 年間奨学金を給付することとした。

研究助成については、2025 年度は実施しなかった。

2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

例年通り、「管理栄養士・栄養士必携」、「栄養調理六法」、「サクセス管理栄養士・栄養士養成講座シリーズ」等の監修を行った。

2-4 政策にかかわるデータベースの構築

2024 年度に実施した「管理栄養士・栄養士 就業実態調査」について、本会事業の推進や管理栄養士・栄養士の労働環境の改善等に関する政策提言につなげることを目的に、報告をとりまとめた。

II 公 2 事業 食・栄養改善人材育成事業

1 生涯教育制度の基幹教育にかかる運営事業

1-1 基幹教育研修事業

新たな研修管理システム(manaable)により、基本研修(e ラーニング)全講座をリニューアル、一部を会員無料講座として開講するとともに、実務研修においても内容を見直しの上、継続開講をすすめた。2026 年度から manaable による生涯教育の全国運用を促進するため、7 月以降毎月、都道府県栄養士会担当者との説明会(Web)を開催し、円滑なシステム移行のための体制整備を進めるとともに、担当者会議(Web)を 2 回開催し、都道府県栄養士会における生涯教育の開催・運営状況や課題等について意見交換、情報共有を図った。

1-2 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

第 10 回認定審査申請者 19 名に、一次審査(筆記試験)と二次審査(事例報告の考査)を実施した。認定管理栄養士認定者は 14 名、分野別では臨床栄養 7 名、学校栄養 1 名、給食管理 1 名、公衆栄養 1 名、福祉栄養(高齢・障がい)4 名となった。よって、認定者総数は 226 名、分野別では臨床栄養

173 名、学校栄養 3 名、健康・スポーツ栄養 1 名、給食管理 11 名、公衆栄養 6 名、地域栄養 7 名、福祉栄養(高齢・障がい)24 名、福祉栄養(児童)1 名となった。

1-3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

職業倫理に関しては、基幹教育の基本研修に位置付け、内容をリニューアルした e ラーニングにより会員無料講座として開講し、より一層の普及を図った。

1-4 全国栄養士大会開催事業

管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき課題を協議し、その対応や実践方法を共有することを目的に、「共感力～人を想う感性～」のテーマのもと、オンライン上で 10 月 16 日～12 月 21 日のおよそ 2 ヶ月間のオンデマンド配信で開催し、全国から 12,690 名の参加者を得た。講演(テーマ講演含む)、スポンサード講演、計 22 題の講演を実施した。

1-5 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

養成校学生に対する、2025 年度「全国栄養士大会・オンライン」の参加勧奨と継続的な情報配信を目的とした文書を全管理栄養士・栄養士養成校へ送付した。また、2026 年 3 月に卒業する養成校学生への情報配信を目的に「管理栄養士・栄養士になるあなたへ 2026」と題したチラシを作成して全管理栄養士・栄養士養成校へ配布した。

2 拡充教育（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修）にかかる運営事業

2-1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

関連学会等と協働するなど、特定・専門的な種類の業務に必要とされる高度な専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性に応じた資格制度を引き続き推進した。

2-1-1 特定保健指導担当管理栄養士育成事業（特定分野）

2024 年度に継続し「保健指導担当者研修会」の基本編(e ラーニング)を 6 月から翌 3 月に開催し、計 402 名が参加した。また、実践編(事前学習・e ラーニング)を 12～翌 1 月に開催し、計 110 名が参加、実践編(ライブ研修)を 2 月に開催し、計 78 名が参加した。

2-1-2 静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士育成事業（特定分野）

「経腸栄養管理の基礎」、「静脈栄養管理の基礎」、「静脈経腸栄養管理の応用」に関する研修会を、6 月から 12 月にオンライン(一部ハイブリッド)により開催し、80 名が参加した。また、スキルアップセミナーは、初回更新者向けを 6 月に、2 回以上参加者向けを 10 月にオンラインにより開催し、計 165 名が参加した。2025 年度の静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士認定者数は 76 名、認定者総数は 1,684 名となった。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

日本スポーツ協会並びに日本スポーツ栄養学会と協働し、事業を実施した。2025 年度の公認スポーツ栄養士認定者数は 54 名、認定者総数は 608 名となった。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業（特定分野）

日本在宅栄養管理学会と協働し、事業を実施した。認定者総数は 1,674 名となった。

2-1-5 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士育成事業（特定分野）

食物アレルギー基礎研修をオンラインで 6 月に開催し計 402 名が参加、食物アレルギー分野認定研修をオンラインで 8 月に開催し、計 188 名が参加した。食物アレルギーフォローアップ研修を 1 月に開催し、計 108 名が参加した。2025 年度の食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定者数は、100 名、認定者総数は 521 名となった。

2-1-6 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を実施した。2025 年度のがん病態栄養専門管理栄養士認定者数は 133 名、認定者総数は 1,344 名となった。本会主催のがん栄養療法実践セミナーは、e ラーニングを 10 月に開講し、計 146 名が参加、ライブ研修を 11 月に開催し、計 24 名が参加した。

2-1-7 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を実施した。2025 年度の腎臓病病態栄養専門管理栄養士認定者数は 14 名、認定者総数は 93 名となった。本会主催の腎臓病病態栄養セミナーは、基本編(e ラーニング)を 11～12 月に開催し、計 200 名が参加、実践編(ライブ研修)を 1 月に開催し、計 36 名が参加した。

2-1-8 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を実施した。2025 年度の糖尿病病態栄養専門管理栄養士認定者数は 5 名、認定者総数は 70 名となった。本会主催の糖尿病病態栄養セミナーは、基本編(e ラーニング)を 9～10 月に開催し、計 173 名が参加、実践編(ライブ研修)を 11 月に開催し、計 32 名が参加した。

2-1-9 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定として事業を実施した。専門研修を 5 月～6 月に開催し、全課程 9 名が修了、更新研修を 6 月に開催し、計 17 名が参加した。また、初心者研修を 11 月に e ラーニングにて開催し、計 318 名が参加した。第 9 回認定試験を 12 月に実施し、2025 年度の摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士認定者数は 6 名、認定者総数は 99 名となった。

2-1-10 在宅栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本在宅栄養管理学会との共同認定として事業を実施した。専門研修を オンラインにより7月から9月に開催し、全課程5名が修了、更新研修(ライブ研修)を11月に開催し、10名の参加があった。また、スタートアップ研修を開催する。第8回認定試験を12月に実施し、2025年度の在宅栄養専門管理栄養士認定者数は4名、認定者総数は62名となった。

2-1-11 小児栄養分野管理栄養士・栄養士育成事業（特定分野）

認定に係る指定研修として Step1、2、3(e ラーニング)を4月から翌年3月まで開催し、計287名が参加、Step2(ライブ研修)を7月に開催し、73名の参加があった。また、更新研修(ライブ研修)を10月と1月に開催し、計116名が参加した。第3回の認定試験を10月に実施し、2025年度小児栄養分野管理栄養士・栄養士認定者数は38名、認定者総数は291名となった。

2-1-12 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

日本健康・栄養システム学会の協力のもと「周術期・集中治療栄養管理研修会(オンライン)」を基本編(e ラーニング)を8月に開催し、計116名が参加、実践編を9月に開催し、計27名が参加した。

また、回復期リハビリテーション病棟協会の協力により「回復期リハビリテーション病棟における栄養管理基礎研修(オンライン)」を5月から翌年3月まで開講し、計117名が参加した。その他、日本栄養治療学会との共催により「GLIM 基準の理解と実践のためのオンデマンド講座」を8月から翌年3月まで開講し、計106名が参加した。

また、日本病態栄養学会、日本肝臓学会との共同認定である「肝疾患病態栄養専門管理栄養士」の2025年度の認定者は25名、認定者総数は154名となった。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会

栄養サポートチーム担当者研修会を、オンラインで9月に開催し、計111名が参加した。内訳は管理栄養士72名、看護師26名、准看護師1名、薬剤師11名、理学療法士1名であった。認定教育施設は、53施設の協力を得て実施した。

2-3 栄養ケア・マネジメント（NCM）に関する研修会

2019年度より厚生労働省の委託事業として日本健康・栄養システム学会の協力のもと開発した研修プログラムにより Step1(e ラーニング)を6月から翌年3月まで開催し、計34名が参加、Step2(ライブ研修)を11月に開催し、計14名が参加した。

2-4 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

医療、学校健康教育、研究教育、公衆衛生、福祉、フリーランス・栄養関連企業等の6職域で、それぞれの専門性の強化を図ることを目的として、別表1のとおりリーダー研修会を実施した。

2-5 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

各職域で、それぞれの専門性に関する技術・学術の強化を図ることを目的として、別表 1 のとおり全国研修会等の事業を実施した。

2-6 関連団体等との協働研修・研修支援事業

健康日本 21 推進全国連絡協議会、チーム医療推進協議会等での活動を行った。

2-7 職域別の学習・教育用の教材および資料の制作事業

職域の専門性を強化するため、実践的な教材、資料として、公衆衛生職域では「行政栄養士による活動事例集」、福祉職域では「福祉職域（高齢・障害・児童）における栄養ケア・マネジメントを効果的に実施するための事例集」、研究教育職域では「臨地実習および校外実習の事例集」、学校健康教育職域では「学校健康教育職域における個別的な相談指導事例報告」を作成した。

Ⅲ 公 3 事業 食生活自律支援事業

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

1-1 栄養ケア・ステーション事業

栄養ケア・ステーションは、地域住民に対する各種栄養課題の解決と地域における食環境の整備を推進する拠点であり、より地域に密着した栄養ケア・ステーションの拠点整備を図るべく、2014 年度から、栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業を実施し、2018 年 3 月 30 日付けで内閣府の認可を得て、栄養ケア・ステーション認定制度として 8 年目を迎えた。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

栄養ケア・ステーションの実態把握のため、都道府県栄養士会の協力のもと実態調査を実施した。2025 年度で、栄養ケア・ステーションの拠点数は 572、各栄養ケア・ステーション登録者（管理栄養士・栄養士）は 4634 名となった。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

学識経験者（経営等も含む）、事業者の代表者、都道府県栄養士会を含む栄養ケア・ステーション推進委員会を組織し、短中長期目標の設定と具体的な取り組みに向け検討チームを設置し、推進を図った。各都道府県の栄養ケア・センター機能の整備・強化のため全国栄養ケア・センターリーダー研修会を 1 月に開催した。

1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度

2018 年度から栄養ケア・ステーション認定制度を開始している。2025 年度は第 1 期として、認定審査会を 5 月に、認定委員会を 7 月に開催して 17 か所の事業所を、また、第 2 期として、認定審査会を 2 月に、認定委員会を 3 月に開催して 28 か所の事業所を、それぞれ認定栄養ケア・ステーション

として認定した。これによって 2025 年度末で認定栄養ケア・ステーションの総数は 448 か所となった。また、認定栄養ケア・ステーションの責任者研修（ベーシック及びアドバンス）を 12 月と 3 月に開催し、計 335 名が参加した。

1-2 非常災害時の被災者の健康支援事業

1-2-1 JDA・DAT 育成事業と支援活動

災害発生時、速やかに栄養・食生活支援活動を行うための共通ツールとして 2022 年 7 月に作成した「災害時の栄養・食生活支援ガイド」を更新し、Ver2 として公開した。また、都道府県栄養士会における災害支援の体制整備のための日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association・Disaster Assistance Team；以下、JDA・DAT)スタッフ研修会支援事業を実施し、39 道府県栄養士会へ対応した。その他、2 月に各都道府県栄養士会との大規模災害想定訓練(Web)を実施し、DiMS(Dietitian Matching System)の操作訓練や保健医療福祉調整本部会議のシミュレーション、意見交換等を行った。

1-2-2 JDA・DAT 体制整備事業

JDA・DAT 第 15 回リーダー育成研修、第 9 回リーダースキルアップ研修を開催し、新たに 95 名のリーダーを育成した。これにより、JDA・DAT リーダー総数は 1,224 名となり、都道府県栄養士会で育成されているスタッフ 4,967 名を合わせて 6,191 名の人材が育成された。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

2-1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2-1-1 健康づくり提唱のつどい

“栄養の日・栄養週間 2025”の市民公開講座として、8 月 19 日(火)東京都・浜離宮朝日ホールにおいて「教えて！栄養の力」をテーマに開催した。「栄養の力」にフォーカスし、トークセッションのゲストとして、2024 年度後期 連続テレビ小説『おむすび』制作統括を務めた日本放送協会の宇佐川隆史氏、管理栄養士・西条小百合役で出演された俳優の藤原紀香氏を迎え、来場者に栄養の大切さを PR した。

2-1-2 次期国民健康づくり運動プラン（健康日本 21）の推進に向けた事業

“栄養の日・栄養週間 2025”の「栄養ワンダーVer.2」において、適切な食生活を送るためのテーマ別指導媒体を作成して会員に提供し、各地域での栄養改善活動に活用した。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

日本栄養士会は 2016 年に、全ての人の健康の保持・増進を実現するために、8 月 4 日を「栄養の日」、8 月 1 日から 7 日を「栄養週間」と制定した。2025 年度の「栄養の日・栄養週間」では、「みんなで結ぶ栄養の日」をテーマに事業を展開した。

本年は、管理栄養士・栄養士と国民がともに「栄養」について考える機会づくりとして「栄養の力で結コ

ンテスト」を開催。『見つけて！教えて！栄養の力』のテーマのもと、写真と川柳を募集し、2,654 作品が寄せられた。

また、管理栄養士・栄養士が地域で自らが積極的に栄養改善活動を行う「栄養ワンダーVer.2」を展開した。広報媒体(卓上ポップ)・指導媒体 4 種を作成し、各活動先での「栄養の日・栄養週間」の普及啓発、指導媒体の活用を推進した。

2-1-4 対外広報活動の推進

国民への管理栄養士・栄養士およびその職能に対する理解促進と、日本栄養士会の重点事業について各ステークホルダーへの理解深化を目的に、報道対応および情報発信を行った。特に、2025 年度は大阪・関西万博および国際事業の広報に注力した。

2-1-5 大阪・関西万博に関する事業

2025 年 8 月 3 日～9 日の一週間、「大阪ヘルスケアパビリオン」において、一般財団法人日本栄養実践科学戦略機構と連携し、未来の栄養と食の在り方を体験し、考える 2 つの企画「デモキッチン」と「リボーンステージ」を展開した。「デモキッチン」では、「100 歳までに食べる健康な食事のオブジェ」を通じて人の未来の食と健康を考える出発点を視覚的に表現した。さらに、全国の都道府県栄養士会が「未来の食材 50」と郷土料理を組み合わせ提案する「未来に残すべき和食」や、未来の管理栄養士・栄養士のユニフォームの着装、協賛企業による未来の栄養・食のデモンストレーションと試食、専門職による対面型栄養相談など、五感で“未来の食と栄養”を体験できる多彩なプログラムを展開した。一方、「リボーンステージ」では、アジア各国の栄養士が一堂に集う「アジア栄養士フォーラム 2025」を開催し、各国の栄養課題と未来のビジョンを共有した。さらに、栄養と食をテーマにしたシンポジウムや、企業や著名人とのトークセッションも実施し、日本の「ジャパン・ニュートリション」を世界に向けて発信した。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

「日本栄養士会雑誌」を、1 号あたり平均約 51,000 部、毎月 1 回発行した。中堅として活躍する管理栄養士・栄養士を主な読者対象とした企画を、「日本栄養士会雑誌」企画委員会を中心に検討し、内容の充実に努めた。また、日本栄養士会会員限定で 2024 年 1 月号以降分のバックナンバーをホームページ上で閲覧している。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

国民への管理栄養士・栄養士や栄養に関する有効な情報提供をメインに、管理栄養士・栄養士の社会的認知獲得、職能への理解、地位向上と世論形成を目指して運用に努めた。2025 年度は日本栄養士会 SNS(X、インスタグラム、フェイスブック)の定期運用を開始し、情報発信に注力した。また、国民への情報提供については、大阪・関西万博特設ページの公開や、「栄養の日・栄養週間」事業の一環として市民公開講座のレポート公開など、情報提供を行った。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

“栄養の日・栄養週間 2025”「栄養ワンダーVer.2」において、適切な食生活を送るためのテーマ別指導媒体 4 種を作成して会員に提供し、各地域における栄養改善活動での活用を図った。

IV 公 4 事業 食環境整備事業

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

2024 年度に引き続き、関連学会等と連携を図った。

2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

10 月 24 日に、東京都・都市センターホテルにおいて、大日本栄養士会創立 80 周年記念 2025 年度全国栄養改善大会を開催し、栄養改善のために先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士等を表彰した。

厚生労働大臣表彰は、栄養改善事業功労者 9 名、栄養士養成功労者 20 名、栄養指導業務功労者 49 名、特定給食施設 15 施設が受賞し、副賞と共に授与した。日本栄養士会表彰は、栄養改善功労賞（萩原賞）を新潟県・村山稔子氏、栄養改善奨励賞（森川賞）を香川県・清水亜矢、福岡県・修行さやか氏に授与した。また、会長表彰として、栄養橋寿会員 11 名、50 年業務貢献者 81 名、25 年等業務貢献者 718 名、に対して表彰を行った。さらに、会員増に功績のあった 7 つの都県栄養士会に「都道府県栄養士会感謝状」を、新入会員の増加に功績のあった 2 つの県栄養士会に「都道府県栄養士会感謝状（新入会員増奨励）」を贈呈した。2025 年度は公益社団法人日本栄養士会の前身である大日本栄養士会創立から 80 周年であることを記念し、管理栄養士・栄養士の地位向上等に功績のあった個人 13 名と賛助会員 12 社に対して特別表彰を行った。

3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

交通事故賠償保険と同様に被害者の影響の軽減化を図るため、会員の支払う会費から、団体栄養士賠償責任保険に加入している（会員一人当たりの保険料は 99 円）。また、より高額な賠償を求める会員には追加補償（栄養士総合補償制度（上乘せ保障制度））の加入を案内し、加入者は 513 名となった。栄養士賠償責任保険（全員自動加入）、栄養士総合補償制度（上乘せ補償制度）とも、賠償保険に該当する事案は発生しなかった。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善および制度改革に関する包括的な検討事業

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等の各種報酬制度の改定に向け、国民の誰もが、適切な栄養管理のもと、個々人にあった食事を摂ることができ、ひいては自己実現につながることを目的として、制度の構築に向けての活動及び体制づくり等に取り組んだ。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

日本栄養士会では、2021年10月30日にGlobal Nutrition Report(GNR)に提出したコミットメントの達成に向けて、支援対象国ラオスにおける「ラオ日栄養改善プロジェクト」活動を推進した。2025年7月16日～18日に、第4次訪問団、2025年12月15日～17日に、第5次調査団を派遣した。保健省、保健科学大学をはじめとする関係機関の関係者と協議を重ねるとともに、モデル地区としているビエンチャン首都圏サントン郡の現地調査を行い、ラオス科学保健大学における「栄養士養成課程創設」と母子を対象とした離乳食支援及び児童を対象とした栄養教育支援を行う「地域栄養改善活動」の実施に関するMoUを締結した。また、地域栄養改善活動に伴う調査研究についてもラオス国立医療研究倫理委員会より承認を取得し、本格実施に向けた基盤を構築した。

2025年9月に、中国・厦門で開催された第22回中国国際保健博覧会(主催:中国保健協会)に共催し、中国の人々の食生活改善による健康維持・増進や生活習慣病の予防、両国の食品産業の交流と貿易を促進することを目的に、中村会長が基調講演「日本における特定保健用食品・機能性表示食品制度の国際的展開」を行った。また、大阪・関西万博で発信した「未来に残すべき和食」のボード展示や食品サンプルの展示のほか、日本の管理栄養士・栄養士の活動紹介を行った。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

2025年8月4日に、大阪にてアジア栄養士連盟(The Asian Federation of Dietetic Associations; AFDA)臨時常任理事会が開催され、スリランカの加盟が承認された。翌8月5日には、日本栄養士会主催、AFDA共催により、「アジア栄養士フォーラム 2025(The 2025 Asian Dietetic Forum; ADF2025)」を関西・大阪万博ヘルスケアパビリオン内リボンステージにて開催した。AFDAの加盟団体会長・代表者および国際栄養士連盟(The International Confederation of Dietetic Associations; ICDA)会長が一堂に会し、「アジアの全ての人々を栄養の力で健康に幸せにする」をテーマに、自国の栄養課題や栄養士養成に関する活発な協議が行われた。フォーラムの成果をまとめるため、8月6日にAFDAミーティングを開催し、「大阪栄養宣言 2025(Osaka Nutrition Declaration 2025)」として採択したのち、AFDA加盟団体代表者およびICDA会長が宣言に調印をした。AFDAミーティングでは、ICDA会長 Giuseppe Russolillo Femenías氏による基調講演も行われ、会期全体を通して、世界の栄養課題解決のため、アジアと世界の栄養士が連携、協同することの必要性が再認識された。

2025年9月3日には、ICDA第19回定時総会がオンラインで開催された。中村会長が出席し、ICDA会長及び理事会へ、ADF2025への協力に対する謝辞を述べた。

3 国際交流助成事業

2025年度は国際交流助成事業を行わなかった。

VI その他（法人運営）に関する事業

1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

2025年度定時総会を、6月21日・22日に大阪市・新大阪ワシントンホテルプラザにおいて開催した。

また、定時理事会を5月、7月、10月、1月及び3月に、臨時理事会を5月、6月及び2月に開催し、本会事業執行について検討した。常任理事会は、毎月定例で開催し、理事会への提案事項等について検討した。

諮問会議は、本会の運営に関する重要な事項について意見を求め、事業執行に反映することとして、2025年5月、2026年2月に開催した。

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの運営

事業を効率的かつ有効に実施するために、各種会議を別表2-1、別表2-2のとおり開催した。

1-3 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

会議の合理的な運営および予算の効率的な執行のため Web 会議システムを中心とした運営とした。

また、2月14日に東京・帝国ホテルにおいて、「大日本栄養士会創立80周年記念祝賀会・中村丁次氏 瑞宝中綬章受章記念祝賀会」を開催し、国会議員、厚生労働省関係者、神奈川県・横須賀市関係者、関係企業・団体、都道府県栄養士会会長等、243名の参加を得た。

2 会員に関する取り組み等

2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実

クレジットカードの不正利用防止のため、年会費支払いにおけるクレジットカード登録時の本人認証サービスを導入した。また、マイページに掲載しているおすすめのリ研修会や、「日本栄養士会雑誌」のバックナンバー等の情報を活用できるよう、定期メール配信：メルマガ（雑誌編、ホームページ編）を送信し、栄養業界ニュースやお知らせ、研修会、雑誌の掲載内容等の活用できる情報を引き続き提供した。

2-2 会員活動の活性化に向けた活動

新入会員の獲得対策としては新卒者対策、就業者の退会防止対策として、職域ごとにグループインタビューを実施した。また、都道府県栄養士会と連携し、養成施設卒業生向けの活動やメール登録推奨チラシの制作等、会員増に取り組んだ。2025度末の会員数は新入会 2,832 名、再入会 830 名、継続 44,787 名、計 48,449 名で、前年度に比べて 655 名の減となった。（別表 3）

2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理

都道府県栄養士会での運用ミスやトラブルが少なくなるよう、ミスしやすい事項について、事務連絡を通して注意喚起を促した。

3 自律的ガバナンスに関する取組

国の制度改正等にあわせ、法人運営の透明性及び適正性の向上を図るため、定期的に諸規程の整備を行っている。特に、2025年度は「物品及び役務調達規程」を見直し、物品等の調達における契約事務の適正化、効率化及び透明性の向上を図った。

また、理事が本会を代表して出席した国や他団体の会議についての報告会を実施し、理事間及び事務局との情報共有を推進した。さらに、管理栄養士・栄養士を取り巻く制度や政策動向について学ぶ勉強会を開催し、職域横断的な連携強化と政策立案能力の向上に努めた。

なお、2年に1度の役員改選後には、本会の事業内容、理事の役割及び法人運営・ガバナンスに関する理解促進を目的として、理事向け研修会を開催している。

4 その他必要な取り組み等

特になし

(別表1)2025年度政策・職域推進事業部事業報告

【政策・職域推進事業部】

■あるべき姿(方向性)

職域横断的な同職種間連携の強化を通して、地域(国)の優先的な健康・栄養課題を共有し、課題解決に向けた効果的な政策提言と実効性のある栄養改善活動の展開、および人材の育成・発掘により、職域活動の更なる活性化を図る。

■基本方針

No	基本方針	内容
1	各職域における活動を共有し、公益活動の活性化を推進する。	① 各職域事業推進委員会における重点取組内容の共有、公益活動の活性化に向けた戦略の検討 ② 全職域において、①にかかる情報提供の実施(全国リーダー研修会等)
2	各職域における政策課題の明確化を図り、事業及び調査・研究のバックアップ体制を図る。	① 各職域のあるべき姿(方向性)と政策課題及び具体的な政策活動の明確化(政策活動に必要な指標の設定) ② 政策課題を解決するためのエビデンス収集に向けての事業、調査・研究の推進
3	各職域における人材育成の方向性を検討し、効果的・効率的な人材育成に向けての体制整備を図る。	① 各職域における専門管理栄養士、認定管理栄養士・栄養士、その他の人材育成にかかる目標の検討 ② 各職域の人材育成に向け、PDCAサイクルに基づく研修会の企画(全国リーダー研修等) ③ 職域横断的な研修会の企画
4	各職域における会員増対策の目標を設定し、戦略的活動を展開する。	① 各職域における会員増の目標値の設定 ② 目標達成に向けた戦略的活動方法の検討と実践(非会員の掘り起こし、学生に向けての出口戦略の検討、就業先での入会促進など) ③ 若年層に魅力ある栄養士会活動のあり方についての意見聴取と対策の検討

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	政策・職域推進事業部会	政策・職域推進事業部の活動を計画・実施・評価するための事業部会を年4回、Web会議にて実施する。	2025.6.10(火)、8.18(月)、11.5(水)、2026.1.8(木)、3.26(木)	9名	9名
2	拡大政策・職域推進事業部会	事業部担当理事及び各職域の副委員長にて年2回実施。政策課題への対応策及び会員増対策等を検討する。	2025.10.1(水)	21名	22名
3	政策・職域推進事業部全体会議	会員増対策、全職域の事業推進委員の連携の推進および次期に向け日本栄養士会(日本の栄養施策)の課題・問題を共有し、グループディスカッションにより解決の糸口を探る。	2026.1.22(木)	55名	80名
4	職域全国リーダー育成のための研修会(派遣)	各職域の全国リーダー研修会に、政策・職域推進事業部長あるいは副部長を派遣し、各職域の事業および活動内容の把握及び意見交換を実施する。	各職域開催日に派遣	-	-
5	(新)若年層に魅力ある栄養士会活動のあり方に関するグループインタビュー	会員増対策の基礎資料とするため、若年層の管理栄養士・栄養士が栄養士会に対して抱く印象や期待を把握するとともに、会員制度の魅力や課題を明らかにする。(全6職域で実施、インタビュー対象者は1職域あたり会員3名、非会員3名)	医療:2025.12.9(火) 学校健康教育:2025.12.4(木) 研究教育:2025.11.25(火) 公衆衛生:2025.12.11(木) 福祉:2025.12.1(月) フリースタイル栄養関連企業等:2025.11.30(日)	対象者 36名	対象者 36名
6	理事勉強会	部会運営を円滑にかつ他職域との連携強化を図るため、各職域担当理事を中心に政策に関する勉強会(職域ごとにテーマ設定)を開催し、各職域の情報共有を図る。	2025.4.30(水)、7.3(木)、9.3(水)、11.27(木)、3.24(火)	-	-

【医療】

■あるべき姿(方向性)

病院・医療関連機関に従事する管理栄養士・栄養士の資質の向上を図り、もってわが国の医療及び国民保健の向上に寄与する。

■基本方針

No	基本方針	内容(ねらい)
1	適切な栄養療法を通じて患者の早期回復、疾病の重症化予防に取り組む	①病棟への管理栄養士の適正な配置を目指す ②医師看護師負担軽減と充実を図るためにチーム医療を推進する ③入退院支援部門への管理栄養士の配置 ④外来化学療法室への管理栄養士の配置 ⑤外来栄養食事指導専属の管理栄養士の配置 ⑥後方施設(他施設・介護施設等)との連携、情報提供、フードサービスの強化
2	医療を取り巻く社会構造の変化に対応し、適切な栄養療法を実践する	①地域包括ケアシステムの推進 ②地域連携担当の管理栄養士の配置 ③医療施設を経営主体とした栄養ケア・ステーション設置の勧奨
3	栄養療法に関する知識と技術を有する人材の育成を行う	①専門管理栄養士のさらなる推進 ②栄養部門の教育・研修を担当する管理栄養士の育成、卒前卒後教育の充実

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	医療職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	・2024年度事業報告(政策課題報告含む)及び2025年度事業計画案 ・医療施設と福祉施設における同職種間連携推進セミナーの各都道府県での実施について	2025.4.19(土) Web	47名	47名
2	食事療法学会	臨床栄養に関する栄養管理・給食管理関連のマネジメントについて研鑽するとともに、診療報酬改定等の理解を深め、資質の向上を図る。また解決の場として、学会発表の機会を提供する。	2026.3.7(土) Web	1,867名	1,500名
3	臨床栄養学術セミナー	臨床に関わる管理栄養士・栄養士にとって有益な最新の臨床情報提供の場として開催。栄養管理や栄養指導の資質向上を目的に実施する。 テーマ: 慢性腎臓病(CKD)の透析予防	2025.7.5(土) ライブ配信 2025.8.6-10.5 オンデマンド配信	812名	800名
4	スキルアップセミナー	全国栄養士大会の講演において、栄養管理を行ううえでの実践的知識・技術を身につけることを目的に実施する。 テーマ: 静脈栄養	2025.10.16(木) ～12.21(日)	7,043 再生	2,000 再生
5	コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などをを目指す。 テーマ: 病棟配置	2025.9.27(土)	31名	50名
6	コンサルテーションサロン(ニューカマーミーティング)	新入会会員を対象に、日栄の活動方針の共有・仲間づくりの場を提供し、帰属意識を高める。	2026.1.20(火)	51名	40名
7	全国病院栄養部門実態調査	病院栄養部門の実態を把握することを目的に調査を実施する。	2025.6～2026.7	回収率 45%	回収率 50%
8	診療報酬を1から学ぶ研修会	入職～3年目までの病院管理栄養士・栄養士を対象に、診療報酬を十分に理解し、管理栄養士・栄養士の仕事の実績を見える化することを目的とする。	2025.4～2026.2	309名	500名
9	広報活動	診療報酬に係る資料の作成及びホームページへの掲載	-	-	-
10	常任事業推進委員会	事業推進委員会企画運営及び診療報酬改定等の戦略的事業計画	年10回	-	-
11	事業推進委員会他	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	年4回	-	-

【学校健康教育】

■あるべき姿(方向性)

児童生徒の生涯にわたる健康、命、幸せに貢献できる栄養教諭

■基本方針

No	基本方針	内容
1	栄養教諭配置1校1人を実現	①栄養教諭を必置義務の職員にするための配置法を改正するためのエビデンス作成する。 ②栄養教諭・学校栄養職員の配置等の状況の、都道府県・市町村の格差を無くすために各都道府県リーダーと協働。 ③食に関する指導を実施したくても職場環境の要因で実施できていない人が80%を減らすために、職場環境の現状を把握しエビデンスを作成し、栄養教諭の標準的職務ができる環境にする。 ④栄養教諭を多くすると良いこと、例えば個別的な相談指導実践事例などを作成周知する。
2	栄養教諭が学校現場におり、適時に直接相談・指導することにより子ども達が健康になり、栄養教諭が生涯の健康づくりに必要となる	①人材育成事業部と協働をして、下記の領域の特定分野における実践活動により優れた成果を生むことができると同時に、自ら必要とするスキルを認識し、常にその資質向上に向けた研鑽を行うことができると、日本栄養士会が認める特定分野管理栄養士・栄養士を増やす。
3	学校における栄養教諭(管理栄養士・栄養士)が、児童生徒に寄り添える時間と人的配置等のシステムで、給食管理と食に関する指導を一体的に行う。	①学校健康教育職域が栄養教諭に業務を効率化するためのツールを提供する。 ②栄養教諭の活動を実践事例としてとりまとめエビデンスとなるように構築する。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	学校健康教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	日本栄養士会の活動や現在の課題に関する情報と解決方法を各都道府県代表者と共有・協働し、各地域で実践を行っていくことによって、学校における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献するためのシステムを構築する。	2026.1.18(日)	45名	47名
2	全国研修会	栄養教諭・学校栄養職員として児童生徒の行動変容を促し、生涯にわたる健康づくりに貢献することを目指し、今後の食育の推進、学校給食の発展および国民の栄養・健康に資するために本研修会を開催し、専門性を研鑽する。	2026.2.8(日)	413名	300名
3	事業推進委員会	栄養・食事指導の専門性を用いて、児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献できるように、学校における管理栄養士・栄養士のための事業を推進することを目標に、各事業の企画及び運営について協議していくために年1回集合型、年3回WEB会議の推進委員会を実施する。	2025.6.29(日)Web 8.30(土)Web 11.16(日)Web 2026.2.28(土) 集合型予定	9名×4回	9名×4回
4	調査研究事業・事例収集	栄養教諭の活動を実践事例としてとりまとめエビデンスとなるように構築する。	年間	事例報告をHPIに掲載	
5	VCS(バーチャルコミュニティスペース)	ブロック(地区別)の連携強化・情報共有と解決へと導く。	2025.5~6	7ブロック各1回	7ブロック各1回

【その他】

6	「個別的な相談指導」等研修会(各都道府県栄養士会主催に向けて)	「個別的な相談指導」等の標準化を目指し、研修会を全国展開できるように進めていく。	年間	17か所(合同あり) 630名	47カ所
7	人材育成事業部生涯教育実務研修会	学校における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献する。	年間	全6講座 合計837名	各100名

【研究教育】

■あるべき姿(方向性)

栄養関連分野におけるエビデンスの作成・発信に寄与するとともに、将来の栄養関連分野を担う人材を育成する。

■基本方針

No	基本方針	内容
1	管理栄養士・栄養士養成カリキュラムの充実	①臨地・校外実習の実際の改訂の検討 ②教育現場のIoT利用に関する展望や課題等抽出 ③Society5.0社会を見据えた専門職(養成)教育システムの基盤整備 (「臨地実習及び校外実習の実際」の見直しに関する事業における事例収集を通じた検討)
2	基礎研究・応用研究・政策研究等の戦略的推進	①研究環境等に関する各職域との情報交換・連携 ②栄養関連分野に関連する研究論文や学会発表等の増加 (全国研修会で関連するプログラムを企画する)
3	卒後教育とのつながりの強化	①若手会員の増加 卒後3年以内の会員増を他職域及び都道府県栄養士会と協力して推進する ②職域内の会員増 ③他職域会員の研究支援 (リーダー研修会を通じて課題点を抽出し、必要な事業を考案する)

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	「臨地実習及び校外実習の実際」の見直しに関する事業	1)臨地実習・校外実習の事例集の作成	—	81事例	—
2	研究教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	1)2025年度事業報告及び2026年度事業計画案 →都道府県代表者への事業内容の浸透及び連携強化	2026.2.21(土)WEB予定	42名	47名
3	事業推進委員会	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	2025.6.26(木)WEB 9.18(木)WEB 11.13(木)WEB 2026.2.9(月)WEB 3.25(水)WEB	—	5回
4	研究教育職域全国研修会	栄養士制度に関わる事項ならびに、教育・研究に関わる事項について学び、理解・認識を共通化する取り組み	2025.9.7(日)WEB	130名	250名

【公衆衛生】

■あるべき姿(方向性)

国民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けた成果の見える栄養政策の推進

■基本方針

No	基本方針	内容
1	健康日本21(第三次)を踏まえた栄養政策の推進と、健康な栄養・食生活の推進に向けたエビデンスの強化	①健康日本21(第三次)を踏まえた、成果の見える栄養政策の推進方策の検討 地域の健康・栄養課題の明確化とPDCAサイクルに基づく施策の企画立案、実施、評価 ②自然に健康になれる持続可能な食環境づくりに向け、自治体支援ツール等を活用した食環境づくりの取組実態把握(R7:事例収集) ③SNS等を活用した健康無(低)関心層への啓発方法検討(R7:事例収集)
2	地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた栄養・食支援体制の確立(栄養CS設置拡大含む)	①医療－介護－地域一体での同職種間連携と多職種連携強化 ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の更なる推進(栄養CSとの連携) ③自治体栄養士配置促進要望活動の展開 ④栄養CS設置拡大と地域格差の是正
3	誰もが住民や同職種・他職種から信頼を得られる能力を有する人材育成と人材確保	【政策課題】自治体における栄養政策を適切に推進するための体制整備 ①人材育成ガイド、人材育成プログラムに基づく現任教育の拡充 ②自治体栄養士配置促進要望活動の展開(定員増と適正配置(多分野、多領域へ配置)) ③会員数の増加と都道府県加入率の差の縮小

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	公衆衛生職域行政栄養士育成のための全国リーダー研修会	・都道府県栄養士会公衆衛生職域代表者対象 ・県単での指導的役割が担えるようテーマ設定 ・2025年「栄養士会(公衆衛生職域)の組織強化に向けた戦略的な取組を実行に移す」	2025.4.20(日) WEB	46名	47名
2	公衆衛生実務研修会	・行政栄養士対象、専門知識・技能向上が目的 ・講演1題、行政説明2題、事例発表3事例、グループワーク等 ・テーマ「地域におけるフレコンセプションケアの推進と女性の健康支援にかかる実践力の向上」他	2026.2.23(月) WEB	183名	200名
3	公衆衛生新任者研修	・行政栄養士勤務年数5年対象 ・基礎能力の獲得と仲間づくりが目的 ・講演2演題「厚労省栄養技官、中村会長」、事例発表2事例、グループワーク等	2026.1.15(木) WEB	125名	150名
4	事業推進委員会	職域のあるべき姿の達成と政策課題の解決に向け、PDCAサイクルを踏まえた事業企画、実施、評価等	2025.4.5(土) WEB、8.9(土)集合、12.14(日) WEB	3回	3回
5	公衆衛生事業活動事例集制作事業	・先駆的な実践活動のプロセスと成果を収集 ・1都道府県栄養士会あたり2事例提出依頼 ・事例集を作成し、ホームページ等で発信 ・優良事例は、雑誌、研修事例発表等へつなぐ	年間	—	47
6	自治体行政栄養士配置要望活動	・自治体栄養士配置促進に向けた要望書の発出(2025.5月)	年間	—	47
7	自治体栄養士配置要望活動事業及び会員増対策(ブロック別VCSの実施)	・全国7ブロックごとにVCS開催 ・一体的実施、配置促進、人材育成、栄養CS連携、事業推進、会員増等について意見交換	各1回(2025.10～12月)	7回	7回

【福祉】

■あるべき姿(方向性)

地域共生社会において、誰もが健康で豊かな生活を送ることができるように食を通じて支援する。

■基本方針

No	基本方針	内容
1	【高齢】重度化防止を図り、科学的に効果が裏付けられた質の高い丁寧な栄養ケアサービスを提供するため、栄養ケア・マネジメントの質の担保と標準化を推進する	①専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ②同職種合同・スキルアップ研修会の実施 ③施設入所サービスにおけるエビデンスの構築(リハ・口腔との連携、看取り、認知症対応、情報連携など) ④介護保険施設における実態調査 ⑤通所系、居宅系サービスにおけるエビデンスの構築 ⑥通所サービス事業所等における実態調査 ⑦機能強化型認定栄養ケア・ステーションの配置促進
2	【障害】障害(児)者分野における栄養マネジメント体制を確立し、質の高い栄養ケアサービスを提供するため、栄養ケア・マネジメントの標準化を推進する	①専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ②同職種合同・スキルアップ研修会の実施 ③施設入所サービス(児・者)におけるエビデンスの構築 ④通所系、居宅系サービスにおける栄養ケアのエビデンス構築
3	【児童】保育所における管理栄養士による栄養ケアサービスの提供体制構築のため、管理栄養士による個別栄養ケアを実施する	①専門管理栄養士、認定管理栄養士の取得及び配置促進 ②同職種合同・スキルアップ研修会の実施

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	福祉職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会(WEB)	福祉の管理栄養士・栄養士活動を発展させるため、国民ニーズに関する課題に対応できる研修を行い、リーダーを育成する。	2025.8.3(日)、 2026.2.21(土)	46・47	各47名
2	高齢・Step00研修会 (生涯教育実務研修)	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	年間	129名	200名
3	高齢・Step0研修会 (生涯教育実務研修)	経験年数1～3年対象 食事観察、多職種連携、LIFE入力などについて詳しく学ぶ。	年間	128名	200名
4	高齢・各種加算のとり方研修会 (生涯教育実務研修)	各種栄養関連加算について学ぶ。	年間	351名	200名
5	【NEW】今知っておきたい！実践例から学ぶ介護報酬(入所・通所)研修会 (ライブ)	医療・介護・障害施設と地域(在宅)をつなぐシームレスな栄養管理、栄養食事指導体制の構築に向けた評価の充実を図る為、報酬改定の内容をいち早く習得し、実践する。	2025.6.8(日)	144名	200名
6	【NEW】令和6年度介護報酬改定対応「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組を学ぶ」研修会・オンデマンド配信【特養編/老健・通所リハ】	「リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組」の調査研究データをもとに管理栄養士とリハビリ専門職及び口腔専門職が一体的に行う取組の意義や連携の仕方、期待される効果等を学び、実務に活かす。	年間(5月～視聴開始)	特358名・老186名	500名
7	地域共生セミナー(ライブ)	地域共生社会における管理栄養士・栄養士の役割を理解し実践できる。	2025.10.26(日)	54名	80名
8	障害・Step00研修会 (生涯教育実務研修)	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	年間	102名	200名
9	障害・Step0研修会 (生涯教育実務研修)	栄養マネジメント加算／経口移行・経口維持加算／療養食加算	年間	135名	200名
10	障害・スキルアップ研修会Step0(ライブ)	障害者特有の食行動や食関連課題に対する栄養介入方法について事例を用いて学ぶ。	2025.11.9(日)	63名	80名
11	児童・Step00研修会(ライブ)	保育所における栄養ケア・マネジメントについて基礎から学ぶ。	2025.11.7(金)	44名	80名
12	児童・スキルアップ研修会Step0「食物アレルギーについて学ぶ」(ライブ)	食物アレルギーの基礎知識と最新情報を学ぶ。	2025.11.29(土)	63名	120名
13	児童・スキルアップ研修会Step0「食べる機能の発達や偏食の対応について学ぶ」(ライブ)	口腔機能の発達について学ぶ。	2025.12.12(金)	104名	120名
14	事例集作成／高齢・障害・児童	高齢・障害・児童分野の事例を収集し活用する。	-	23事例 予定	47事例
15	事業推進委員会	各事業の推進のため企画および運営についての協議を行う。 (年5回、Webうち1回集合)	2025.5.17(土) WEB、7.6(日)集合、 9.13(土)WEB、11.15(土) WEB、2026.1.17(土)WEB	—	各11名
16	VCS (バーチャルコミュニティスペース)	リーダーへタイムリーな情報を提供するため・各ブロック連携強化(介護関連の研修会推進のための施策対応等含む)	年3回	3回	7ブロック×3回
17	広報活動	介護報酬にかかわるホームページ掲載原稿等の資料作成および更新、問合せ対応	-		
18	政策事業	介護保険施設及び通所サービス事業所等における実態調査	10～11月	実施なし	

【フリーランス・栄養関連企業等】

■あるべき姿(方向性)

誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けて、自然に健康になれる食環境づくりを推進し、国民の健康保持増進、健康寿命の延伸に寄与する。

■基本方針

No	基本方針	背景・目的
1	自然に健康になれる食環境づくりのための連携体制の構築	・自然に健康になれる食環境づくりには、フードシステムのあり方が重要である。当職域には、フードシステム(食物の生産、加工、流通、販売)に関わる多くの所属(フードサービス、食品・栄養関連、保険薬局・ドラッグストア、健康情報関連、矯正施設・自衛隊、自営・フリーランスなど)において活動していることから、各所属の活動を共有、理解、連携し、誰もが地域で健康な食事にアクセスできる食環境づくりを推進するための連携体制を構築する。 ・健康な食事へのアクセスに加え、人々の食物選択を後押しする役割をもつ情報のアクセスとを相互に関連させて推進する。
2	健康日本21(第三次)の課題解決に向けた無関心層へのアプローチのための人材育成	・健康日本21(第三次)では、健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進している。この無関心層へのアプローチでは、ナッジなど新しい手法や実効性のあるポピュレーションアプローチが期待されている。また、栄養・食生活に関しては、特に「若い世代」に無関心層が多いことが重要課題となっている。このようなことから、他職域とは異なる当職域の特性を踏まえて、より多くの無関心層への取組みが実践できる管理栄養士・栄養士を育成する。
3	効果的な特定保健指導の実践とその成果の見える化	2024年度からスタートした第4期特定健診・特定保健指導制度の最大のポイントは「成果を重視した特定保健指導の評価体系(アウトカム評価)」が導入されたことにより、実施率の向上を目指す」ことである。当職域では、多くの管理栄養士が特定保健指導に従事していることから、効果的な特定保健指導の実践できる人材育成を推進するとともに、その成果(評価)の見える化について検討する。
4	食品のリスクとリスクコミュニケーションの推進	小林製菓の「紅麹」の健康被害を踏まえて、今後、健康被害を事前に防ぐためには、消費者の食品のリスクを含む健康食品に関する正しい情報提供など、リスクコミュニケーションの推進には、医師、薬剤師に加え管理栄養士・栄養士の役割も重要となっている。当職域においては、あらゆる消費者と直接関わる機会において、健康被害を防ぐための栄養教育を行うことが期待されている。そこで、消費者庁とも連携し、管理栄養士・栄養士が食品のリスクを正しく理解し、実践的な情報やリスクコミュニケーションに取り組む。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数(名)	目標数(名)
1	事業推進委員会	フリーランス・栄養関連企業等職域の事業に関する企画・立案・運営・進行管理を行う。 各領域の課題抽出と対策を検討・議論した。	2025.4.8(火) 2025.7.17(木) 2025.9.16(火) 2025.10.28(火) 2026.3.13(金)	10名 10名 11名 11名 10名	11名
2	全国リーダー研修会	全国のフリーランス・栄養関連企業等事業部に所属する管理栄養士・栄養士が社会の中での健康維持・増進の仕組み作りへの認識を共有し、新たな価値を見いだし、かつ各都道府県において展開していく。	2025.12.7(日)	42名	47名
3	矯正栄養士研修会	矯正施設に関連する職員(管理栄養士・栄養士含む)へ健康維持増進に関わる研修を開催し、他職種間で食の重要性を認識する。	2026.1.23(金)	77名	80名
4	全国研修会	保健指導・経営力などの最新情報の知識を習得し、実践に活かせる研修とする。	2026.2.28(土)	216名	330名
5	リスクコミュニケーションセミナー	「食品のリスクを正しく理解し、健康被害を防ぐ」をテーマに、消費者庁と連携し、食品のリスクを正しく理解するための実践的な情報や食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションの一層の推進に向けて実施した。	2025.7.23(水)	1,885名	3,000名

(別表2-1) 2025年度各種会議の開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2025年6月21日(土)～ 6月22日(日)		定時総会	新大阪ワシントンホテルプラザ
2025年5月10日(土)	臨時	理事会	日栄6F会議室・Web
2025年5月25日(日)	5月	理事会	日栄6F会議室・Web
2025年6月21日(土)	臨時	理事会	新大阪ワシントンホテルプラザ
2025年7月12日(土)	7月	理事会	日栄6F会議室・Web
2025年10月25日(土)	10月	理事会	日栄7F会議室
2026年1月24日(土)	1月	理事会	日栄6F会議室・Web
2026年2月14日(土)	臨時	理事会	日栄7F会議室
2026年3月22日(日)	3月	理事会	日栄6F会議室・Web
2025年4月26日(土)	4月	常任理事会	日栄6F会議室・Web
2025年5月10日(土)	5月①	常任理事会	日栄6F会議室・Web
2025年5月24日(土)	5月②	常任理事会	日栄6F会議室・Web
2025年6月21日(土)	6月	常任理事会	新大阪ワシントンホテルプラザ
2025年7月5日(土)	7月	常任理事会	日栄6F会議室・Web
2025年9月6日(土)	9月	常任理事会	日栄6F会議室・Web
2025年10月18日(土)	10月	常任理事会	日栄6F会議室・Web
2025年12月6日(土)	12月	常任理事会	日栄6F会議室・Web
2026年1月24日(土)	1月	常任理事会	日栄6F会議室・Web
2026年2月14日(土)	2月	常任理事会	日栄7F会議室・Web
2026年3月21日(土)	3月	常任理事会	日栄6F会議室・Web
2025年5月24日(土)		監事会	日栄6F会議室・Web
2025年5月10日(土)	第1回	諮問会議	日栄6F会議室・Web
2026年2月14日(土)～ 2月15日(日)	第2回	諮問会議	TKP新橋汐留ビジネスセンター
2025年6月24日(火)		顕彰審査会	日栄7F会議室
2025年9月1日(月)		河村育英資金選考委員会	日栄6F会議室
2025年10月28日(火)	第1回	総務部会	日栄6F会議室・Web
2026年1月15日(木)	第1回	選任決議管理委員会	日栄6F会議室・Web
2025年4月15日(火)	第2回	診療報酬・介護報酬改定検討委員会	Web
2025年5月13日(火)	第3回	診療報酬・介護報酬改定検討委員会	Web
2025年6月11日(水)	第4回	診療報酬・介護報酬改定検討委員会	Web
2025年11月11日(火)	第5回	診療報酬・介護報酬改定検討委員会	Web
2025年12月22日(月)	第6回	診療報酬・介護報酬改定検討委員会	Web
2026年1月28日(水)	第7回	診療報酬・介護報酬改定検討委員会	Web
2025年7月7日(月)		賛助会員会総会	日栄6F会議室・Web
2025年7月7日(月)	第1回	賛助会員会幹事会	日栄6F会議室・Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2026年3月12日(木)	第2回	賛助会員会幹事会	日栄6F会議室・Web
2025年6月17日(火)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト 研究デザイン検討会議	日栄6F会議室・Web
2025年8月23日(土)	第2回	ラオ日栄養改善プロジェクト 研究デザイン検討会議	日栄6F会議室・Web
2025年9月2日(火)	第3回	ラオ日栄養改善プロジェクト 研究デザイン検討会議	日栄6F会議室・Web
2025年7月2日(水)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト 第4次ラオス訪問チームによる合同会議	日栄6F会議室・Web
2025年7月17日(木)	第2回	ラオ日栄養改善プロジェクト 第4次ラオス訪問チームによる合同会議	ラオス・ビエンチャン市内
2025年7月16日(水)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト ラオ日合同栄養改善人材の養成に関する協議	ラオス・ビエンチャン市内
2025年7月17日(木)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト ラオ日合同MoUレビュー会議	ラオス・ビエンチャン市内
2025年12月15日(月)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト MoU調印式および第1回プロジェクト実施委員会	ラオス・ビエンチャン市内
2026年2月9日(月)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト サントン郡地域栄養改善活動検討会議	日栄6F会議室・Web
2026年2月26日(木)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト ラオ日研究メンバー合同会議	日栄6F会議室・Web
2026年3月27日(金)	第1回	ラオ日栄養改善プロジェクト 栄養士養成検討チーム会議	日栄6F会議室・Web
2025年6月2日(月)	第1回	学術研究事業部会	Web
2025年5月15日(木)	第1回	倫理綱領・業務規範検討委員会	Web
2025年5月21日(水)	臨時	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	日栄6F会議室・Web
2025年4月25日(金)	第1回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	日栄6F会議室・Web
2025年7月30日(水)	第2回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	日栄6F会議室・Web
2025年10月27日(月)	第3回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	日栄6F会議室・Web
2026年2月3日(火)	第1回	「日本栄養士会雑誌」見直し検討委員会	日栄6F会議室・Web
2025年12月12日(金)	臨時	「日本栄養士会雑誌」論文委員会	日栄6F会議室・Web
2026年3月26日(木)	第1回	「日本栄養士会雑誌」論文委員会	日栄6F会議室・Web
2025年4月8日(火)		「日本栄養士会雑誌」第68巻4月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2025年5月7日(水)		「日本栄養士会雑誌」第68巻5月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2025年6月3日(火)		「日本栄養士会雑誌」第68巻6月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2025年7月7日(月)		「日本栄養士会雑誌」第68巻7月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2025年9月5日(金)		「日本栄養士会雑誌」第68巻9月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2025年10月6日(月)		「日本栄養士会雑誌」第68巻10月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2025年11月5日(水)		「日本栄養士会雑誌」第68巻11月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2025年12月5日(金)		「日本栄養士会雑誌」第68巻12月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2026年1月6日(火)		「日本栄養士会雑誌」第69巻1月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2026年2月5日(木)		「日本栄養士会雑誌」第69巻2月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2026年3月5日(木)		「日本栄養士会雑誌」第69巻3月号振り返り会	日栄6F会議室・Web
2025年5月10日(土)	第1回	アジア栄養士フォーラム2025実行委員会	Web
2025年7月22日(火)	第2回	アジア栄養士フォーラム2025実行委員会	Web
2025年10月2日(木)	第3回	アジア栄養士フォーラム2025実行委員会	Web
2025年8月6日(水)		AFDAミーティング・午前	スイスホテル南海大阪7階 花桐
2025年8月6日(水)		AFDAミーティング・午後	なんばスカイオコンベンションホール8階 会議室2

開催期日	回次	会議名	開催場所
2025年4月22日(火)	第1回	生涯教育担当者会議	日栄6F会議室・Web
2025年11月3日(月)	第2回	生涯教育担当者会議	日栄6F会議室・Web
2025年7月25日(金)	第1回	manaable操作説明会	日栄6F会議室・Web
2025年8月22日(金)	第2回	manaable操作説明会	日栄6F会議室・Web
2025年9月24日(水)	第3回	manaable操作説明会	日栄6F会議室・Web
2025年10月22日(水)	第4回	manaable操作説明会	日栄6F会議室・Web
2025年11月26日(水)	第5回	manaable操作説明会	日栄6F会議室・Web
2025年12月24日(水)	第6回	manaable操作説明会	日栄6F会議室・Web
2026年1月27日(火)	第7回	manaable操作説明会	日栄6F会議室・Web
2025年9月1日(月)	第1回	生涯教育委員会	Web
2025年10月10日(金)	第1回	生涯教育認定適格審査委員会	Web
2026年1月23日(金)	第2回	生涯教育認定適格審査委員会	Web
2025年7月2日(水)	第1回	栄養ケアプロセスに関する打合せ会	Web
2026年1月27日(火)	第2回	栄養ケアプロセスに関する打合せ会	Web
2025年4月23日(水)	第1回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	Web
2025年8月26日(火)	第2回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	Web
2025年10月3日(金)	第3回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	Web
2026年1月30日(金)	第4回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	Web
2025年5月18日(日)	第1回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2025年7月27日(日)	第2回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2025年9月21日(日)	第3回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2026年1月25日(日)	第4回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2026年3月8日(日)	第5回	静脈経腸栄養(TNT-D)管理栄養士運営委員会	Web
2025年4月2日(水)	第1回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	Web
2025年5月28日(水)	第2回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	Web
2025年10月28日(火)	第3回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	Web
2026年1月16日(金)	第4回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	Web
2025年4月21日(月)	第1回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2025年5月12日(月)	第2回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2025年11月11日(火)	第3回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2025年12月16日(火)	第4回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2026年1月9日(金)	第5回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 事例小委員会	Web
2025年9月5日(金)	第1回	食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定制度 試験小委員会	Web
2026年2月9日(月)	第1回	栄養ケア・マネジメント(NCM)運営委員会	Web
2025年7月10日(木)	第1回	公衆衛生専門管理栄養士準備委員会	Web
2026年3月5日(木)	第2回	公衆衛生専門管理栄養士準備委員会	Web
2025年4月7日(月)	第1回	公衆衛生専門管理栄養士小委員会	Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2025年6月26日(木)	第2回	公衆衛生専門管理栄養士小委員会	Web
2025年9月24日(水)	第3回	公衆衛生専門管理栄養士小委員会	Web
2025年11月4日(火)	第4回	公衆衛生専門管理栄養士小委員会	Web
2025年12月26日(金)	第5回	公衆衛生専門管理栄養士小委員会	Web
2026年2月8日(日)	第6回	公衆衛生専門管理栄養士小委員会	ステーションコンファレンス東京
2025年5月27日(火)	第1回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年8月1日(金)	第2回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年11月11日(火)	第3回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2026年2月10日(火)	第4回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2026年3月11日(水)	第5回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年7月14日(月)	第1回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2025年9月8日(月)	第2回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2026年1月20日(火)	第3回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2025年11月6日(木)	第1回	在宅栄養専門管理栄養士試験小委員会	カンフイー新大阪
2026年2月26日(木)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士認定委員会	Web
2025年5月9日(金)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2025年6月5日(木)	第2回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2025年7月15日(火)	第3回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2026年3月15日(日)	第4回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2026年3月27日(金)	第5回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	Web
2025年10月31日(金)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士試験小委員会	日栄6F会議室
2025年7月22日(火)	第1回	腎臓病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年12月16日(火)	第2回	腎臓病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2026年1月6日(火)	第3回	腎臓病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2026年2月25日(水)	第4回	腎臓病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年9月22日(月)	第1回	腎臓病病態栄養専門管理栄養士に係る打合せ会	Web
2025年6月19日(木)	第1回	糖尿病病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年8月21日(木)	第2回	糖尿病病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年10月22日(水)	第3回	糖尿病病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2026年2月10日(火)	第4回	糖尿病病態栄養専門管理栄養士運営委員会	Web
2025年9月2日(火)	第1回	小児栄養分野 認定委員会	Web
2026年1月22日(木)	第2回	小児栄養分野 認定委員会	Web
2026年3月3日(火)	第3回	小児栄養分野 認定委員会	Web
2026年2月2日(月)	第1回	小児栄養分野 事例小委員会	Web
2025年4月10日(木)	第1回	小児栄養分野 研修小委員会	Web
2025年6月6日(金)	第2回	小児栄養分野 研修小委員会	Web
2026年2月5日(木)	第3回	小児栄養分野 研修小委員会	Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2026年2月12日(木)	第1回	小児栄養分野 試験小委員会	Web
2025年8月19日(火)	第1回	専門管理栄養士4領域 意見交換会	Web
2025年11月6日(木)	第2回	専門管理栄養士5領域 意見交換会	品川インターシティ貸会議室
2026年3月4日(水)	第3回	専門管理栄養士6領域 意見交換会	Web
2025年10月15日(水)	第1回	<災害領域> 評価委員会	Web
2026年3月9日(月)	第2回	<災害領域> 評価委員会	Web
2025年8月20日(水)	第1回	<災害領域> 推進委員会	Web
2026年3月3日(火)	第2回	<災害領域> 推進委員会	Web
2025年9月2日(火)	第1回	情報コミュニケーション事業部会	日栄7F会議室・Web
2025年9月25日(木)	第2回	情報コミュニケーション事業部会	日栄6F会議室・Web
2025年11月27日(木)	第3回	情報コミュニケーション事業部会	日栄6F会議室・Web
2025年12月3日(水)	第4回	情報コミュニケーション事業部会	日栄6F会議室・Web
2025年4月9日(水)	第1回	栄養CS事業部会	日栄6F会議室
2025年4月24日(木)	第2回	栄養CS事業部会	Web
2025年5月22日(木)	第3回	栄養CS事業部会	Web
2025年7月25日(金)	第4回	栄養CS事業部会	Web
2025年9月24日(水)	第5回	栄養CS事業部会	Web
2025年10月10日(金)	第6回	栄養CS事業部会	Web
2025年10月25日(土)	第7回	栄養CS事業部会	Web
2025年12月4日(木)	第8回	栄養CS事業部会	Web
2026年1月19日(月)	第9回	栄養CS事業部会	Web
2026年2月15日(日)	第10回	栄養CS事業部会	日栄6F会議室
2026年3月22日(日)	第11回	栄養CS事業部会	日栄6F会議室
2025年5月8日(木)	第1回	栄養CS推進委員会	Web
2025年6月14日(土)	第2回	栄養CS推進委員会	日栄7F会議室
2025年9月10日(水)	第3回	栄養CS推進委員会	Web
2025年11月19日(水)	第4回	栄養CS推進委員会	Web
2026年1月26日(月)	第5回	栄養CS推進委員会	Web
2025年7月1日(火)	第1回	栄養ケア・ステーション認定委員会	Web
2026年3月18日(水)	第2回	栄養ケア・ステーション認定委員会	Web
2025年7月23日(水)	第1回	地域連携事業部会	日栄6F会議室・Web
2026年3月9日(月)	第2回	地域連携事業部会	日栄6F会議室・Web
2025年6月10日(火)	第1回	政策・職域推進事業部会	Web
2025年8月18日(月)	第2回	政策・職域推進事業部会	Web
2025年11月5日(水)	第3回	政策・職域推進事業部会	Web
2026年1月8日(木)	第4回	政策・職域推進事業部会	Web
2026年3月26日(木)	第5回	政策・職域推進事業部会	Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2025年10月1日(水)		拡大政策・職域推進事業部会	Web
2026年1月22日(木)		政策・職域推進事業部全体会議	Web
2025年4月12日(土)	第1回	医療事業推進委員会常任委員会	web
2025年5月17日(土)	第2回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2025年6月28日(土)	第3回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2025年7月19日(土)	第4回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2025年9月27日(土)	第5回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2025年10月18日(土)	第6回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2025年11月14日(金)	第7回	医療事業推進委員会常任委員会	日栄7F会議室
2025年12月20日(土)	第8回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2026年1月17日(土)	第9回	医療事業推進委員会常任委員会	Web
2026年3月6日(金)	第10回	医療事業推進委員会常任委員会	日栄7F会議室
2025年4月19日(土)	第1回	医療事業推進委員会	web
2025年6月28日(土)	第2回	医療事業推進委員会	Web
2025年11月15日(土)	第3回	医療事業推進委員会	Web
2026年1月17日(土)	第4回	医療事業推進委員会	Web
2026年2月3日(土)	第1回	医療職域選挙管理委員会	Web
2026年3月19日(土)	第2回	医療職域選挙管理委員会	日栄6F会議室
2025年6月29日(日)	第1回	学校健康教育事業推進委員会	Web
2025年8月30日(土)	第2回	学校健康教育事業推進委員会	Web
2025年11月16日(日)	第3回	学校健康教育事業推進委員会	Web
2026年2月28日(土)	第4回	学校健康教育事業推進委員会	日栄7F会議室
2025年6月26日(木)	第1回	研究教育事業推進委員会	Web
2025年9月18日(木)	第2回	研究教育事業推進委員会	Web
2025年11月13日(木)	第3回	研究教育事業推進委員会	Web
2026年2月9日(月)	第4回	研究教育事業推進委員会	Web
2026年3月25日(水)	第5回	研究教育事業推進委員会	Web
2025年4月5日(土)	第1回	公衆衛生事業推進委員会	Web
2025年8月9日(土)	第2回	公衆衛生事業推進委員会	日栄7F会議室
2025年12月14日(日)	第3回	公衆衛生事業推進委員会	Web
2025年5月17日(土)	第1回	福祉事業推進委員会	Web
2025年7月6日(日)	第2回	福祉事業推進委員会	日栄7F会議室
2025年9月13日(土)	第3回	福祉事業推進委員会	Web
2025年11月15日(土)	第4回	福祉事業推進委員会	Web
2026年1月17日(土)	第5回	福祉事業推進委員会	Web
2025年10月7日(火)	第1回	保育所等における管理栄養士・栄養士の実態把握に関するワーキンググループ	Web
2025年11月18日(火)	第2回	保育所等における管理栄養士・栄養士の実態把握に関するワーキンググループ	Web

開催期日	回次	会議名	開催場所
2026年1月9日(金)	第3回	保育所等における管理栄養士・栄養士の実態把握に関するワーキンググループ	Web
2025年4月8日(火)	第1回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web
2025年7月17日(木)	第2回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web
2025年9月16日(火)	第3回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web
2025年10月28日(火)	第4回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web
2026年3月13日(金)	第5回	フリーランス・栄養関連企業等事業推進委員会	Web
2026年2月22日(日)		大規模災害想定訓練	日栄6F会議室・Web
2025年6月12日(木)	第1回	災害対策事業部会	Web
2025年12月17日(水)	第2回	災害対策事業部会	Web
2025年5月29日(木)	第1回	JDA-DAT運営委員会	Web
2025年9月11日(木)	第2回	JDA-DAT運営委員会	Web
2025年11月10日(月)	第3回	JDA-DAT運営委員会	Web
2026年1月15日(木)	第4回	JDA-DAT運営委員会	Web
2025年4月23日(水)	第1回	JDA-DAT(研修チーム)運営委員会	Web
2025年5月29日(木)	第2回	JDA-DAT(研修チーム)運営委員会	Web
2025年9月4日(木)	第3回	JDA-DAT(研修チーム)運営委員会	Web
2025年10月2日(木)	第4回	JDA-DAT(研修チーム)運営委員会	Web
2025年4月23日(水)	第1回	JDA-DAT(マニュアルチーム)運営委員会	Web
2025年5月28日(水)	第2回	JDA-DAT(マニュアルチーム)運営委員会	Web
2025年7月3日(木)	第3回	JDA-DAT(マニュアルチーム)運営委員会	Web
2025年7月29日(火)	第4回	JDA-DAT(マニュアルチーム)運営委員会	Web
2025年4月11日(金)	第1回	JDA-DAT国際支援メンバー打合せ会	Web
2025年5月20日(火)	第2回	JDA-DAT国際支援メンバー打合せ会	Web

(別表2-2) 2025年度地区栄養士会長会議の開催

地区名	開催期日	開催場所
北海道・東北	2025年8月24日(日)	Web(担当:福島県栄養士会)
関東甲信越	2025年8月27日(水)・28日(木)	新潟県新潟市「新潟大学、NINNO3」
京浜	2025年7月30日(水)	Web(担当:東京都栄養士会)
	2026年2月6日(金)	Web(担当:埼玉県栄養士会)
東海・北陸	2025年8月30日(土)・31日(日)	富山県富山市「ホテルグランテラス富山」
近畿	2025年8月22日(金)	大阪府大阪市「大阪府栄養士会事務局」
	2026年2月10日(火)	和歌山県西牟婁郡「SHIRAHAMA KEY TERRACE HOTEL SEAMORE」
中国・四国	2025年8月29日(金)	Web(担当:島根県栄養士会)
九州	2025年9月7日(日)	Web(担当:大分県栄養士会)
	2026年2月28日(土)	福岡県福岡市「中村学園大学健康増進センター」

(別表3) 2025年度会員数(都道府県別・職域別)

	2025年度会員数				対前年度 比較増減	職域別会員数					
	合 計	新入会	再入会	継 続		医 療	学校健康教育	研究教育	公衆衛生	福祉	フリーランス・ 栄養関連企業等
北海道	2,400	121	31	2,248	△ 44	1,008	133	109	281	520	349
青 森	513	30	4	479	△ 7	215	31	37	46	123	61
岩 手	696	23	10	663	△ 23	249	34	24	90	214	85
宮 城	787	31	5	751	△ 38	328	37	49	104	170	99
秋 田	605	30	1	574	△ 10	161	23	14	63	204	140
山 形	596	27	8	561	△ 10	231	23	18	56	165	103
福 島	672	23	10	639	△ 18	268	63	24	67	140	110
茨 城	934	54	14	866	△ 25	369	144	40	82	183	116
栃 木	725	41	12	672	7	316	49	22	89	157	92
群 馬	1,000	55	12	933	△ 3	344	168	64	121	165	138
埼 玉	1,543	120	24	1,399	△ 5	651	52	83	137	295	325
千 葉	1,447	109	17	1,321	3	507	120	67	167	329	257
東 京	4,496	350	61	4,085	△ 6	1,945	270	338	273	626	1,044
神奈川	2,653	202	54	2,397	△ 6	1,084	150	127	203	525	564
新 潟	1,084	35	9	1,040	△ 43	334	167	58	136	249	140
富 山	639	30	6	603	11	281	71	11	60	150	66
石 川	528	34	15	479	△ 11	245	32	31	47	110	63
福 井	511	27	15	469	△ 19	224	53	20	37	117	60
山 梨	460	18	7	435	△ 24	138	17	28	70	124	83
長 野	1,266	82	26	1,158	2	422	152	39	170	261	222
岐 阜	711	48	8	655	△ 18	318	35	26	83	152	97
静 岡	1,317	74	31	1,212	△ 13	526	69	39	122	287	274
愛 知	2,201	144	78	1,979	24	942	170	183	128	411	366
三 重	549	36	7	506	△ 9	231	10	29	58	107	114
滋 賀	501	34	13	454	△ 19	179	19	38	55	96	114
京 都	981	63	10	908	△ 7	371	69	72	62	216	191
大 阪	2,871	167	58	2,646	△ 41	1,183	136	189	164	504	695
兵 庫	1,627	122	38	1,467	△ 28	622	63	92	157	340	353
奈 良	535	22	2	511	△ 15	139	116	24	34	150	72
和歌山	358	15	10	333	△ 8	164	8	11	20	71	84
鳥 取	205	15	2	188	△ 3	83	11	2	39	32	38
島 根	511	20	1	490	△ 10	179	48	12	61	127	84
岡 山	1,433	59	33	1,341	△ 53	586	182	109	133	263	160
広 島	1,246	72	18	1,156	△ 41	541	52	104	70	237	242
山 口	678	31	4	643	△ 26	315	74	32	37	128	92
徳 島	422	19	3	400	△ 6	200	17	43	58	62	42
香 川	586	9	3	574	△ 14	257	40	12	44	123	110
愛 媛	656	35	7	614	△ 5	318	23	14	83	142	76
高 知	409	21	7	381	△ 1	211	9	28	51	46	64
福 岡	2,581	147	39	2,395	△ 27	1,259	191	151	169	411	400
佐 賀	330	26	17	287	21	155	20	14	32	53	56
長 崎	870	41	10	819	△ 37	385	30	53	97	156	149
熊 本	951	46	20	885	△ 22	469	26	27	87	234	108
大 分	714	24	4	686	△ 25	262	53	23	65	152	159
宮 崎	322	17	25	280	3	168	18	8	35	49	44
鹿児島	826	53	17	756	△ 6	492	16	31	71	121	95
沖 縄	503	30	24	449	0	213	17	20	42	104	107
合 計	48,449	2,832	830	44,787	△ 655	20,088	3,311	2,589	4,356	9,601	8,503
2024年度 会員数	49,104	3,324	993	44,787		20,695	3,389	2,643	4,185	10,037	8,154
対前年度 比較増減	△ 655	△ 492	△ 163	0		△ 607	△ 78	△ 54	171	△ 436	349

2025 年度事業報告

2025 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2026 年 5 月 24 日

公益社団法人 日本栄養士会

貸借対照表

2026年 3月31日現在

公益社団法人日本栄養士会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	428,719,369	463,276,342	▲ 34,556,973
現金	214,505	143,929	70,576
外貨現金	1,278	19,711	▲ 18,433
当座預金	5,521,146	4,500,855	1,020,291
普通預金	422,982,440	458,611,847	▲ 35,629,407
未収会費	2,008,500	2,119,000	▲ 110,500
未収金	6,312,259	5,090,517	1,221,742
前払金	15,777,184	11,131,034	4,646,150
商貯品	932,118	2,313,452	▲ 1,381,334
貯蔵品	182,444	127,971	54,473
消耗品	718,311	725,368	▲ 7,057
未収消費税等	2,016,500	0	2,016,500
流動資産合計	456,666,685	484,783,684	▲ 28,116,999
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	780,000	780,000	0
基本財産合計	780,000	780,000	0
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	8,700,000	7,400,000	1,300,000
普通預金	128,983,092	149,809,336	▲ 20,826,244
特定資産合計	137,683,092	157,209,336	▲ 19,526,244
(3) その他固定資産			
建物付属設備	2,375,028	2,765,036	▲ 390,008
車両運搬具	2,169,784	3,770,125	▲ 1,600,341
什器備品	1,474,040	154,097	1,319,943
リース資産	2,236,080	3,513,840	▲ 1,277,760
ソフトウェア	28,741,832	28,378,428	363,404
敷金	126,000	126,000	0
保証金	9,318,896	6,388,250	2,930,646
リサイクル預託金	39,700	39,700	0
その他固定資産合計	46,481,360	45,135,476	1,345,884
固定資産合計	184,944,452	203,124,812	▲ 18,180,360
資産合計	641,611,137	687,908,496	▲ 46,297,359
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	27,442,260	26,878,313	563,947
前受金	538,340	609,840	▲ 71,500
前受会費	6,579,650	7,476,550	▲ 896,900
預り金	1,873,944	1,824,959	48,985
預り会費	6,917,000	8,159,500	▲ 1,242,500
賞与引当金	9,307,183	9,861,786	▲ 554,603
未払消費税等	0	3,022,900	▲ 3,022,900
流動負債合計	52,658,377	57,833,848	▲ 5,175,471
2. 固定負債			
リース債務	2,236,080	3,513,840	▲ 1,277,760
役員退職慰労引当金	8,700,000	7,400,000	1,300,000
固定負債合計	10,936,080	10,913,840	22,240
負債合計	63,594,457	68,747,688	▲ 5,153,231
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	54,193,316	62,217,667	▲ 8,024,351
受贈什器備品	1,438,800	0	1,438,800
指定正味財産合計	55,632,116	62,217,667	▲ 6,585,551
(うち特定資産への充当額)	54,193,316	62,217,667	▲ 8,024,351
2. 一般正味財産	522,384,564	556,943,141	▲ 34,558,577
(うち基本財産への充当額)	780,000	780,000	0
(うち特定財産への充当額)	83,489,776	94,991,669	▲ 11,501,893
正味財産合計	578,016,680	619,160,808	▲ 41,144,128
負債及び正味財産合計	641,611,137	687,908,496	▲ 46,297,359

正味財産増減計算書

2025年 4月 1日から2026年 3月31日まで

公益社団法人日本栄養士会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	50	7	43
基本財産受取利息	50	7	43
特定資産運用益	317,394	90,557	226,837
特定資産受取利息	317,394	90,557	226,837
受取会費	338,198,500	342,336,000	▲ 4,137,500
正会員受取会費	314,918,500	319,176,000	▲ 4,257,500
賛助会員受取会費	23,280,000	23,160,000	120,000
事業収益	152,577,389	241,027,325	▲ 88,449,936
研修・セミナー事業収益	76,755,010	115,413,860	▲ 38,658,850
書籍監修料収益	1,174,407	3,532,638	▲ 2,358,231
協賛金収益	18,975,000	54,150,000	▲ 35,175,000
認定登録料収益	10,768,500	9,679,900	1,088,600
雑誌購読料収益	929,310	1,014,915	▲ 85,605
情報提供事業収益	38,445,000	48,303,750	▲ 9,858,750
栄養情報普及収益	79,411	1,070,236	▲ 990,825
栄養ケア・ステーション認定収益	3,408,900	5,713,400	▲ 2,304,500
受託事業収益	2,041,851	2,148,626	▲ 106,775
受取補助金等	10,222,000	9,572,000	650,000
厚労省受託事業収益	9,522,000	9,522,000	0
受取民間助成金	700,000	50,000	650,000
指定正味財産からの振替額	8,024,351	15,236,695	▲ 7,212,344
指定正味財産からの振替額	8,024,351	15,236,695	▲ 7,212,344
雑収益	22,701,913	14,241,968	8,459,945
受取利息	955,998	294,851	661,147
情報交換会費収益	6,630,000	2,396,000	4,234,000
雑収益	12,739,915	9,452,767	3,287,148
受取事務手数料	2,376,000	2,098,350	277,650
賞与引当金戻入	9,861,786	8,842,596	1,019,190
賞与引当金戻入	9,861,786	8,842,596	1,019,190
経常収益計	541,903,383	631,347,148	▲ 89,443,765
(2) 経常費用			
事業費	427,843,902	472,619,428	▲ 44,775,526
役員報酬	12,560,000	12,626,000	▲ 66,000
給料手当	65,939,391	69,582,962	▲ 3,643,571
賞与	19,403,013	19,351,574	51,439
臨時雇賃金	133,234	59,520	73,714
賞与引当金繰入	5,770,455	6,311,543	▲ 541,088
役員退職慰労引当金繰入	966,000	966,000	0
法定福利費	15,068,285	15,694,045	▲ 625,760
福利厚生費	2,536,432	2,536,419	13
渉外費	761,044	1,076,762	▲ 315,718
会議費	596,251	3,159,547	▲ 2,563,296
旅費交通費	18,216,193	23,683,561	▲ 5,467,368
通信搬費	58,719,495	61,543,381	▲ 2,823,886
減価償却費	11,777,805	12,843,918	▲ 1,066,113
消耗什器備品費	337,738	202,085	135,653
消耗品費	8,048,164	6,637,730	1,410,434
修繕費	3,656,775	1,886,664	1,770,111
印刷製本費	58,918,132	68,879,001	▲ 9,960,869
光熱水料費	805,268	786,350	18,918
貸借料	23,003,942	22,010,765	993,177
保険料	5,696,782	5,683,676	13,106
支払報酬	5,558,328	5,947,600	▲ 389,272
諸謝金	17,828,936	15,443,082	2,385,854
広報費	3,918,287	0	3,918,287
租税公課	5,666,228	10,538,408	▲ 4,872,180
諸会費	3,837,053	3,365,715	471,338
参加者負担金	7,578	27,560	▲ 19,982
支払助成金	2,400,000	1,800,000	600,000
支払寄付金	0	2,023,000	▲ 2,023,000
委託手数料	59,203,009	81,359,053	▲ 22,156,044
支払手数料	4,462,347	5,867,526	▲ 1,405,179
システム使用料	8,569,909	5,317,001	3,252,908
図書資料費	657,183	651,314	5,869
原稿料	439,796	734,043	▲ 294,247
顕彰費	300,000	200,000	100,000
顕彰費	1,065,200	832,771	232,429
支援金	1,015,649	2,990,852	▲ 1,975,203

科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	150,613,453	129,467,247	21,146,206
役 員 報 酬	5,568,400	5,482,600	85,800
給 料 手 当	39,963,145	37,057,819	2,905,326
賞 与	11,892,169	10,885,261	1,006,908
臨 時 雇 賃 金	43,498	0	43,498
賞 与 引 当 金 繰 入	3,536,728	3,550,243	▲ 13,515
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	334,000	334,000	0
法 定 福 利 費	9,235,398	8,827,902	407,496
法 福 利 厚 生 費	1,554,588	1,426,734	127,854
法 福 利 外 費	451,142	207,053	244,089
旅 費 議 交 通 費	360,303	407,874	▲ 47,571
通 信 運 搬 費	8,086,389	7,509,800	576,589
減 価 償 却 費	5,837,751	4,766,940	1,070,811
消 耗 什 器 備 品 費	1,739,021	1,999,466	▲ 260,445
消 耗 器 具 費	24,141	127,244	▲ 103,103
修 繕 費	1,883,534	1,542,775	340,759
印 刷 製 本 費	2,819,508	484,563	2,334,945
光 熱 水 料 費	624,503	643,881	▲ 19,378
光 賃 借 料	984,216	786,350	197,866
保 険 料	23,196,854	18,498,526	4,698,328
支 払 報 酬 金	198,514	183,237	15,277
諸 租 税 公 課	4,501,122	4,265,800	235,322
諸 報 交 換 会 費	89,096	84,000	5,096
委 託 手 数 料	412,072	297,064	115,008
支 払 手 数 料	614,754	641,128	▲ 26,374
シ ス テ ム 使 用 料	8,537,214	2,362,000	6,175,214
図 書 資 料 費	5,403,144	6,203,930	▲ 800,786
雑 費	9,409,936	7,953,526	1,456,410
雑 費	1,878,001	1,673,010	204,991
雑 費	412,440	486,122	▲ 73,682
雑 費	1,021,872	778,399	243,473
経常費用計	578,457,355	602,086,675	▲ 23,629,320
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 36,553,972	29,260,473	▲ 65,814,445
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	▲ 36,553,972	29,260,473	▲ 65,814,445
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度会費	266,500	559,000	▲ 292,500
正会員受取会費	266,500	559,000	▲ 292,500
前期損益修正益	1,728,936	0	1,728,936
前期損益修正益	1,728,936	0	1,728,936
雑収益(経常外)	0	4,827	▲ 4,827
雑収益(経常外)	0	4,827	▲ 4,827
経常外収益計	1,995,436	563,827	1,431,609
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	1	0	1
什器備品除却損	1	0	1
過年度減価償却費	0	41,708	▲ 41,708
過年度減価償却費	0	41,708	▲ 41,708
雑損失(経常外)	40	373,400	▲ 373,360
雑損失(経常外)	40	373,400	▲ 373,360
経常外費用計	41	415,108	▲ 415,067
当期経常外増減額	1,995,395	148,719	1,846,676
当期一般正味財産増減額	▲ 34,558,577	29,409,192	▲ 63,967,769
一般正味財産期首残高	556,943,141	527,533,949	29,409,192
一般正味財産期末残高	522,384,564	556,943,141	▲ 34,558,577
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金(指)	0	8,597,847	▲ 8,597,847
受取寄付金	0	8,597,847	▲ 8,597,847
固定資産受贈益	1,438,800	0	1,438,800
什器備品受贈益	1,438,800	0	1,438,800
一般正味財産への振替額	▲ 8,024,351	▲ 15,236,695	7,212,344
○一般財産への振替	▲ 8,024,351	▲ 15,236,695	7,212,344
当期指定正味財産増減額	▲ 6,585,551	▲ 6,638,848	53,297
指定正味財産期首残高	62,217,667	68,856,515	▲ 6,638,848
指定正味財産期末残高	55,632,116	62,217,667	▲ 6,585,551
III 正味財産期末残高	578,016,680	619,160,808	▲ 41,144,128

正味財産増減計算書内訳表

2025年 4月 1日から2026年 3月31日まで

公益社団法人日本栄養士会

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						公益目的事業 会計合計	法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	公益事業共通			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	50	50	0	50
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	50	50	0	50
特定資産運用益	0	36,263	98,776	30,104	131,901	0	297,044	20,350	317,394
特定資産受取利息	0	36,263	98,776	30,104	131,901	0	297,044	20,350	317,394
受取会費	0	0	0	0	0	180,739,250	180,739,250	157,459,250	338,198,500
正会員受取会費	0	0	0	0	0	157,459,250	157,459,250	157,459,250	314,918,500
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	23,280,000	23,280,000	0	23,280,000
事業収益	1,036,907	99,224,351	52,206,131	110,000	0	0	152,577,389	0	152,577,389
研修・セミナー事業収益		71,220,250	5,534,760	0	0	0	76,755,010	0	76,755,010
書籍監修料収益	1,036,907	0	27,500	110,000	0	0	1,174,407	0	1,174,407
協賛金収益	0	0	18,975,000	0	0	0	18,975,000	0	18,975,000
認定登録料収益	0	10,768,500	0	0	0	0	10,768,500	0	10,768,500
雑誌購読料収益	0	0	929,310	0	0	0	929,310	0	929,310
情報提供事業収益	0	15,193,750	23,251,250	0	0	0	38,445,000	0	38,445,000
栄養情報普及収益	0	0	79,411	0	0	0	79,411	0	79,411
栄養ケア・ステーション認定収益	0	0	3,408,900	0	0	0	3,408,900	0	3,408,900
受託事業収益	0	2,041,851	0	0	0	0	2,041,851	0	2,041,851
受取補助金等	9,522,000	50,000	0	0	650,000	0	10,222,000	0	10,222,000
厚労省受託事業収益	9,522,000	0	0	0	0	0	9,522,000	0	9,522,000
受取民間助成金	0	50,000	0	0	650,000	0	700,000	0	700,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産からの振替額	2,400,000	0	4,215,962	300,000	1,108,389	0	8,024,351	0	8,024,351
指定正味財産からの振替額	2,400,000	0	4,215,962	300,000	1,108,389	0	8,024,351	0	8,024,351
雑収益	11,422	4,395	83,881	451,356	0	0	551,054	22,150,859	22,701,913
受取利息	11,422	1,585	0	0	0	0	13,007	942,991	955,998
情報交換会費収益	0	0	0	0	0	0	0	6,630,000	6,630,000
雑収益	0	2,810	83,881	451,356	0	0	538,047	12,201,868	12,739,915
受取事務手数料	0	0	0	0	0	0	0	2,376,000	2,376,000
賞与引当金戻入	▲ 197,236	▲ 3,057,154	▲ 1,380,650	▲ 197,236	▲ 1,282,032	0	▲ 6,114,308	15,976,094	9,861,786
賞与引当金戻入	▲ 197,236	▲ 3,057,154	▲ 1,380,650	▲ 197,236	▲ 1,282,032	0	▲ 6,114,308	15,976,094	9,861,786
経常収益計	12,773,093	96,257,855	55,224,100	694,224	608,258	180,739,300	346,296,830	195,606,553	541,903,383
(2) 経常費用									
事業費	23,369,134	134,713,707	203,087,821	17,363,214	49,310,026	0	427,843,902	0	427,843,902
役員報酬	2,381,200	3,543,800	5,313,000	1,188,400	133,600	0	12,560,000	0	12,560,000
給料手当	2,839,687	32,601,513	14,723,264	2,103,324	13,671,603	0	65,939,391	0	65,939,391
賞与	625,904	9,701,506	4,381,325	625,904	4,068,374	0	19,403,013	0	19,403,013
臨時雇賃金	0	16,234	117,000	0	0	0	133,234	0	133,234
賞与引当金繰入	186,144	2,885,227	1,303,006	186,144	1,209,934	0	5,770,455	0	5,770,455
役員退職慰労引当金繰入	190,000	257,000	418,000	95,000	6,000	0	966,000	0	966,000
法定福利費	486,074	7,534,142	3,402,516	486,074	3,159,479	0	15,068,285	0	15,068,285
福利厚生費	81,820	1,268,216	572,743	81,820	531,833	0	2,536,432	0	2,536,432
渉外費	0	5,226	204,498	447,200	104,120	0	761,044	0	761,044
会議費	103,322	131,832	61,740	77,068	222,289	0	596,251	0	596,251
旅費交通費	2,051,233	4,601,581	5,102,343	976,448	5,484,588	0	18,216,193	0	18,216,193
通信運搬費	1,135,946	2,742,831	53,995,676	543,431	301,611	0	58,719,495	0	58,719,495
減価償却費	405,779	6,470,243	4,727,878	137,522	36,383	0	11,777,805	0	11,777,805
消耗什器備品費	1,317	4,390	169,553	97,922	64,556	0	337,738	0	337,738
消耗品費	542,847	895,272	5,215,376	1,266,581	128,088	0	8,048,164	0	8,048,164
修繕費	147,311	1,594,338	1,778,903	98,208	38,015	0	3,656,775	0	3,656,775
印刷製本費	1,013,760	1,132,208	56,539,239	186,395	46,530	0	58,918,132	0	58,918,132
光熱水料費	53,685	178,948	465,266	35,790	71,579	0	805,268	0	805,268
賃借料	2,188,493	4,995,470	11,397,071	2,420,282	2,002,626	0	23,003,942	0	23,003,942
保険料	14,794	58,720	701,198	4,852,074	69,996	0	5,696,782	0	5,696,782
支払報酬	2,222,717	2,300,064	684,419	42,317	308,811	0	5,558,328	0	5,558,328
諸謝金	1,344,000	13,897,336	2,262,600	220,000	105,000	0	17,828,936	0	17,828,936
広報費	0	0	1,059,980	0	2,858,307	0	3,918,287	0	3,918,287
租税公課	38,025	3,560,503	2,024,925	18,534	24,241	0	5,666,228	0	5,666,228
諸会費	96	319	30,829	243,064	3,562,745	0	3,837,053	0	3,837,053
参加者負担金	0	7,578	0	0	0	0	7,578	0	7,578
支払助成金	2,400,000	0	0	0	0	0	2,400,000	0	2,400,000
委託費	1,999,657	24,118,908	22,382,513	367,455	10,334,476	0	59,203,009	0	59,203,009
支払手数料	158,433	2,906,603	976,663	125,798	294,850	0	4,462,347	0	4,462,347
システム使用料	652,058	6,718,172	938,396	71,504	189,779	0	8,569,909	0	8,569,909
図書資料費	50,844	211,480	193,448	25,496	175,915	0	657,183	0	657,183
原稿料	0	6,000	427,796	6,000	0	0	439,796	0	439,796
顕彰費	0	0	0	300,000	0	0	300,000	0	300,000
雑費	53,988	368,047	501,008	37,459	104,698	0	1,065,200	0	1,065,200
支援金	0	0	1,015,649	0	0	0	1,015,649	0	1,015,649
管理費	0	0	0	0	0	0	0	150,613,453	150,613,453
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	5,568,400	5,568,400

科 目	公益目的事業会計						公益目的事業 会計合計	法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	公益事業共通			
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	39,963,145	39,963,145
賞与	0	0	0	0	0	0	0	11,892,169	11,892,169
臨時雇賃金	0	0	0	0	0	0	0	43,498	43,498
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	3,536,728	3,536,728
役員退職慰労引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	334,000	334,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	9,235,398	9,235,398
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	1,554,588	1,554,588
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	451,142	451,142
会議費	0	0	0	0	0	0	0	360,303	360,303
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	8,086,389	8,086,389
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	5,837,751	5,837,751
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	1,739,021	1,739,021
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	24,141	24,141
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	1,883,534	1,883,534
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	2,819,508	2,819,508
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	624,503	624,503
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	984,216	984,216
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	23,196,854	23,196,854
保険料	0	0	0	0	0	0	0	198,514	198,514
支払報酬	0	0	0	0	0	0	0	4,501,122	4,501,122
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	89,096	89,096
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	412,072	412,072
諸会費	0	0	0	0	0	0	0	614,754	614,754
情報交換会費	0	0	0	0	0	0	0	8,537,214	8,537,214
委託費	0	0	0	0	0	0	0	5,403,144	5,403,144
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	9,409,936	9,409,936
システム使用料	0	0	0	0	0	0	0	1,878,001	1,878,001
図書資料費	0	0	0	0	0	0	0	412,440	412,440
雑費	0	0	0	0	0	0	0	1,021,872	1,021,872
経常費用計	23,369,134	134,713,707	203,087,821	17,363,214	49,310,026	0	427,843,902	150,613,453	578,457,355
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 10,596,041	▲ 38,455,852	▲ 147,863,721	▲ 16,668,990	▲ 48,701,768	180,739,300	▲ 81,547,072	44,993,100	▲ 36,553,972
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 10,596,041	▲ 38,455,852	▲ 147,863,721	▲ 16,668,990	▲ 48,701,768	180,739,300	▲ 81,547,072	44,993,100	▲ 36,553,972
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
過年度会費	0	0	0	0	0	133,250	133,250	133,250	266,500
正会員受取会費						133,250	133,250	133,250	266,500
前期損益修正益	0	0	1,728,936	0	0	0	1,728,936	0	1,728,936
前期損益修正益	0	0	1,728,936	0	0	0	1,728,936	0	1,728,936
経常外収益計	0	0	1,728,936	0	0	133,250	1,862,186	133,250	1,995,436
(2) 経常外費用									
固定資産除却損	0	0	0	0	0	0	0	1	1
什器備品除却損	0	0	0	0	0	0	0	1	1
過年度減価償却費	0	▲ 90,750	▲ 542,208	0	0	0	▲ 632,958	632,958	0
過年度減価償却費	0	▲ 90,750	▲ 542,208	0	0	0	▲ 632,958	632,958	0
雑損失	0	0	0	0	40	0	40	0	40
雑損失	0	0	0	0	40	0	40	0	40
経常外費用計	0	▲ 90,750	▲ 542,208	0	40	0	▲ 632,918	632,959	41
当期経常外増減額	0	90,750	2,271,144	0	▲ 40	133,250	2,495,104	▲ 499,709	1,995,395
他会計振替前当期一般正味財産増減額	▲ 10,596,041	▲ 38,365,102	▲ 145,592,577	▲ 16,668,990	▲ 48,701,808	180,872,550	▲ 79,051,968	44,493,391	▲ 34,558,577
当期一般正味財産増減額	▲ 10,596,041	▲ 38,365,102	▲ 145,592,577	▲ 16,668,990	▲ 48,701,808	180,872,550	▲ 79,051,968	44,493,391	▲ 34,558,577
一般正味財産期首残高							▲ 380,504,024	937,447,165	556,943,141
一般正味財産期末残高							▲ 459,555,992	981,940,556	522,384,564
II 指定正味財産増減の部									
固定資産受贈益	0	0	1,438,800	0	0	0	1,438,800	0	1,438,800
什器備品受贈益	0	0	1,438,800	0	0	0	1,438,800	0	1,438,800
一般正味財産への振替額	▲ 2,400,000	0	▲ 4,215,962	▲ 300,000	▲ 1,108,389	0	▲ 8,024,351	0	▲ 8,024,351
○一般財産への振替	▲ 2,400,000	0	▲ 4,215,962	▲ 300,000	▲ 1,108,389	0	▲ 8,024,351	0	▲ 8,024,351
当期指定正味財産増減額	▲ 2,400,000	0	▲ 2,777,162	▲ 300,000	▲ 1,108,389	0	▲ 6,585,551	0	▲ 6,585,551
指定正味財産期首残高	5,358,759	0	17,716,951	10,550,296	28,591,661	0	62,217,667	0	62,217,667
指定正味財産期末残高	2,958,759	0	14,939,789	10,250,296	27,483,272	0	55,632,116	0	55,632,116
III 正味財産期末残高	▲ 148,250,024	▲ 613,695,334	▲ 1,741,878,306	▲ 245,896,171	▲ 195,710,346	2,541,506,305	▲ 403,923,876	981,940,556	578,016,680

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

先入先出法による原価法によっている。

②貯蔵品

先入先出法による原価法によっている。

③消耗品

先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物付属設備及び車両運搬具は定額法、什器備品は定率法によっている。

②無形固定資産

ソフトウェアは定額法によっている。

③リース資産

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

保証債務なし

3. 正味財産増減計算書に関する注記

(経常外) ・ 前期損益修正益

2018～2024年度雑誌広告手数料の返金

	1,728,936 円
計	<u>1,728,936 円</u>

(経常外) ・ 固定資産除却損

食器棚の廃棄

1 円

(経常外) ・ 雑損失(経常外)

外貨建て資産期末評価替による為替差損

	40 円
計	<u>41 円</u>

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産				
(定)みずほ信託銀行池袋支店	780,000	0	0	780,000
小 計	780,000	0	0	780,000
特定資産				
(普)栄養改善奨励積立資産 三井住友神田支店507415	15,909,055	0	2,700,000	13,209,055
(普)国際事業積立資産 三井住友神田支店2016746	68,219,880	10,650,000	17,901,582	60,968,298
(普)災害支援事業積立資産 三井住友神田支店2967151	47,716,951	5,000,000	4,215,962	48,500,989
(普)生涯教育積立資産 三井住友神田支店3492322	17,963,450		11,658,700	6,304,750
(定)役員退職慰労引当資産	7,400,000	1,300,000	0	8,700,000
小 計	157,209,336	16,950,000	36,476,244	137,683,092
合 計	157,989,336	16,950,000	36,476,244	138,463,092

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
(定)みずほ信託銀行池袋支店	780,000	-	(780,000)	-
小 計	780,000	0	(780,000)	0
特定資産				
(普)栄養改善奨励積立資産 三井住友神田支店507415	13,209,055	(13,209,055)		-
(普)国際事業積立資産 三井住友神田支店2016746	60,968,298	(27,483,272)	(33,485,026)	-
(普)災害支援事業積立資産 三井住友神田支店2967151	48,500,989	(13,500,989)	(35,000,000)	-
(普)生涯教育積立資産 三井住友神田支店3492322	6,304,750	-	(6,304,750)	-
(定)役員退職慰労引当資産	8,700,000	-	-	(8,700,000)
小 計	137,683,092	(54,193,316)	(74,789,776)	(8,700,000)
合 計	138,463,092	(54,193,316)	(75,569,776)	(8,700,000)

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物 付 属 設 備	5,621,658	3,246,630	2,375,028
車 両 運 搬 具	19,127,545	16,957,761	2,169,784
什 器 備 品	3,084,895	1,610,855	1,474,040
リ ー ス 資 産	6,388,800	4,152,720	2,236,080
ソ フ ト ウ ェ ア	194,819,636	166,077,804	28,741,832
ソフトウェア仮勘定	0	0	0
合 計	229,042,534	192,045,770	36,996,764

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
厚 労 省 受 託 事 業 収 益	厚生労働省	0	9,522,000	9,522,000	0	—
受 取 民 間 助 成 金	公益社団法人矯正協会	0	50,000	50,000	0	—
受 取 民 間 助 成 金	大阪観光局	0	650,000	650,000	0	—
合 計		0	10,222,000	10,222,000	0	

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
公益目的事業支出(先駆的栄養改善活動等表彰事業)による振替額	300,000
公益目的事業支出(育英資金支給事業)による振替額	2,400,000
公益目的事業支出(国際交流事業)による振替額	1,108,389
公益目的事業支出(災害支援事業)による振替額	4,215,962
合 計	8,024,351

9. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末帳簿価額
			目的使用	その他	
賞 与 引 当 金	9,861,786	9,307,183	9,861,786	0	9,307,183
役員退職慰労引当金	7,400,000	1,300,000	0	0	8,700,000

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容の記載を省略している。

2 引当金の明細

引当金の明細についても、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容の記載を省略している。

財 産 目 録

2026年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流 動 資 産)			
現 金 預 金			[428,719,369]
現 金	手元保管	運転資金として	214,505
外貨現金	手元保管	LAK175,000x0.0073	1,278
当座預金	ゆうちょ銀行 00160-7-596053	運転資金として	5,521,146
普通預金	三井住友銀行神田支店 (普) 507799 (普) 507799 (普) 507799 (普)2016746 (普)507415 (普)1999844 (普)2967151 (普)3034780 (普)3084804 (普)3034815 (寄付金No.3) (普)3034815 (寄付金No.3) (普)3336538 (普)2914970 (ACD積立金No.29) (普)3492322 (普)3034791	運転資金として 基本財産運用益(基本財産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息) 運転資金として(特定資産受取利息)	373,879,369 4,059 27,653 254,214 76,485 45,116,437 143,843 0 0 2,455,158 10,979 961,601 553 51,974 115
未 収 会 費	正会員会費	2025年度会費	[2,008,500] 2,008,500
未 収 金			[6,312,259]
	ストライプジャパン	公益目的事業(公2)-専門管理栄養士 認定料	2,128,500
	日本スポーツ協会	公益目的事業(公2)-公認スポーツ栄養士登録料	1,662,500
	ハナカンフーズ	公益目的事業(公3)-大阪万博 協賛金	825,000
	日本栄養実践科学戦略機構	法人運営事業-出向料、会議室使用料	734,727
	認定栄養ケア・ステーション	公益目的事業(公3)-認定栄養ケア・ステーション審査料、 認定料、変更事務手数料 62件	513,700
	SBペイメントサービス	法人運営事業-クレジットカード決済による2025年度会費 171,500円 公益目的事業(公2)-研修会受講料 9,900円	181,400
	その他7件		266,432
前 払 金			[15,777,184]
	ICDA	公益目的事業(公5)-ICDA 2026年会費	3,448,986
	manaable	公益目的事業(公2)-研修管理システム年間利用料	2,970,000
	損害保険ジャパン	公益目的事業(公4)-管理栄養士・栄養士の業務過誤による 損害賠償責任保険料 2026年度分1/2分割 2,390,160 円 公益目的事業(公3)-JDA-DAT 車両保険 104,086円	2,494,246

	エーベクト	公益目的事業及び管理運営-新橋MCVビル 賃料1ヶ月分	1,887,501
	横浜国際平和会議場	法人運営事業-2026年度総会 会場使用料	929,500
	ヤクルト球団	管理運営-東京ヤクルトスワローズ年間シート契約料	726,000
	フォーク	管理運営-動画用サーバー利用料	713,453
	エーアンドシー	管理運営-2026・2027年度分 会計ソフトの会計基準移行手数料	539,000
	第一出版	公益目的事業及び管理運営-新橋MCVビル7階会議室賃料1ヶ月分	537,285
	その他 19件		1,531,213
棚卸商品			[1,832,873]
	商品	公益目的事業(公3)-JDAバッチ32,130、JDAポロシャツ10,395円、日本栄養士会雑誌889,593円	932,118
	貯蔵品	公益目的事業及び管理運営で使用している金券(切手等)の在庫141,254円、飲料代5,990円、書籍35,200円	182,444
	消耗品	管理運営-封筒196,460円、会員証カード521,851円	718,311
未収消費税等		令和7年度消費税確定申告による還付額	2,016,500
流動資産合計			456,666,685
(固定資産)			
基本財産			[780,000]
定期預金	みずほ信託銀行池袋支店(定)6003248	公益目的保有財産-(公1.2.3.4.5.)事業の用に供している	780,000
特定資産			[137,683,092]
栄養改善奨励積立資産	三井住友銀行神田支店(普)507415	公益目的保有財産-(公1)育英資金の支給事業、(公4)先駆的栄養改善活動等表彰事業の用に供している	13,209,055
国際事業積立資産	三井住友銀行神田支店(普)2016746	公益目的保有財産-(公5)国際交流事業の用に供している	60,968,298
役員退職慰労引資産	三井住友銀行神田支店(定)595667	役員退職慰労引当金見合の引当資産として管理している	8,700,000
災害支援活動積立資産	三井住友銀行神田支店(普)2967151	公益目的保有財産-(公3)災害支援管理栄養士・栄養士教育に向けた準備活動事業の用に供している	48,500,989
生涯教育積立資産	三井住友銀行神田支店(普)3492322	公益目的保有財産-(公2)生涯教育制度の運営に係る事業のため管理している	6,304,750
その他固定資産			[46,481,360]
建物付属設備	事務局(新橋MCVビル)の建物付属に係る工事、内装工事	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	2,375,028 (1,662,520) (712,508)
車両運搬具	災害支援車両(河村号・トアス号)	公益目的保有財産-(公3)JDA-DAT車両で使用している財産	2,169,784
什器備品	Webカメラ・スピーカーマイクセット・食器棚等	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	302,803 (211,962) (90,841)
	自家発電機・定温輸送保冷库等	公益目的保有財産-(公3)JDA-DAT車両設備で使用している財産	1,171,237
リース資産	コピー複合機2台	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	2,236,080 (1,565,256) (670,824)
ソフトウェア	業務支援システム	うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	6,322,160 (4,425,512) (1,896,648)
	ホームページ	うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	4,225,785 (2,958,050) (1,267,735)
	WORKS DX(予算管理)	うち公益目的保有財産70%	597,649 (418,354)

		うち管理運営で使用する財産30%	(179,295)
	マッチングシステム	公益目的保有財産-(公3) 災害支援準備活動で使 用している財産	985,344
	生涯教育システム	公益目的保有財産-(公2) 生涯教育事業で使 用している財産	16,610,894
敷金	梶山産業(株) (役員住居)	(共用財産) うち公益目的保有財産84% うち管理運営で使用する財産16%	126,000 (105,840) (20,160)
保証金	(株)エーベクト (新橋MCVビル事務所保証金)	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	6,128,250 (4,289,775) (1,838,475)
	第一出版 (新橋MCVビル7階会議室保証金)	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	2,930,646 (2,051,452) (879,194)
	寺田治彦 (DIKマンション新橋保証金)	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	260,000 (182,000) (78,000)
リサイクル預託金	災害支援車両(河村号、トース号、エ デュケーションカー)	公益目的保有財産-(公3) JDA-DAT車両のリサイ クル預託金	39,700
固 定 資 産 合 計			184,944,452
資 産 合 計			641,611,137
(流動負債)			
未払金			[27,442,260]
	SBペイメントサービス	公益目的事業(共通)-研修会決済手数料770円 管理運営-会費売上決済手数料5,422,098円	5,422,868
	日本印刷(株)	公益目的事業(公1)-J-stage掲載料@5,500x1、公益目的 事業(公3)-日本栄養士会雑誌製本印刷料 @98.07x49,500部、図書カード@1,000x22枚、学生購読雑 誌送料 3,960円 管理運営-会員カード封入発送手数料・送料@ (497.67+110) x27部	4,902,277
	アカデミック・ブレインズ	公益目的事業(公2)-食事療法学会 運営費	2,904,008
	フォーク	公益目的事業(公2)-研修会manaable移行による業務支 援システム改修費用665,500円、公益目的事業(公3)-研 修会manaable移行によるHP改修費用30,250円 公益目的事業及び管理運営で使用する-業務支援シス テム サーバー運用料337,700円x1ヶ月分、保守料330,000 円x1ヶ月分、高速メールサーバー利用料54,450x1ヶ月 分、ワンクリックオプトアウト機能開発 907,500円	2,325,400
	TOPPAN	公益目的事業(公3)-研修会manaable移行によるHP改修 費用708,890円、HP更新修正作業料396,000円x1ヶ月分	1,104,890
	その他 105件		10,782,817
前受金			[538,340]
	ホームページバナー広告料	公益目的事業(公3)-ホームページバナー次年度広告料4 件	198,000
	認定栄養ケア・ステーション	公益目的事業(公3)-認定栄養ケア・ステーション次年度審 査料12件	192,500
	日本栄養士連盟	管理運営-2026/4月分B会議室使用料	147,840
前受会費			[6,579,650]
	次年度正会員会費	公益目的事業及び管理運営で使用する次年度正会員会 費 宮崎分@6,500x27人、クレジット決済分(@6,500+150) x752人、県栄入金分(@6,500-150)x221人	6,579,650
預り金	2026年3月分源泉所得税他		[1,873,944]
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員からの預り住 民税納付額	606,800

預り会費		公益目的事業及び管理運営に従事する職員からの預り雇用保険料	759,784
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員他預り所得税	310,190
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員以外からの預り源泉税	155,370
	その他7件		41,800
			[6,917,000]
	北海道栄養士会	入会金1,000円x5人、会費7,500円x11人	87,500
	青森県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費10,500円x13人	137,500
	宮城県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費8,000円x10人	82,000
	秋田県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x20人	150,000
	山形県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費10,000円x5人	50,000
	福島県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費7,500円x13人	98,500
	群馬県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費8,500円x14人、その他1,000円x14人	136,000
	埼玉県栄養士会	入会金1,000円x10人、会費8,500円x29人	256,500
	千葉県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費10,000円x10人	103,000
	東京都栄養士会	入会金1,000円x20人、会費8,000円x84人	692,000
	神奈川県栄養士会	入会金1,000円x8人、会費7,000円x90人	638,000
	新潟県栄養士会	入会金1,000円x4人、会費11,500円x13人	153,500
	福井県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費8,000円x7人	57,000
	山梨県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費7,500円x3人	23,500
	長野県栄養士会	入会金1,000円x17人、会費10,500円x34人	374,000
	岐阜県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費7,500円x22人	168,000
	静岡県栄養士会	入会金1,000円x10人、会費9,500円x31人	304,500
	愛知県栄養士会	入会金1,000円x11人、会費8,000円x44人	363,000
	三重県栄養士会	入会金1,500円x1人、会費9,000円x7人	64,500
	滋賀県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費7,500円x4人	31,000
	京都府栄養士会	入会金1,000円x0人、会費8,000円x33人	264,000
	大阪府栄養士会	入会金1,000円x12人、会費9,000円x35人	327,000
	兵庫県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費7,500円x57人	429,500
	和歌山県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,000円x2人	14,000
	岡山県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費6,500円x20人	133,000
	広島県栄養士会	入会金1,000円x4人、会費8,500円x22人	191,000
	山口県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費9,500円x6人	58,000
	愛媛県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費8,500円x2人	18,000
	高知県栄養士会	入会金1,000円x14人、会費8,500円x21人	192,500
	福岡県栄養士会	入会金2,000円x10人、会費8,500円x51人	453,500
	佐賀県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費9,500円x15人	144,500
	長崎県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費9,000円x12人	109,000
	熊本県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費10,000円x29人	293,000
	大分県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,000円x7人	63,000
	宮崎県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,500円x2人	19,000
	鹿児島県栄養士会	入会金2,000円x1人、会費10,000円x20人	202,000
	沖縄県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,000円x4人	36,000
賞与引当金	職員	公益目的事業及び管理運営に従事する職員の賞与の引当金	9,307,183

流 動 負 債 合 計			52,658,377
(固定負債)			
リース債務		公益目的事業及び管理運営で使用しているコピー複合機2台の債務	2,236,080
役員退職慰労引当金	期末の役員退職慰労金要支給額	公益目的事業及び管理運営を執行する役員の退職慰労金の引当金	8,700,000
固 定 負 債 合 計			10,936,080
負 債 合 計			63,594,457
指定正味財産合計			55,632,116
一般正味財産合計			522,384,564
正 味 財 産 合 計			578,016,680
負債及び正味財産合計			641,611,137

2026 年 5 月 24 日

監査報告書

公益社団法人 日本栄養士会
代表理事会長 中村 丁次 殿

公益社団法人 日本栄養士会
監 事 早野 貴文 ㊟
公益社団法人 日本栄養士会
監 事 田中 敦 ㊟

私たち監事は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

公益社団法人日本栄養士会理事候補者について

2026年6月1日

代議員各位

公益社団法人日本栄養士会
選任決議管理委員長 加部 駿平

2026年4月6日付けで、日本栄養士会ホームページ等で告示をした理事選任総会決議について立候補がありました。

2026年4月24日に選任決議管理委員会を開催し、候補者の資格審査を行いました。その結果、別表のとおり理事候補者を決定したので、役員選任総会決議にかかる手続規程第17条第1項に基づき告示します。

1. 一般理事選任決議分野候補者氏名（届出順）

No	氏名	都道府県	職域	備考
1	原 純也	東京都	医療	
2	西村 一弘	東京都	医療	
3	本川 佳子	東京都	研究教育	
4	塚原 丘美	愛知県	研究教育	
5	加藤 すみ子	福島県	フリーランス・栄養関連企業等	
6	須永 将広	東京都	医療	
7	下浦 佳之	兵庫県	フリーランス・栄養関連企業等	
8	藤本 浩毅	大阪府	医療	
9	森 茂雄	愛知県	医療	
10	武藤 真紀	福島県	研究教育	
11	米山 久美子	東京都	フリーランス・栄養関連企業等	
12	富田 文代	滋賀県	福祉	
13	今村 佳代子	鹿児島県	研究教育	
14	西岡 心大	長崎県	研究教育	
15	阿部 絹子	群馬県	フリーランス・栄養関連企業等	
16	中村 丁次	神奈川県	研究教育	
17	宮島 功	高知県	医療	
18	修行 さやか	福岡県	福祉	

2. 職域理事選任決議分野候補者氏名（届出順）

No	氏名	都道府県	職域	備考
1	茂呂(望月)ひとみ	東京都	フリーランス・栄養 関連企業等	フリーランス・栄養関連企 業等から推薦あり
2	元家 玲子	愛媛県	福祉	福祉から推薦あり
3	小林 道	北海道	研究教育	研究教育から推薦あり
4	宮崎 純一	群馬県	医療	医療から推薦あり
5	諸岡 歩	兵庫県	公衆衛生	公衆衛生から推薦あり
6	重田 玲子	愛知県	学校健康教育	学校県教育から推薦あり

早野貴文監事より、辞任の申し出があったことから、公益社団法人日本栄養士会定款第25条第4項、公益社団法人日本栄養士会定款施行規則第30条の規定により、2025年度3月理事会において、唐津真美弁護士を監事の候補者と推挙しましたので、総会の承認を求めます。

なお、任期は、早野貴文監事の残任期間となる2028年度定時総会の終結の時までとします。

弁護士 唐津 真美

勤務先：高樹町法律事務所

東京都港区赤坂 8-5-8 TERRACE HILL AOYAMA 5階

免許：1996年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

2000年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録

職歴：1996年4月 東京永和法律事務所 入所（～1998年12月）

1999年1月 Freshfields Bruckhaus Deringer法律事務所 入所（～2004年12月）

2005年1月 骨董通り法律事務所 入所（～2018年2月）

2018年3月 高樹町法律事務所 設立

【定款抜粋】

（役員の選任）

第25条 理事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

4 監事は、会員外である有識者より総会において選任する。

【定款施行規則抜粋】

（監事の選任）

第30条 定款第25条第4項に定める監事の選任にあたっては、理事会が、定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者を決定する。

2 理事会は、業務監査及び会計監査の専門性に鑑み、適任者をもって監事の候補者としなければならない。

3 定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者の数は、定款第24条第1項第2号の定数以内とする。

定款第16条第4項、第30条および役員の報酬等に関する規程に基づく役員の報酬等の額について、総会の承認を求めます。

常勤の理事、非常勤の理事、監事の報酬総額 18,872,000円

《参考》

【定 款】

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃
- (4) 役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(役員の報酬等)

第30条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【役員の報酬等に関する規程】

(報酬等の支給)

第3条 本会は、以下の各号に掲げる役員とこれに対する報酬等に限り、これを支給する。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
 - (2) 非常勤の理事 日当
 - (3) 監事 月額報酬
- 2 前項各号に基づき支給される月額報酬、または、日当の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 第1項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。但し、第7条に基づく退職慰労金の支払いについてはこの限りでない。

非常勤役員（単位：円） 2,200円×1,160件（延べ）＝2,552,000円

1日当たり	2,200
-------	-------

常勤理事俸給表（単位：円） 700,000円（4号俸）×12か月＝8,400,000円

600,000円（3号俸）×12か月＝7,200,000円

号俸	月額	号俸	月額
1号俸	400,000	5号俸	750,000
2号俸	500,000	6号俸	800,000
3号俸	600,000	7号俸	850,000
4号俸	700,000	8号俸	900,000

監事報酬表（単位：円） 30,000円（1号俸）×12か月×2名＝720,000円

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	30,000	2号俸	40,000	3号俸	50,000

理事会は、定款施行規則第4条の規則に基づき、次の者を定款施行規則第4条（1）の名誉会員に推挙するので、総会の承認を求めます。

氏名	所属栄養士会・会員番号	該当の内容
新澤 祥恵	石川県栄養士会 No. 01700175	(社)石川県栄養士会会長（代表理事）2年 (公社)石川県栄養士会会長（代表理事）10年
米谷 佳彦	大阪府栄養士会 No. 02701527	代議員 24年
田中 俊治	大阪府栄養士会 No. 02701980	代議員 26年
羽多野 宏子	大阪府栄養士会 No. 02704276	(公社)大阪府栄養士会副会長（代表理事）12年
藤原 政嘉	大阪府栄養士会 No. 02700200	(社)大阪府栄養士会会長（代表理事）2年 (公社)大阪府栄養士会会長（代表理事）12年
前田 浩史	大阪府栄養士会 No. 02700242	代議員 20年
尾籠 悦子	福岡県栄養士会 No. 04020103	(公社)日本栄養士会理事 12年

【定款施行規則：抜粋】

（名誉会員）

第4条 理事会は、次の各号に該当する会員を、名誉会員の称号を付与すべき者として総会に推挙しその承認を求めることができる。

- （1）定款第24条第1項に定める役員、同第36条第3項に定める都道府県栄養士会の代表理事を5期（通算10年）、もしくは、同第6条に定める代議員を通算20年以上歴任し、総会での承認時点で満70歳以上であって、その職を退いている者
- （2）本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
- （3）その他、前各号に準ずる者

2026 年度公益社団法人日本栄養士会事業計画

栄養の力は、生命を維持し、こどもたちが健やかに成長し、人びとが健康で幸せな生活を送るための基盤です。少子高齢化の進行、健康格差の拡大、災害の頻発、医療・介護を取り巻く環境変化など、社会構造が大きく変化する中、全てのライフステージにおいて栄養に関する課題は一層複雑化・多様化しています。管理栄養士・栄養士は栄養と食の専門職として、医療、介護、福祉、学校、地域、職域、防災、国際協力等の多様な分野において、栄養課題の解決に重要な役割を担っています。本会は、より質の高い「栄養の指導」を通じて人びとの健康と幸せに貢献することを目的に、管理栄養士・栄養士の人材育成、活動支援を行っています。

一方で、社会環境の急激な変化や人びとのニーズの高度化により管理栄養士・栄養士に求められる役割は拡大し、その業務内容も専門性・実践力・連携力を要するものへと変化しています。このような状況を踏まえ、資質の向上を図るとともに、栄養関連事業の実装力と持続可能性を高めていくことが喫緊の課題となっています。

2026 年度は、国民健康づくり運動「健康日本 21（第三次）」が掲げる「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」を基本理念とし、栄養改善活動の実効性と可視性を高めるとともに、管理栄養士・栄養士が社会から信頼される専門職であり続けるため、次の重点事項に基づき事業計画を遂行します。

重点事項

- 1 本会が、栄養の力で人びとの健康と幸せに貢献するために、管理栄養士・栄養士が専門性を発揮し活躍できる環境づくりを進めるとともに、会員増対策を含めた若手人材の育成による会員基盤の強化
- 2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けて全ての世代に栄養改善活動を推進するとともに、生涯教育（卒後研修）を通じた管理栄養士・栄養士の専門性および実践力の向上により栄養改善活動の実効性の向上
- 3 頻発化・激甚化する自然災害に備え、災害発生時に、避難所等で生活する被災者が健康を維持し尊厳ある生活を送ることができるよう、適切な栄養・食生活支援を行うために日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の人材育成・体制整備を推進するとともに、自治体や関係機関と連携し平時からの備えを含めた実効性のある災害時栄養支援体制の強化
- 4 日本の栄養改善活動の成果 “Japan Nutrition”（ジャパン・ニュートリション）を基盤として、東京栄養サミットにおけるコミットメントの実現に向け、国際的な栄養改善活動として「ラオス栄養改善プロジェクト」を中心に展開するとともに、その成果や知見を活かした他国への応用・展開の可能性を視野に入れ、現地の実情に即した人材育成および栄養改善支援を推進、
- 5 令和 9 年度介護報酬および障害福祉サービス等報酬改定において、利用者の生活の質の向上を支える栄養・食生活支援の重要性が適切に評価されるよう、現場の実態や課題を踏まえた要望の提案を行うとともに、管理栄養士・栄養士が専門性を発揮できる体制づくりを推進

I 公 1 事業 食・栄養の科学振興事業

事業概要

本事業は、栄養の指導（栄養指導、栄養・食事療法を含む。以下、同じ。）及び健全な食生活の理論と実践の基礎となる食と栄養の科学及び技術の振興を図るため、国民の栄養・食と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。大きく二つからなり、（１）としては、調査（及び資料の収集）と研究、技術開発である。国民の健康と栄養の実態、栄養指導（栄養食事指導、給食管理を含む。以下、同じ。）と栄養・食事療法（栄養管理を含む。以下、同じ。）に関する事例や症例などを調査し、栄養指導と栄養・食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。（２）としては、ナショナル・センターとして、調査・研究・技術開発の旺盛な展開のための支援事業を行うものである。

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1-1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務分野毎に、その実態・課題を把握して業務のあるべき質を定義し、分野毎の固有の特性に適合した専門性（業務の質）の向上を図る方策について調査研究を行い、有効性のあるデータベースの構築を図り、その結果を栄養関連制度等の検討の基礎資料とする。

事業の趣旨等 進展する少子・高齢化に伴い、医療・保健・福祉の見直しが進められており、栄養関連制度にも及んできている。このため、国民の健康増進、疾病の発症及び重症化の予防のため、管理栄養士・栄養士の活動、そのための制度等を検討することが求められる。財源は会費、協賛金等とする

1-2 国庫補助金等による事業

事業内容の要旨 国の栄養施策である医療・介護など多様なニーズに対応できる仕組みづくりとして、高度な専門技術を有する管理栄養士育成システムを構築するため、2013 年度より管理栄養士専門分野別人材育成事業を委託事業として実施してきた。

事業の趣旨等 管理栄養士専門分野別人材育成事業では、これまでに、がん分野、腎臓病（CKD）分野、摂食嚥下リハビリテーション分野、在宅訪問分野、栄養ケア・マネジメント分野における人材育成事業を行ってきた。2023 年度から公衆衛生分野における人材育成について、2025 年度から災害に係る栄養・食生活支援に対応できる管理栄養士の更なる育成にむけた検討について、厚生労働省と調整し取り組んでいる。財源は、厚生労働省の助成金、補助金とする。

1-3 管理栄養士・栄養士の業務規範の策定

事業内容の要旨 2014 年度定時総会で承認された管理栄養士・栄養士倫理綱領の原案を基に多くの意見を求め、具体的な項目を含めた体系的規範案を作成した。今後は、現状に即した時点修正を行うとともに、会員へのわかりやすい解説方法についても検討を行う。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の本来業務である栄養の指導は、食と栄養の科学を現実（生身の人間）に適用して行うヒトの代謝（生理）作用への介入であり、一種の医学的

な侵襲である。加えて、在宅医療・在宅療養の推進が政策として進められているもとは、日常生活の現場で、管理栄養士・栄養士が、高度かつ周到なプロフェッショナルとして栄養の指導を実施する必要がある。

こうした業務の本質と現下の社会的要請に鑑み、管理栄養士・栄養士については、一般の医療倫理で説かれているのと同様に、自律、善行原理、無危害原理、正義から構成される職業倫理をうけて、具体的な業務規範を作成する。なお、本事業は、就業者の業務実態との整合性を図る必要があることから、業務の変容に伴い適宜改正していく。財源は会費とする。

1-4 国への栄養施策の提言活動

事業内容の要旨 栄養の指導の実務家の立場から、国の公衆衛生政策への提言等を行う。

事業の趣旨等 栄養の指導の現場で日々蓄積されている豊富な実践的知見及び上記事業1-1による調査・研究の成果は、事実と実践に立脚した極めて重要な立法資料である。これに基づき、国の公衆衛生政策などへ提言等を行う。財源は会費とする。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2-1 栄養の指導に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援

事業内容の要旨 栄養の指導に関する文献検索システム及び栄養学の実践に関するデータベースの利用・活用をととして、管理栄養士・栄養士の実践研究を支援するとともに、これらの成果を学術論文として取りまとめることを推進する。

事業の趣旨等 一般に、管理栄養士・栄養士は、現実の業務で実施した先駆的取組やそれらをととして形成された有効性の高い技術を、科学として理論化し、社会的に共有化する作業に疎くなりがちである。そこで、管理栄養士・栄養士養成校の研究者をつなぎ、管理栄養士・栄養士の業務実践に立脚した研究を奨励する仕組みをつくる。財源は会費とする。

2-2 栄養の指導に関する研究助成及び育英資金の支給事業

事業内容の要旨 志高く、前途有為な学生に管理栄養士の高度専門職業人教育を受ける機会を与えるために、一人当たり年間60万円を上限に育英資金を支給する。また、管理栄養士・栄養士でより高度な食と栄養の専門科学の研究を行おうとする者に、その研究内容等を精査し助成金を支給する事業を行う。

事業の趣旨等 育英資金支給事業については、ホームページ等で公募しており、応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催して選考するが、選考委員には中立性を担保し、管理栄養士・栄養士活動を理解している有識者等をあてる。育英資金の支給対象者はホームページ等で公表する。財源は河村育英資金（特定資産）及び会費とする。なお、支給した河村育英資金の返還は求めない。

研究助成事業については、今年度の実施を予定していない。

2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

事業内容の要旨 書籍等の刊行物の監修等を行う。

事業の趣旨等 監修等については、管理栄養士・栄養士の業務の科学的基礎たる食と栄養の実

践科学を振興させる観点から、一定の基準をもって適切と判断された書籍等に対して行うこととする。財源は会費及び監修料等とする。

2-4 政策にかかわるデータベースの構築

事業内容の要旨 処遇改善等の管理栄養士・栄養士にかかわる政策課題の解決に向け、就業実態調査を実施し、結果を解析するとともにデータベースの構築に取り組む。

事業の趣旨等 全国の管理栄養士・栄養士の労働環境の実態を把握し、専門職としての業務や待遇の改善等につなげることを目的に就業実態調査を経年実施し、解析等をすすめ、政策提言等へつなげる。財源は会費とする。

Ⅱ 公2事業 食・栄養改善人材育成事業

事業の概要

本事業は、栄養の指導をとおして国民の生涯にわたる健康づくりを支援する管理栄養士・栄養士を育成するために、各種の研修等に取り組むものである。国民が、より適した質の高い栄養の指導を、いつでも、どこでも手軽に受けることができるようにすることを目的とする。生涯教育制度は、(1) 基幹教育（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）と、(2) 拡充教育等（専門分野、特定分野の研修事業、その他の研修事業）とからなる。生涯教育制度は卒後教育の一環として、管理栄養士・栄養士養成課程で習得した知識を「知っている」から「実践できる」への重要な役割を担う。また、管理栄養士・栄養士の養成教育への支援事業を実施する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公2事業を構成するものである。

1 生涯教育制度の基幹教育にかかる運営事業

生涯教育制度の基幹教育は、すべての管理栄養士・栄養士を対象として実施し、各現場における専門職業人としての基礎能力を身につけることを目的とする。

1-1 基幹教育研修事業

事業内容の要旨 専門職は、自らの学術・技術の向上に努める必要がある。都道府県栄養士会と連携し、生涯教育を運営する。管理栄養士・栄養士のキャリア形成が支援できるよう、本事業を推進する。

事業の趣旨等 日々進歩する食と栄養の科学、栄養の指導の技法を、管理栄養士・栄養士が適時に的確な内容を身につけることができるよう、基幹教育としての研修会（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）を開催する。基幹教育事業における本会の役割は、(1)基幹教育の運営を都道府県栄養士会と共に実施すること、及び(2)都道府県栄養士会の基幹教育研修会を支援することの二つである。研修会の実施にあたっては、都道府県栄養士会と協働してすすめ、オンラインによる運営を充実させ、管理栄養士・栄養士の学習機会を拡充できるよう企画実施する。周知にあたっては、可能な限りホームページを活用する。本事業は、科学技術

の高度化や専門的技術の向上という社会の要望に沿うための事業である。財源は受講料、会費とする。

1-2 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の活動は、地域での公衆衛生、医療機関（病院）、福祉施設、保育所、小・中学校、教育機関、各種給食施設など多岐にわたっている。そこで、臨床・学校・健康スポーツ・給食管理・公衆・地域・福祉（高齢・障害・児童）の8つの活動領域別に、所定の課程を履修した者の申請に基づき、その活動領域における特質した知識・技能の修得や専門職としての責務の自覚の程度を審査し、適切な水準に達していると判定された者に、「認定管理栄養士」又は「認定栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定管理栄養士・認定栄養士は、後継者養成、当該領域の指導的役割を担うものとする。対象は、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）を主とする（参加資格に特別の制限は設けない）。

生涯にわたって自らの専門的な知識・技能を向上させ、専門職としての責務の自覚を深めていくことは、管理栄養士及び栄養士の専門職としての最も基本的な義務である。本会は、管理栄養士及び栄養士の一人ひとりが、その責務を実践するために、生涯にわたり学びを積み重ねていくことを支え、その努力が必要な質を伴った実りの多いものとなるよう、生涯教育制度を構築した。その一環として、生涯教育の成果を客観的に判定してこれを公証することにより、生涯教育を経て優れた到達段階にある管理栄養士及び栄養士が広く国民の多様な需要に高い質で応えていく状況を作り出そうとするものである。

認定にかかる審査は、(1)申請書類の確認（書類審査）、(2)一次審査（筆記試験）、(3)二次審査（事例報告の考査）により可否を判定する。財源は申請者が負担する審査料、認定料及び会費とする。

1-3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

事業内容の要旨 職業倫理について、現時点で正式には養成教育カリキュラムに取り入れられていないことから、基本的なとらえ方、管理栄養士・栄養士のあるべき姿や業務の本質論との関係、業務上の意義などを管理栄養士・栄養士に普及する。なお、本事業は基本的には生涯教育研修事業の基本研修に組み入れる。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の職業倫理を形成・確立することが強く要請されていることに鑑み、生涯教育研修会、本会の発行する情報誌・書籍等の刊行物、ホームページ等で職業倫理を題材として取り上げ、職業倫理の基本的なとらえ方、職業倫理と管理栄養士・栄養士のあるべき姿やその業務の本質論との関係、職業倫理の業務上の意義などについて、管理栄養士・栄養士の適切な理解を醸成する。財源は会費とする。

1-4 全国栄養士大会開催事業

事業内容の要旨 全国の管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき課題を協議、その対応や実践の方法を共有、現場で使える知識やスキルを身につけることを目的とする。

事業の趣旨等 2025 年度に引き続き、2026 年度も「全国栄養士大会・オンライン」として、日本栄養士会ホームページ上で実施する。財源は協賛金とする。

1－5 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士養成施設の卒業者・在校生向けに、専門職としての使命、業務遂行上の心構えに関する資料等を制作する。

事業の趣旨等 卒業者・在校生向けの資料は、専門職としての使命や任務、心構えを、管理栄養士・栄養士の業務の実際と絡めて考えてもらうための教材とする。管理栄養士・栄養士として就業を目指す学生にとっては、専門職としての自覚を促すこととなる。内容は、管理栄養士・栄養士が行う国民ならびに地域に向けての社会活動や各職域における活動等で、自らの社会的な役割や責任を自覚することに役立つものとする。

資料はホームページで公開するほか、管理栄養士・栄養士養成施設を通して学生に周知する。また、養成校学生のためのメール配信システムへ登録がある学生を対象に、メールを通じて情報提供を行う。財源は広告掲載料等とする。

2 拡充教育（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修）にかかる運営事業

基幹教育が、全ての管理栄養士・栄養士を対象にするのに対し、拡充教育は、各活動領域〔管理栄養士・栄養士の就業の種別である職域に基づく区分。例：医療、小・中学校等、勤労者、研究・教育養成、市町村・保健所等、福祉（高齢・障害・児童）、フリー活動等〕に従事する管理栄養士・栄養士を対象にする。それぞれの活動領域毎に、業務上、固有の課題があることから、かかる固有の課題に対応して管理栄養士・栄養士の高度な専門的知識・技能を向上させる取り組みが必要となる。

さらに、高度な専門的知識・技能が求められる特定の業務があることから、それぞれの業務のエキスパートやスペシャリストの認定、登録を行い、それぞれの技術の向上を図る。

2－1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

事業内容の要旨 特定種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性を認め登録する。登録にあたっては、一定の条件を定め、試験の実施等とともに、更新制を取り入れる。

事業の趣旨等 社会の変化に伴い、管理栄養士・栄養士の栄養指導や食事療法の技能を高度化させて対応すべき特定の種類の業務が登場する。特定種類業務にかかる社会的な需要に応えるために、これに必要とされる高度の専門知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成する。以下のとおりである。

2－1－1 特定保健指導に関する研修会

事業内容の要旨 特定保健指導は、内臓脂肪の蓄積に起因した生活習慣病に関する健康診査及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を行い、発症や重症化を予防するものである。特定保健指導に従事する管理栄養士に対する研修プログラムを開発し、特定保健指導のスペシャリストを育成する。

事業の趣旨等 第4期特定健診・特定保健指導に沿った研修会を企画・運営し、人材育成をすすめる。またスキルアップセミナー等を企画・運営し、スキルの担保を図る。財源は、受講料とする。

2-1-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士認定制度は、静脈経腸栄養療法のスペシャリストの育成のために実施している。本制度は、登録希望者に所定の研修を課し、静脈・経腸に関する実践事例のレポート提出による審査とともに、筆記試験を実施し、合格と認められた者に「静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 所定の研修である経腸栄養管理の基礎、静脈栄養管理の基礎、静脈経腸栄養管理の応用について、それぞれオンデマンドとライブ研修を各講義の内容により、組み合わせた運営とする。ライブ研修については、一部をハイブリッド開催とする。また試験は、オンラインにより実施する。財源は認定を受ける者の拠出する経費とする。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 各スポーツの現場、競技者への栄養教育や食環境の整備等、各専門分野のスタッフと連携し、現場のニーズに的確に応えることのできるスポーツ栄養のスペシャリストを育成するため公益財団法人日本スポーツ協会と共同で公認スポーツ栄養士の認定を行っている。所定の研修、実技・実習、インターンシップ、試験を課し、審査により公認スポーツ栄養士として認定する。

事業の趣旨等 研修等については、所定の公認スポーツ栄養士養成講習会カリキュラムにそって、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知をわかり、認定者を多く輩出するための情報提供の充実を図る。財源は登録を受ける者の拠出する経費、公益財団法人日本スポーツ協会の助成金、会費とする。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 在宅医療と係わる多職種と連携が取れ、在宅療養者の疾患・病状・栄養状態に適した栄養食事指導（支援）ができるスペシャリストを育成するために、一般社団法人日本在宅栄養管理学会と共同で、在宅訪問管理栄養士の認定を行っている。所定の研修、レポート提出、認定試験を課し、審査により在宅訪問管理栄養士の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本在宅栄養管理学会が実施する。本会では、認定者に対する更新研修を実施する他、当認定制度の周知にむけた情報提供の充実を図る。財源は登録を受ける者の拠出する経費、受講料、会費とする。

2-1-5 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士は、根拠に基づいた診断と治療の最前線を学びながら現場を振り返り、リスクマネジメントを考慮した安全な食の提供と栄養教育をめざすスペシャリストであり、指定する研修、認定試験を課し、合格と認められた者に「食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定申請につながる基礎研修、認定研修はオンデマンドで開催する。認定者を対象としたフォローアップ研修はライブ研修にて開催し、最新情報の共有を図る。また、認定にいたるシステムの確実な運営にむけた体制整備・強化をはかる。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。

2-1-6 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2013 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業としてがん領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2014 年度より「がん病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を実施している。また、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、がんの病態や治療等の知識、患者・家族に対するコミュニケーションスキル等、臨床での実践を通じて栄養管理に関する知識、技術を向上させることを目的に当専門管理栄養士の更新・受験の単位に相当のセミナーを企画実施する。財源は受講料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-7 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2014 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として腎臓病領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2015 年度より「腎臓病病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を実施している。また、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知と腎臓病に係る管理栄養士のボトムアップを図ることを目的に、セミナーを企画実施する。財源は受講料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充てる。

2-1-8 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2014 年度より一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を実施している。また、システムの確実な運用に向けて連携し、人材育成をすすめるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 登録・認定については、一般社団法人日本病態栄養学会が実施する。本会では、当認定制度の周知と糖尿病に係る管理栄養士のボトムアップを図ることを目的に、セミナーを企画実施する。財源は受講料とする。

2-1-9 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2015 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、摂食嚥下リハビリテーション領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進め

てきた。2016 年度より「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定を実施している。また、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 所定の専門研修、更新研修を企画実施し、認定申請の受付、審査を行う。また当領域の導入となる初心者研修を企画運営する。財源は受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-10 在宅栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2016 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、在宅訪問領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2017 年度より「在宅栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本在宅栄養管理学会との共同認定を実施している。また、人材の育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 所定の専門研修、更新研修を企画実施し、認定申請の受付、審査を行う。財源は受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-11 小児栄養分野管理栄養士・栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 小児栄養分野管理栄養士・栄養士は、小児にかかわる管理栄養士・栄養士として最小限知識・技術を修得し、疾患・病状・栄養状態に適した栄養食事指導（支援）ができるスペシャリストであり、指定する研修、事例報告の提出、認定試験を課し、合格と認められた者に「小児栄養分野管理栄養士・栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定申請につながる各研修の企画にあたっては、小児栄養分野推進合同協議会の協力のもと実施する。また、認定にいたるシステムの確実な運営にむけた体制整備・強化をはかる。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。

2-1-12 公衆衛生専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2023 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、研修プログラムの構築を進めてきた。2025 年度より「公衆衛生専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本公衆衛生学会との共同認定を実施している。引き続き、人材の育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 所定の専門研修を企画実施し、認定申請の受付、審査を行う。財源は受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-13 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

事業内容の要旨 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施に向けて、高度な専門性を発揮できる管理栄養士・栄養士の育成を進める。

事業の趣旨等 医療領域及び介護領域に限らず、地域社会から管理栄養士・栄養士に求められるニーズを把握し、課題分析を通じ、各専門領域において高度な知識や技術を有する者を育成する。国の動向や社会情勢を踏まえ、関係する団体、学会等と連携した育成プログラムの構築を進めるとともに、仕組みや運営体制のあり方等を検討する。財源は受講料、認定・登録料とする。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会

事業内容の要旨 栄養サポートチームにおいて管理栄養士、看護師、薬剤師をはじめ、関連職種が適切にその役割を果たすことができるように、厚生労働省が指定する所定の研修を実施する。

事業の趣旨等 近年の医療は、患者の視点を重視するとともに、医療経済的にも治療効果においても、優れた成績が期待できるチーム医療の実践が求められている。そこで、管理栄養士、薬剤師、看護師、その他栄養サポートチームに配属される医療専門職種を対象に、効果的なチーム医療を行うための専門知識習得の静脈・経腸栄養についての講義及び認定教育施設における研修を行う。財源は参加者の負担金とする。

2-3 栄養ケア・マネジメントに関する研修会

事業内容の要旨 2019 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、一般社団法人日本健康・栄養システム学会の協力のもと栄養ケア・マネジメントに関する研修プログラムの開発を進めてきた。2023 年度から、実務研修のひとつとして人材育成を進め、あわせて仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 厚生労働省の委託事業として開発した所定の研修（Step1、Step2）を企画実施する。財源は受講料とする。

2-4 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

事業内容の要旨 全国各地（全都道府県）の指導者的立場の者が一堂に会し、全国的課題に関する研鑽、折々の課題への取り組み方、企画立案・運営方法の学習などをおして、これら指導者的立場の者の実践的な指導力を強化するとともに、都道府県栄養士会の公益目的事業の内容等の支援に資する研修を行う。

事業の趣旨等 2026 年度は、6 つの職域において、各都道府県栄養士会を代表する者の参加を得て、2026 年 4 月から 2027 年 3 月にかけて実施する予定である。財源は会費、参加費とする。

2-5 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

事業内容の要旨 職域別に、当該職域の業務の特性に的確に対応できる専門的知識・技能の向上を図る研修を行う。

事業の趣旨等 2026 年度は、職域に関する技術、技能の向上に関する研修事業、及びその他の職域専門性の向上に関する事業、ならびにこれら事業の企画・運営に関する会議を開催する。財源は参加費、協賛金、会費とする。各研修開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-6 関連団体等との協働研修・研修支援事業

事業内容の要旨 国民の健康の保持、増進、疾病の重症化予防の観点から、関連団体と協働し、研修事業を共催する。

事業の趣旨等 関連団体等と協働し事業を実施する。財源は会費、参加費とする。なお、各研修運営にあたっては、オンラインによる開催をあわせて検討する。

2-7 職域別の学習・教育用の教材及び資料の制作事業

事業内容の要旨 職域別の研修その他の学習・教育用に、全国の管理栄養士・栄養士及び研究者等の知識や経験を集約し、各職域の業務の特性に対応させた実践的な教材及び資料を制作する。

事業の趣旨等 必要に応じて、関係資料や活動事例集を作成し、ホームページ等で公表する。財源は会費とする。

Ⅲ 公3事業 食生活自律支援事業

事業の概要

健康増進法では「国民は健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」（健康増進法第2条 国民の責務）、また、そのために「厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進するため、（中略）食事による栄養摂取量の基準を定めるものとする」（健康増進法第16条の2 食事摂取基準 第1項）を規定している。本事業は、国民の責務と食事による栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を、栄養の指導、食育の理論と技術を生かして支援し、国民が健康の増進のために食生活が自律できるようにするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3事業で構成される。（1）「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の国民の個別性・特性に合わせた栄養の指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く国民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（3）健康づくりと栄養・食と健康に関する情報コミュニケーション事業である。本事業では、この3事業による参加と協働を旨とする開かれた多種多様な活動を展開する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導と栄養・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションの事業を全国的に推進するため、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援する。

事業の趣旨等 栄養ケア・ステーションは、すべての国民に「ここにあなたの管理栄養士・栄養士がいる」ことを伝える、栄養ケアの開かれた窓口であり、その場である。本会の栄養ケア・ステーションは、本会がナショナル・センターであることから、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を牽引し、都道府県栄養士会の同事業を支援する諸般の取り組みを担う。さらに、社会の要請を受けて、栄養ケア・ステーションの増加を図る。具体的な事業は、以下のとおりである。財源は会費とする。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

事業内容の要旨 栄養ケア・センターは、都道府県内の栄養ケア・ステーションを統括するとともに、認定栄養ケア・ステーションの管理運営及び業務の支援を行い、都道府県内の栄養ケア・ステーションのネットワーク形成と実効化（連携・協働化）を図るため、サポートを行う。

事業の趣旨等 都道府県栄養士会は、栄養士会主体型として栄養ケア・ステーション事業を行うと同時に、栄養ケア・センターとして地域の住民に実効的に栄養ケアを提供するため、個々の認定栄養ケア・ステーションの特性を把握し、連携するとともに、適切なコーディネートが求められる。各都道府県栄養士会は、会員数、組織体制に差があるが、全国のどこでも、栄養ケア・ステーションが住民に対して適切に機能するよう後方支援を行う。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションによる栄養ケアの取組に関し、実態の調査・研究、各種情報の収集・解析・提供、事業企画の立案と実施検証を行い、必要に応じ情報を公開し、あわせて人材育成事業へつなげる。

事業の趣旨等 国の動向・方針を捉え、また有識者等からの意見を踏まえ、事業に適切に反映し、その情報を都道府県栄養士会へ的確に伝え、各地域において展開ができるよう取り組むとともに、全国の栄養ケア・ステーションの充足状況を把握し、ホームページ等による見える化を図る。また、認定栄養ケア・ステーションの全国における標準化を目指し、管理栄養士・栄養士の人材育成事業へもつなげる。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーション事業は、栄養ケア・ステーションを、管理栄養士・栄養士の行う栄養ケア業務の地域拠点とすることによって、管理栄養士・栄養士と地域住民の双方向の結びつきを強化し、あまねく地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けることのできる地域社会の実現を目指すものである。

認定制度は、この規則に基づき認定を受けた認定栄養ケア・ステーションと本会及び各都道府県栄養士会が設置運営する栄養ケア・ステーションを有機的に連携させ、地域住民の生涯にわたる実り豊かで健やかな生活の維持に貢献することができるよう、きめ細かく伸びやかな栄養ケアのネットワーク体制づくりに資するものである。

事業の趣旨等 国民は、健康への意識は高いものの、健康情報はインターネットやテレビ等のマスメディアを通じての入手が高い割合であり、個々の課題に応じた内容とは言い難い。また、健康と食習慣との関係性は明白ではあるが、自分の健康や食生活について、相談できる場所がわからない状況にある。

そこで、管理栄養士・栄養士がいる場所を「栄養ケア・ステーション」として商標登録し、2018年度より、内閣府の認可のもと、栄養ケアの業務を行う適格性を有する事業所を認定する「栄養ケア・ステーション認定制度」を進めている。「認定栄養ケア・ステーション」を標榜する拠点を全国に整備することで、地域住民が気軽に相談できる環境整備を図る。

また、「機能強化型認定栄養ケア・ステーション」は、傷病者の療養上並びに介護又は支援を要する者の低栄養状態の改善上必要な栄養管理等を、適正かつ確実に担うために整備をすすめる。財源は会費、認定に係る手数料とする。

1-2 非常災害時の被災者の健康支援事業

1-2-1 JDA-DAT 育成事業と支援活動

事業内容の要旨 東日本大震災をきっかけに大規模自然災害発生時に、迅速に被災地での栄養・食生活支援活動を行うため、2012年に設立した「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）」を育成する。

事業の趣旨等 JDA-DAT は国内外で大規模災害が発生した地域において、(1)在宅支援（医療・医師との連携）、(2)避難所支援（避難所等で居住する被災者への栄養・食事支援）、(3)施設支援（高齢者施設等での管理栄養士・栄養士の支援）、(4)特殊栄養食品ステーションの運営などの任務に従事する。これらの活動内容は取りまとめ、今後に役立てることとする。支援活動は、管理栄養士・栄養士の専門性を生かし、行政機関や関係団体等と連携して行う。財源は、会費を充当するとともに、賛助会員からの協賛金、状況に応じ支援金を募る。

1-2-2 JDA-DAT 体制整備事業

事業内容の要旨 JDA-DAT の育成にともなう準備活動や整備等を行う。

事業の趣旨等 JDA-DAT の体制整備を図る活動として、(1)JDA-DAT 運営委員会等での検討、(2)エビデンス解析事業、(3)指定栄養士会への備品等の配置促進事業、(4)災害関連組織・団体等との連携事業などを行う。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源は、会費及び災害対策事業資金から拠出するとともに、賛助会員からの協賛金を予定する。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

国民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、かかる集団の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2-1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2-1-1 健康づくり提唱のつどい

事業内容の要旨 「健康づくり提唱のつどい」は、WHO 世界保健デーである 4 月 7 日を記念して開催していたが、2018 年度より、「栄養の日・栄養週間」事業の一環として運営している。健康に関心を持つ国民を対象に、健康づくりには健全な食生活、適切な栄養素摂取が欠かせないことから、健康及び栄養・食生活について国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が、共に学び考える機会となるよう、その折々の話題や課題をテーマに取り上げて、講演、シンポジウムを行う。

事業の趣旨等 47 回目の開催となる 2026 年度は、「市民公開講座」として集合形式にて実施する。国民を対象に、健康づくりに関心を持つ国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が共に学び考える機会となるようなセミナーを開催する予定である。財源は株式会社ヤクルト本社からの協賛金とする。

2-1-2 次期国民健康づくり運動プラン（健康日本 21）の推進に向けた事業

事業内容の要旨 国においては、国民健康づくり運動プランである「健康日本 21（第三次）」が 2024 年度から開始されており、全ての国民が健やかに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない健康づくりの推進」や「より実効性のある取組の展開」が基本的な方向性として示されている。また、健康に関心の薄い者「無関心層」を含む幅広い者に対して健康づくりを進めるため、「自然に健康になれる環境づくり」の重要性が位置付けられている。

これらの取組には、栄養・食生活と密接に関係する事項が多く含まれており、栄養・食生活の専門職団体である本会として、管理栄養士・栄養士の専門性を活かし、関係機関と連携しながら、当該プランの推進に資する必要な事業を行う。

事業の趣旨等 「健康日本 21（第三次）」において重視されている「自然に健康になれる環境づくり」の推進に向け、国、都道府県、企業、地域等の関係主体をつなぐ役割を担う管理栄養士・栄養士の人材育成および技術支援を行う。併せて、各地域において栄養・食生活を通じた健康づくりの取組が実効性をもって展開されるよう支援する。財源は会費とする。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

事業内容の要旨 国民の多くは、健やかな生活を願っており、このために注意していることは、日々の食生活と答える方が多数を占めている。栄養・食の専門職である「管理栄養士・栄養士」によって構成されている本会は、このような社会情勢を踏まえて、「栄養の日・栄養週間」を創設し、国民の栄養・食の課題を解決するための運動を展開する。

事業の趣旨等 8 月 4 日を「栄養の日」、8 月 1 日から 7 日までの 1 週間を「栄養週間」とし、この間に、全国のあらゆる場所に所属する管理栄養士・栄養士が各地域において栄養課題の解決を使命として、多様な活動の場で「栄養・食生活」の大切さをアピールするとともに、望ましい食生活のあり方を提案する。財源は会費とする。

2-1-4 対外広報活動の推進

事業内容の要旨 日本栄養士会活動の情報発信強化による各ステークホルダー（国、企業、管理栄養士・栄養士、一般生活者）への情報波及と重点事業の活性化に向けて外部広報活動の推進

を行う。

事業の趣旨等 広報活動を行う上で、マスメディアの影響力は大きく、円滑に進めるうえでメディアとの関係性構築は欠かせないものである。影響力の大きい全国紙や専門誌を中心にプロモートを行い、関係性の構築と広報活動の推進を行う。財源は会費とする。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

事業内容の要旨 「日本栄養士会雑誌」を発行する。編集方針は、栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体である本会は、広く国民、管理栄養士・栄養士及び保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することである。

事業の趣旨等 「日本栄養士会雑誌」は月刊誌で、年間12冊発行する。平均発行部数は、約51,000部である。対象読者は、購読を希望する国民、管理栄養士・栄養士、関連専門職、研究者等である。

また、内容の精査に関して、栄養学に関する専門的知識を有する者をもって、編集委員会、企画委員会並びに論文委員会を設けて編集する。掲載内容は、食と栄養の科学やこれに基づく栄養の指導、あるいは、健康づくりと食事・栄養に関して、親しみやすく、わかりやすく、信頼できる専門誌たるにふさわしい企画とし、執筆者を的確に選定する。財源は、会費、賛助会員からの協賛金、購読料、広告掲載料等とする。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士は、栄養・食の専門職として、栄養の指導を通して、国民の健康増進に資することを使命にしている。この使命を達成するために、広く開かれたホームページにおいて各種情報を提供するとともにニーズを得る。

事業の趣旨等 日本栄養士会および管理栄養士・栄養士の役割、使命等について、理解を深めることに重点を置き、運営する。管理栄養士・栄養士、国、職能団体、企業（賛助会員含む）、国民と様々なステークホルダーに向けてわかり易く情報の提供を行うためにコンテンツを開発し、SNSやメール配信もあわせて広く情報発信を行う。財源は会費、賛助会員からの協賛金、広告掲載料等とする。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

事業内容の要旨 国民は、健康づくりや、栄養問題に対して関心を持っていても、具体的にどのような対応したらよいかかわからない場合が多い。そこで、国民が興味を持ち利用できる、資料を製作する。

事業の趣旨等 国民が興味を持ち、行動変容に結びつけるためには科学的根拠に基づいたパンフレットやリーフレット等の資料があることが有効である。これらの資料を活用し管理栄養士・栄養士が国民を対象に支援することにより望ましい食生活の実現の可能性が高まる。

「栄養の日・栄養週間」に関する事業として、媒体を作成し、管理栄養士・栄養士への活用を促進する。

Ⅳ 公4事業 食環境整備事業

事業の概要

国民の食生活の改善に寄与しうる社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結びつけ、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。すなわち、本事業は、（１）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、（２）栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（３）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組み、などからなる。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公4事業を構成するものである。

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

事業内容の要旨 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方にに基づき、各種職能団体、関連学会等と連携し、各種活動を展開する。

事業の趣旨等 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方によれば、国民一人ひとりの尊厳のある生活を衛るためには、その日常生活の場（地域社会）において、保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種、関連学会がお互いに連携して、プライマリケアを提供する仕組みが整えられなければならない。そこで、各種関連団体等と連携し積極的に参加する。具体的には、日本医師会、日本歯科医師会、チーム医療推進協議会、関連学会等と連携する。財源は会費とする。

2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

事業内容の要旨 栄養改善のための先駆的な活動を行う者等を顕彰する。

事業の趣旨等 本事業は、栄養改善のために主体的に、先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士、及び国民を顕彰し、その功績を広く示すものであり、厚生労働大臣表彰、栄養改善奨励賞、本会会長表彰等がある。2026年度も先駆的活動を行う管理栄養士・栄養士を顕彰する。本事業の運営費用は栄養改善奨励資金等から拠出する。

3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度を取り扱う。

事業の趣旨等 本事業は、積極的な栄養指導・食事療法の施術を奨励しながら、業務過誤の犠牲になった被害者（国民）の救済を図るものである。本会が、保険会社と契約して、この制度を取り扱う。契約条件等については、モラルハザードを招かないよう、適宜見直しを行う。保

陰料の財源は会費とする。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度改革に関する包括的な検討事業

事業内容の要旨 制度としての管理栄養士・栄養士が、常に社会の要請に的確に応えていくうえで必要な制度運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

事業の趣旨等 制度としての管理栄養士・栄養士は、国民の食環境—国民の食事・栄養摂取にかかる環境—の人的な構成要素である。国民の食環境を整備する観点から、養成制度を含め、管理栄養士・栄養士制度の運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

管理栄養士・栄養士は、人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、各種調査での健やかな生活を望む国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与する姿を具現化するための活動を展開する必要がある。このためには、2014年度からスタートした「生涯教育制度」に基づき、業務の統一化・標準化が前提となり、その後で、「栄養の指導」の様々な分野で活動している専門職とその対象者が、より緊密に関われる体制、制度の構築が必要となる。

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬等の改定においては、国民の誰もが、適切な栄養管理のもと、個々人にあった食事を摂ることができ、ひいては自己実現に繋がることを目的として、制度の構築に向けての活動、体制づくり、研修会等に取り組む。本事業は、管理栄養士・栄養士はもとより、関連専門職種の個人・団体、研究者とも協働して実施し、その成果は報告書や諸提言などとして、ホームページ、「日本栄養士会雑誌」、その他の本会の刊行物などで一般に公表する。諸課題の検討においては、管理栄養士・栄養士の専門性を生かしながら、適宜、関連学会の研究者や関連専門職種の個人・団体の知見も積極的に取り入れることとする。財源は参加費および会費とする。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

事業の概要

今日、公衆衛生上の課題は国内的であるとともに国際的である。本会は、管理栄養士・栄養士のナショナル・センターとして、国境の垣根を越えて、公衆衛生の向上にかかる諸事業を実施する（国際公衆衛生向上事業）。本事業は、（1）開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、（2）国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、（3）国際交流助成事業など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する活動を行うものである。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公5の事業を構成するものである。

1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

事業内容の要旨 アジア諸国の栄養士制度及び栄養士養成システムへの支援事業を行う。

事業の趣旨等 開発途上国の健康と食事・栄養摂取をめぐる問題は、飢餓・低栄養を主体としたものから、低栄養と過剰栄養による生活習慣病が増加するという複合的なものへと変貌してきている。わが国が、健康と食事・栄養摂取に関してたどってきた道、ことに、先進国

として急速な高齢化と生活習慣病対策の経験と現況、そして、わが国の栄養士制度の展開と管理栄養士・栄養士の活動状況などは、開発途上国が注目するところである。

今後もアジア・アフリカ諸国でリーダー的役割を担うため、開発途上国及び栄養士制度のない国へ情報を提供する。

また、「東京栄養サミット 2021」で発表したコミットメント「持続可能な栄養改善基盤構築のための栄養・食の専門職の養成と配置」の達成のため、支援対象国をラオスとし、ラオス科学保健大学における「栄養士養成課程創設」と、ビエンチャン首都圏サントン郡での母子を対象とした離乳食支援及び児童を対象とした栄養教育支援を行う「地域栄養改善活動」の実施に向け、実行体制の構築、情報収集を行い、ラオス政府と具体的な栄養改善の実行計画を検討・調整するとともに、栄養改善の人材養成に向けた協議も進める。

財源は会費と国際交流資金からの拠出金、賛同する事業者等からの協賛金とする。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

事業内容の要旨 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。公衆栄養についても同様で、公衆栄養上の課題と対応に関する共通の認識と協働・連携の関係を形成する意義は大きい。国際栄養士連盟（International Confederation of Dietetic Associations ; ICDA、約 50 か国が加盟）ならびにアジア栄養士連盟（Asian Federation of Dietetic Associations ; AFDA、13 か国が加盟）の活動に参加して、各国栄養士会との交流を図る。

事業の趣旨等 具体的事業として、(1)国際栄養士連盟ならびにアジア栄養士連盟加盟、(2) 国際栄養士連盟理事会議ならびにアジア栄養士連盟常任理事国会議への参加、(3)国際交流委員会の開催を行う。また、AFDA 主催の第 9 回アジア栄養士会議(Asian Congress of Dietetics 2026; ACD2026)がフィリピンにて開催されるため、演題登録者幹旋に向け、国際交流委員会を中心に準備を行う。財源は会費、国際交流資金とする。

3 国際交流助成事業

事業内容の要旨 国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から国際交流事業を推進するため、日本国内及び国外への栄養学・栄養施策等に関する研修及び留学等に対して支援、助成を行う。

事業の趣旨等 栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化、同専門職の養成に関する相互支援等、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題を解決するため国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から、日本国内の大学院の栄養学科に留学する者に対し、必要な費用の一部を助成する。なお、本事業は公募により、助成者の決定にあたっては、管理栄養士・栄養士の資格を有する大学研究者を中心に構成された委員会が、所定の基準に則り厳正に選考を行い決定する。

財源は、賛助会員からの協賛金、会費、国際交流資金とする。

VI その他（法人運営）に関する事業

事業の概要

本会は、公益目的事業を実施する団体であり、法人運営の基本は、本会が公益目的事業の旺盛な展開をととして本会の目的を達成する基盤として、透明で機動的な意思決定と責任ある執行、そして、健全な財務運営を確保することにある。2026年度も、以上の見地から適切な法人運営を心がける。

1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

総会は、対面型の開催とする。

理事会は、Web 会議システムを利用した開催及び対面型での開催とする。

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの運営

Web 会議システムを利用した会議、集合型の会議、ハイブリッド型の会議を開催する。

1-3 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

2 会員に関する取り組み等

2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実

2-2 会員活動の活性化に向けた活動

2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理

3 その他必要な取り組み等

その他、流動する情勢に的確に対応して、法人運営上必要な取り組み等を実施する。

【政策・職域推進事業部】2026年度事業計画

■あるべき姿(方向性)

職域横断的な同職種間連携を強化し、地域や国における優先的な健康・栄養課題を共有する。そのうえで、課題解決に向けた効果的な政策提言と、実効性のある栄養改善活動を展開する。さらに、人材の育成・発掘を通じて、職域活動の一層の活性化を図るとともに、会員増加に向けた戦略的な取組を強化する。

■基本方針

No	基本方針	背景・目的
1	各職域における活動を共有し、公益活動の活性化を推進する。	各職域における活動を共有し、公益活動のさらなる活性化を図ることを目的として、各職域事業推進委員会における重点的な取組内容を共有し、公益活動の推進に向けた戦略を検討する。加えて、これらの情報を全職域に提供し、全国リーダー研修会等を通じて周知・活用を促進することで、職域間の連携強化と公益性の高い事業展開を目指す。
2	各職域における政策課題の明確化とエビデンスに基づく活動を展開する。	各職域における政策課題を明確化し、事業および調査・研究を支える体制を強化することを目的として、まず各職域のあるべき姿(方向性)を示し、政策課題と具体的な政策活動を明確化するとともに、政策活動に必要な指標を設定する。さらに、これらの課題を解決するため、エビデンス収集に向けた事業や調査・研究を推進し、科学的根拠に基づく政策提言と実効性のある活動展開を図る。
3	各職域における人材育成の方向性を検討し、効果的・効率的な人材育成に向けての体制を整備する。	各職域における人材育成を体系的に推進するため、専門管理栄養士や認定管理栄養士・栄養士、その他の人材育成に関する目標を検討する。そのうえで、各職域の人材育成を効果的に進めるため、PDCAサイクルに基づいた研修会(全国リーダー研修等)を企画する。さらに、職域横断的な視点での研修会を企画し、幅広い交流と学びの機会を提供することで、専門性の向上と人材の発掘・育成を図る。
4	各職域における会員増対策の目標を設定し、戦略的活動を展開する。	会基盤の強化と組織の持続的発展を図るため、各職域における会員増加の目標値を設定する。そのうえで、目標達成に向けて、非会員の掘り起こし、学生に対する出口戦略の徹底、就業先での入会促進など、戦略的な活動方法を検討し、実践する。さらに、2025年度に実施した若年層にとって魅力ある栄養士会活動のあり方についてのグループインタビューを踏まえ、職域別の特徴をいかした、より具体的な会員増対策を講じることで、将来にわたる会員確保と組織力の強化を推進する。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	政策・職域推進事業部会	政策・職域推進事業部の活動を計画・実施・評価するための事業部会を年4回、Web会議にて実施する。	年4回	-	9名
2	拡大政策・職域推進事業部会	事業部担当理事及び各職域の副委員長にて年2回実施。政策課題への対応策及び会員増対策等を検討する。	年2回	-	22名
3	政策・職域推進事業部全体会議	会員増対策、全職域の事業推進委員の連携の推進および次期に向け日本栄養士会(日本の栄養施策)の課題・問題を共有し、グループディスカッションにより解決の糸口を探る。	年1回	-	80名
4	職域全国リーダー育成のための研修会(派遣)	各職域の全国リーダー研修会に、政策・職域推進事業部長あるいは副部長を派遣し、各職域の事業および活動内容の把握及び意見交換を実施する。	各職域開催日に派遣	-	-
5	(新)若年層に対する戦略的会員増対策	若年層が栄養士会に求める支援や非会員の入会障壁等を踏まえて、各職域において若年層をターゲットとした戦略的な会員増対策を実行する。	検討中	-	-
6	理事勉強会	部会運営を円滑にかつ他職域との連携強化を図るため、各職域担当理事を中心に政策に関する勉強会(職域ごとにテーマ設定)を開催し、各職域の情報共有を図る。	年5回	-	100名

【医療】2026年度事業計画

■あるべき姿(方向性)

患者に寄り添い、エビデンスに基づいた最適な栄養ケアを、多職種連携の中で実践・提供し、常に専門性を高め続ける

■基本方針

No	基本方針	背景・目的
1	患者中心の個別最適化を重視した栄養管理体制の推進	患者の高齢化・重症化や疾病構造の変化に伴い、治療効果やQOLの向上には、患者一人ひとりの状態に応じた個別最適化された栄養管理が不可欠となっている。また、「治す医療」と「治し、支える医療」を一体的に推進する中で、栄養管理は医療の基盤的ケアとして重要性が高まっている。そのため、病棟を中心とした管理栄養士の関与を通じて、患者の病態や生活背景に応じた個別最適化された栄養管理を推進し、チーム医療の中で専門性を発揮できる体制を整備する。これにより、医療の質及び安全性の向上、患者アウトカムの改善に資する栄養管理の実践を図る。
2	多職種連携の中核として専門性を発揮する栄養支援の推進	2040年頃を見据えた医療提供体制の構築においては、急性期から在宅医療・介護までを含む地域完結型医療の推進が求められている。高齢者や慢性疾患患者の増加により、入退院を通じた継続的な栄養支援の重要性が一層高まっており、多職種が連携し、患者の生活を支える体制の構築が不可欠となっている。チーム医療の一員として専門性を発揮するとともに、医療機関内にとどまらず、在宅医療や介護、地域資源と連携した栄養支援体制を整備し、医療から在宅・地域へと切れ目のない栄養ケアを推進する。
3	病院機能の分化に対応した人材育成と専門性の強化	地域医療構想の進展により、病院機能の分化が進む中、限られた医療資源を有効活用するため、EBPMや医療DXを通じたデータ活用が医療の質向上に不可欠となっている。これに対応し、管理栄養士・栄養士においても、専門性の継続的な高度化が求められている。病院機能に応じた教育・研修体制を整備し、EBPMを実践できる管理栄養士・栄養士の育成を推進する。これにより、質の高い栄養管理を通じて病院全体の医療の質向上に貢献する。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	医療職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	・2025年度事業報告(政策課題報告含む)及び2026年度事業計画案 ・その他	2026.4.18(土) Web	45名	47名
2	食事療法学会	臨床栄養に関する栄養管理・給食管理関連のマネジメントについて研鑽するとともに、診療報酬改定等の理解を深め、資質の向上を図る。また解決の場として、学会発表の機会を提供する。	2027.3.6(土) Web(予定)		1,500名
3	臨床栄養学術セミナー	臨床に関わる管理栄養士・栄養士にとって有益な最新の臨床情報提供の場として開催。栄養管理や栄養指導の資質向上を目的に実施する。 テーマ:未定	未定		800名
4	スキルアップセミナー	全国栄養士大会の講演において、栄養管理を行ううえでの実践的知識・技術を身につけることを目的に実施する。 テーマ:未定	未定		2,000 再生/ 本
5	コンサルテーションサロン	栄養関連の診療報酬の実績増やそれに基づく増収・増員などを旨とする。 テーマ:未定	未定		50名
6	コンサルテーションサロン(ニューカマーミーティング)	新入会会員を対象に、日栄の活動方針の共有・仲間づくりの場を提供し、帰属意識を高める。	未定		40名
7	全国病院栄養部門実態調査	病院栄養部門の実態を把握することを目的に調査を実施する。	2026.6(予定)		回収率 50%
8	診療報酬を1から学ぶ研修会	入職～3年目までの病院管理栄養士・栄養士を対象に、診療報酬を十分に理解し、管理栄養士・栄養士の仕事の実績を見える化するを目的とする。	2026.4～2027.2		500名
9	広報活動	診療報酬に係る資料の作成及びホームページへの掲載	-		-
10	常任事業推進委員会	事業推進委員会企画運営及び診療報酬改定等の戦略的事業計画	年10回		-
11	事業推進委員会他	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	年4回		-
12	令和8年度診療報酬改定に関する研修会・オンライン	テーマ「令和8年度診療報酬改定の基本的視点と栄養関連項目」	年間		1,020名

【学校健康教育】2026年度事業計画

■あるべき姿(方向性)

児童生徒の生涯にわたる健康、命、幸せに貢献できる栄養教諭等

■基本方針

No	基本方針	背景・目的
1	栄養教諭の配置促進に向けた対策の強化を推進する	学校・幼稚園における幼児・児童・生徒の健全な発育と発達には栄養教諭による専門的な栄養指導・相談、食生活支援が必要であり、栄養教諭の必置が義務化されることを目指すものです。 そのため、現状の栄養教諭の都道府県・市町村の配置格差を無くすために、各都道府県リーダーと協働し、その実態を把握し、配置につながる促進要因について検討する。 また、栄養教諭が配置されたことによる効果的な事例収集を行い、配置されていないことが幼児・児童・生徒にとっての教育格差につながることを見える化して、周知を図る。
2	こどもたちが効果のある個別的な相談指導を受けることができるための人材育成の充実を図る	個別的な相談・指導を行うためには、専門的な知識とスキルが必要となる。 そのためには、自ら必要とするスキルを認識し、常にその資質向上に向けた研鑽を行うことができる生涯教育の積極的な活用を推進する。 また、人材育成事業部と協働し、幼児・児童・生徒への個別的な相談・指導に求められる新たな見解を踏まえ、人材育成プログラムについて検討する。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	学校健康教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	・都道府県栄養士会学校健康教育職域代表者対象 ・県栄での指導的役割が担えるようテーマ設定 ・現状の栄養教諭の都道府県・市町村の配置格差を無くすために実態を把握し、配置につながる促進要因について検討する。	2027.1.17(日)予定		47名
2	全国研修会	栄養教諭・学校栄養職員として児童生徒の行動変容を促し、生涯にわたる健康づくりに貢献することを目指し、今後の食育の推進、学校給食の発展および国民の栄養・健康に資するために本研修会を開催し、専門性を研鑽する。	2027.2.7(日)予定		300名
3	事業推進委員会	職域のあるべき姿の達成と政策課題の解決に向け、PDCAサイクルを踏まえた事業企画、実施、評価等	2026.6.27(土)(集合型)予定、 8.30(日)(Web)予定、 11.14(土)(Web)予定、 2027.2.28(日)(web)予定		9名×4回
4	調査研究事業・事例収集	栄養教諭の配置を進めることが、「栄養の力で児童生徒を幸せにしていること」につながることを周知するための事例収集。	年間		HPの事例報告を300名が閲覧
5	VCS(バーチャルコミュニティースペース)	ブロック(地区別)の連携強化・情報共有と解決へと導く。	1回		7ブロック各1回

【その他】

6	「個別的な相談指導」等研修会(各都道府県栄養士会主催に向けて)	「栄養教諭の職務」の標準化を目指し、研修会を全国展開できるように進めていく。	年間		47カ所
7	人材育成事業部生涯教育実務研修会	学校や幼稚園などこどもに関する所における管理栄養士・栄養士がより良く児童生徒の生涯にわたる健康づくり実現に貢献できるようにする。	年間		各研修会100名

【研究教育】2026年度事業計画

■あるべき姿(方向性)

栄養関連分野におけるエビデンスの作成・発信に寄与するとともに、将来の栄養関連分野を担う人材を育成する。

■基本方針

No	基本方針	背景・目的
1	管理栄養士・栄養士養成カリキュラム充実のための支援	管理栄養士・栄養士を取り巻く社会環境が変化していく中で、養成校教育もこれに対応する必要がある。今年度は、昨年度作成した臨地実習・校外実習の事例集の活用状況等を把握し、養成校教育の充実に向けた施策の方向性を検討する。また、学生向けの情報提供の推進を図り、将来の会員増に資するための事業を実施する。
2	基礎研究・応用研究・政策研究等の戦略的推進	栄養関連分野におけるエビデンスの創出は、新たな栄養ケアの技術開発や管理栄養士・栄養士の社会的地位の向上に資するために重要である。一方で、研究の推進には課題も多くあり、各職域との情報交換・連携を推進し、研究論文や学会発表等の増加に資するための各事業を実施する。
3	卒後教育とのつながりの強化	卒後教育は、管理栄養士・栄養士の資質向上だけでなく、研究の推進、養成校教員の育成にも重要であるため、他職域や都道府県栄養士会との協力による会員増の推進や他職域会員の研究協力体制の構築を目指すための各事業を実施する。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数	目標数
1	研究教育職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会	2026年度事業報告及び2027年度事業計画案の承認及び都道府県代表者への事業内容の浸透、連携強化	2027.2.13(土)※予定		47名
2	研究教育職域全国研修会	栄養士制度に関わる事項ならびに、教育・研究に関わる事項について学び、理解・認識を共通化する取り組み	2026.8.24(月)		150名
3	事業推進委員会	日常活動における組織強化充実と政策課題解決に向けた取り組み	2026.6.25(木)予定 9.17(木)予定 11.12(木)予定 2027.2月上旬予定 2027.3月上旬予定		5回
4	養成校教育の充実に関する事業	事例集の活用や教育に関わる新技術等の情報収集を適時行い、推進委員会やVCSを活用して情報共有を図る	推進委員会並びにVCS実施と連動		5回
5	養成校学生および養成校に所属する管理栄養士・栄養士に関する事業(会員増対策)	養成校学生に対して、日本栄養士会のより効果的なPRを行うために、情報コミュニケーション事業部が実施する学生向けの発信内容の企画考案に協力する	適時		
6	VCSを用いた職域活動の普及と会員増対策に関する事業	研究教育職域の活動・政策の普及、研究教育職域の現状の把握、会員増対策を目的としたアイデアを創出するために、会員間の交流をVCSにて実施する	10月～11月※予定		

【公衆衛生】2026年度事業計画

■あるべき姿(方向性)

活力ある持続可能な社会の実現に貢献するため、国民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けた成果の見える栄養施策を推進する

■基本方針

No	基本方針	背景・目的
1	健康日本21(第三次)を踏まえた栄養施策と、健康的で持続可能な食環境づくりの取組強化	健康日本21(第三次)の目標達成に向け、地域の健康・栄養課題を明確化し、PDCAサイクルに基づいた施策を企画・立案、実施、評価することにより、成果の見える栄養施策を推進する。 我が国の重要な栄養課題である「食塩の過剰摂取」「若年女性のやせ」「経済格差に伴う栄養格差」等の課題解決に向け、健康的で持続可能な食環境づくりを推進するため、産官学等が連携した食環境づくりに先進的に取り組む自治体事例を収集発信する。
2	住民や同職種・他職種から信頼を得られる能力を有する人材育成と人材確保	【政策課題】自治体における栄養施策を適切に推進するための体制整備 保健医療福祉分野における既存事業のさらなる展開、多分野・多領域を巻き込んだ新たな施策の推進に向け、自治体管理栄養士の複数配置や多様な部署への配置を求める要望活動を戦略的に展開する。 スキルを活かし質の高い業務実践を進めるため、公衆衛生職域の人材育成ガイドに基づく生涯教育の積極的受講や公衆栄養分野認定管理栄養士の取得を促すとともに、2025年度に創設された「公衆衛生専門管理栄養士」認定制度の普及に努め、認定申請に必要な専門研修の受講を促進する。 さらに、公衆衛生職域会員数の増加を目指すとともに、都道府県ごとの入会率の差を縮小するため、都道府県栄養士会公衆衛生職域代表者間のネットワークを構築する。
3	災害時の栄養・食生活支援および地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた体制の確立(栄養CS設置拡大含む)	発災時の災害関連死を防ぐため、都道府県と市町村、JDA-DATとの連携を強化し、適切な栄養・食生活支援活動の展開に向けた平時の準備(人材、物資、ツール等)を徹底する。 超高齢化社会に向けて、医療・介護・地域が一体となった同職種間連携と多職種間連携に率先して取り組むとともに、栄養ケア・ステーションの設置拡大と活動の拡充に取り組む。

■事業内容

No	事業名	内容(わらい)	実施日	参加者数	目標数
1	公衆衛生職域行政栄養士育成のための全国リーダー研修会	・都道府県栄養士会公衆衛生職域代表者対象 ・県単での指導的役割が担えるようテーマ設定 ・2026年「災害時における栄養・食生活支援活動のマネジメントと連携強化」	2026.4.19(日) WEB		47名
2	公衆衛生実務研修会	・行政栄養士対象、専門知識・技能向上が目的 ・講演2演題、事例発表2事例、グループワーク等 ・テーマ「健康日本21(第三次)」「人材育成」他	2027.2月 WEB		200名
3	公衆衛生新任者研修	・行政栄養士勤務年数5年対象 ・基礎能力の獲得と仲間づくりが目的 ・講演2演題「厚労省栄養技官、中村会長」、事例発表2事例、グループワーク等	2027.1月 WEB		150名
4	事業推進委員会	職域のあるべき姿の達成と政策課題の解決に向け、PDCAサイクルを踏まえた事業企画、実施、評価等	2026.4.4(土) WEB、8.8(土) 集合予定、12月WEB		3回
5	公衆衛生事業活動事例集制作事業	・先駆的な実践活動のプロセスと成果を収集 ・1都道府県栄養士会あたり2事例提出依頼 ・事例集を作成し、ホームページ等で発信 ・優良事例は、雑誌、研修事例発表等へつなぐ	年間		47
6	自治体行政栄養士配置要望活動	・自治体栄養士配置促進に向けた要望書の発出(2026.5月頃予定)	年間		47
7	自治体栄養士配置要望活動事業及び会員増対策(ブロック別VCSの実施)	・全国7ブロックごとにVCS開催 ・一体的実施、配置促進、人材育成、栄養CS連携、事業推進、会員増等について意見交換	各1回(2026.10～12月)		7回
8	(新)行政栄養士交流Webサロン「世代をつなぐ、学びを深める」	・若手同士の交流と先輩の経験談を聞ける「つながり」の創出 ・四半期に1回、オンラインで開催	年4回		4回

【福祉】2026年度事業計画

■あるべき姿(方向性)

地域共生社会において、誰もが健康で豊かな生活を送ることができるように食を通じて支援する。

■基本方針

No	基本方針	背景・目的
1	【高齢】 高齢者施設を基盤とし、在宅を含めた高齢者の栄養ケアの推進	栄養マネジメント強化加算やリハビリテーション・栄養・口腔の一体的取組に対する評価により、介護保険施設における管理栄養士の役割は高まっている。一方、物価高や人件費の高騰等の影響により、現場では十分な栄養ケアを実施できる体制が未だ十分に整っていない。また、介護報酬改定では自立支援・重度化防止を目的とした科学的介護が重視され、今後は在宅を含む高齢者への栄養支援の在り方も検討されている。高齢者施設を基盤に、多職種と連携した栄養ケアを推進するとともに、要望活動や人材育成を通じて、在宅を含む高齢者の低栄養予防・重度化防止に資する体制整備を図る。
2	【障害】 多様な支援ニーズに対応した栄養支援体制の推進	障害(児)者に対する栄養課題は複雑かつ多様であり、障害の重度化・重複化や医療的ケアを要する人の増加により、栄養支援の重要性が高まっている。 一方で、専門的な知識を有する管理栄養士の配置は十分とは言えず、栄養ケアサービスの内容や質に差が生じている可能性がある。 障害(児)者施設において管理栄養士の配置を促進し、栄養ケア・マネジメントの質を底上げするとともに、障害特性に応じた栄養支援を実践できる人材を育成する。
3	【児童】 子どもの健やかな成長を支える栄養管理の充実	保育所等においては、管理栄養士・栄養士の専門性を活かした対応への期待が高まっている一方、管理栄養士・栄養士が配置されていない施設も多く、専門的な視点に基づく栄養管理が十分に行われていない現状がある。子どもの発育・発達段階に応じた安全・安心な食事提供と適切な栄養管理を推進するため、管理栄養士・栄養士の役割を明確化するとともに、配置の促進を図る。また、研修や情報提供を通じて、児童福祉分野に必要な知識や実践力を備えた人材を育成する。

■事業内容

No	事業名	内容(わらい)	実施日	参加者数(名)	目標数(名)
1	福祉職域管理栄養士・栄養士育成のための全国リーダー研修会(WEB)	福祉の管理栄養士・栄養士活動を発展させるため、国民ニーズに関する課題に対応できる研修を行い、リーダーを育成する。	2026.8.1(日)予定・2027.2月予定		各47名
2	高齢・Step00研修会(生涯教育実務研修)	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	年間		200名
3	高齢・Step0研修会(生涯教育実務研修)	経験年数1～3年対象 食事観察、多職種連携、LIFE入力などについて詳しく学ぶ。	年間		200名
4	高齢・各種加算のとり方研修会(生涯教育実務研修)	各種栄養関連加算について学ぶ。	年間		200名
5	令和6年度介護報酬改定対応「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組を学ぶ」研修会【特養編/老健・通所リハ編】(生涯教育実務研修)	「リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組」の調査研究データをもとに管理栄養士とリハビリ専門職及び口腔専門職が一体的に行う取組の意義や連携の仕方、期待される効果等を学び、実務に活かす。	年間		200名
6	一体的取組研修会(ライブ)	一体的取組の加算(老健・通所リハビリテーション、特養)の算定方法や体制作り等について学び実践できる力を養う。	2026.9.20(日)		80名
7	地域共生セミナー(ライブ)	地域共生社会における管理栄養士・栄養士の役割を理解し実践できる。	2026.10月予定		80名
8	障害・Step00研修会(生涯教育実務研修)	栄養スクリーニング・アセスメント・計画書の書き方の講義と演習	年間		200名
9	障害・Step0研修会(生涯教育実務研修)	栄養マネジメント加算/経口移行・経口維持加算/療養食加算	年間		200名
10	障害・スキルアップ研修会Step0(ライブ)	障害者特有の食行動や食関連課題に対する栄養介入方法について事例を用いて学ぶ。	2026.8.29(土)		80名
11	児童・Step00研修会(生涯教育実務研修)	保育所における栄養ケア・マネジメントについて基礎から学ぶ。	年間		200名
12	児童・スキルアップ研修会Step0「食べる機能の発達や偏食の対応について学ぶ」(ライブ)	①離乳食対応、②窒息事故防止について詳しく学ぶ。	2026.11.21(土)		160名
13	事例集作成/高齢・障害・児童	高齢・障害・児童分野の事例を収集し活用する。	-		24事例 (2025・2026のいずれかで1事例)
14	事業推進委員会	各事業の推進のため企画および運営についての協議を行う。 (年5回Webうち1回集合)	2026.5.16(土)、7.4(土)集合予定、9.6(日)予定、11.14(土)予定、2027.1.16(土)予定		各12名
15	VCS(バーチャルコミュニティスペース)	リーダーへタイムリーな情報を提供するため、各ブロック連携強化(介護関連の研修会推進のための施策対応等含む)	年2回		7ブロック×2回
16	栄養士つながり強化プロジェクト	会員相互の繋がりを助け会員増対策を行う。			
17	広報活動	介護報酬に関わるHP掲載原稿等の資料作成や更新、問合せ対応。各種チラシ作成	-		
18	政策事業	保育所等における管理栄養士・栄養士の実態把握に関する調査			

【フリーランス・栄養関連企業等】2026年度事業計画

■あるべき姿(方向性)

誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けて、自然に健康になれる食環境づくりを推進し、国民の健康保持増進、健康寿命の延伸に寄与する。

■基本方針

No	基本方針	背景・目的
1	自然に健康になれる食環境づくりのための連携体制の構築	・自然に健康になれる食環境づくりには、フードシステム(給食を含む)のあり方が重要である。当職域には、フードシステム(食物の生産、加工、流通、販売)に関わる多くの所属(フードサービス、食品・栄養関連、保険薬局・ドラッグストア、健康情報関連、矯正施設・自衛隊、自営・フリーランスなど)において活動していることから、各所属の活動を共有、理解、連携し、誰もが地域で健康な食事にアクセスできる食環境づくりを推進するための連携体制を構築する。 ・健康な食事へのアクセスに加え、人々の食物選択を後押しする役割をもつ情報のアクセスとを相互に関連させて推進する。
2	健康日本21(第三次)の課題解決に向けた、無関心層と働く世代へのアプローチのための人材育成	健康日本21(第三次)では、若年層を中心とした健康無関心層への働きかけが重要課題とされており、ナッジなど新しい手法や実効性のあるポピュレーションアプローチが必要とされている。その一環として、健康づくりの担い手としての健康経営の取り組みが期待され、働く世代の健康改善による生産性向上を目指した企業の健康経営に対する取り組みも推進している。このようなことから、当職域の特性を踏まえて、より多くの無関心層への取り組みを実践できる管理栄養士・栄養士を育成と、働く世代へアプローチする健康支援を担える管理栄養士・栄養士を育成する。
3	効果的な特定保健指導の実践とその成果の見える化	2024年度からスタートした第4期特定健診・特定保健指導制度の最大のポイントは「成果を重視した特定保健指導の評価体系(アウトカム評価)」が導入されたことにより、実施率の向上を目指す」ことである。当職域では、多くの管理栄養士が特定保健指導に従事していることから、効果的な特定保健指導の実践できる人材育成を推進するとともに、その成果(評価)の見える化について検討する。
4	食品のリスクとリスクコミュニケーションの推進	消費者の健康食品に関する正しい情報提供など、リスクコミュニケーションの推進には、医師、薬剤師に加え管理栄養士・栄養士の役割も重要となっている。当職域では、あらゆる消費者と直接関わる機会において、健康被害を防ぐための栄養教育を行うことが期待されている。そこで、消費者庁とも連携し、管理栄養士・栄養士が食品のリスクを正しく理解し、実践的な情報やリスクコミュニケーションに取り組む。

■事業内容

No	事業名	内容(ねらい)	実施日	参加者数(名)	目標数(名)
1	事業推進委員会	フリーランス・栄養関連企業等職域の事業に関する企画・立案・運営・進行管理を行う。各領域の課題抽出と対策を検討・議論する場とする。	年5回		各12名
2	全国リーダー研修会	全国のフリーランス・栄養関連企業等事業部に所属する管理栄養士・栄養士が社会の中での健康維持・増進の仕組み作りへの認識を共有し、新たな価値を見だし、かつ各都道府県において展開していく。	未定		47名
3	矯正栄養士研修会	矯正施設に関連する職員(管理栄養士・栄養士含む)へ健康維持増進に関わる研修を開催し、他職種間で食の重要性を認識する。	2027.1.22(金)		80名
4	全国研修会	保健指導・経営力などの最新情報の知識を習得し、実践に活かせる研修とする。	未定		280名

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄耀士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計	法人会計	2026年度予算	2025年度予算	公益目的事業会計(内訳表)				
					公1	公2	公3	公4	公5
I 一般正味財産増減の部									共通
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	7	0	7	7	0	0	0	0	0
基本財産受取利息	7	0	7	7	0	0	0	0	0
特定資産運用益	356,453	20,350	376,803	131,289	0	43,516	118,531	36,125	159,281
特定資産受取利息	356,453	20,350	376,803	131,289	0	43,516	118,531	36,125	158,281
受取会費	186,500,000	162,500,000	349,000,000	348,280,000	0	0	0	0	0
正会員受取会費	162,500,000	162,500,000	325,000,000	325,000,000	0	0	0	0	0
賛助会員受取会費	24,000,000	0	24,000,000	23,280,000	0	0	0	0	0
事業収益	162,178,474	0	162,178,474	179,601,192	2,243,438	109,158,326	49,566,710	1,210,000	0
書籍監修料収益	2,243,438	0	2,243,438	2,712,142	2,243,438	0	0	0	0
研修・セミナー事業収益	93,508,700	0	93,508,700	101,831,700	0	83,072,700	9,226,000	1,210,000	0
受託事業収益	2,148,626	0	2,148,626	2,021,350	0	2,148,626	0	0	0
認定・登録料収益	9,450,000	0	9,450,000	12,006,000	0	9,450,000	0	0	0
雑誌購読料収益	1,166,000	0	1,166,000	2,000,000	0	0	1,166,000	0	0
協賛金収益	3,784,000	0	3,784,000	5,152,000	0	484,000	3,300,000	0	0
情報提供事業収益	44,122,710	0	44,122,710	48,363,000	0	14,003,000	30,119,710	0	0
栄養ケア・ステーション事業収益	4,805,000	0	4,805,000	4,565,000	0	0	4,805,000	0	0
受取補助金等	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	0	0
民間助成金収益	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	0	0
指定正味財産振替額	48,384,452	0	48,384,452	18,585,000	2,100,000	5,500,000	3,435,400	300,000	0
指定正味財産振替額	48,384,452	0	48,384,452	18,585,000	2,100,000	5,500,000	3,435,400	300,000	0
雑収益	457,200	17,186,000	17,643,200	14,473,580	0	0	29,700	427,500	0
情報交換会費収益	0	3,090,000	3,090,000	4,200,000	0	0	0	0	0
その他の雑収益	457,200	11,846,000	12,303,200	8,623,580	0	0	29,700	427,500	0
経常収益計	397,926,639	179,706,350	577,632,989	561,121,088	4,343,438	114,751,842	53,150,341	1,973,625	186,500,060

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄耀士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目		公益事業会計	法人会計	2026度予算	2025年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
						公1	公2	公3	公4	公5	共通
(2)経常費用											
事業費		439,218,206	149,161,235	588,379,441	571,157,594	13,223,558	148,466,289	191,835,089	18,054,975	69,638,315	0
役員報酬		13,134,200	5,737,800	18,872,000	19,206,400	2,489,000	3,858,400	5,387,800	1,206,000	193,000	0
給料手当		68,946,480	42,257,520	111,204,000	110,850,600	2,224,080	34,473,240	15,568,560	2,224,080	14,456,520	0
臨時雇賃金		4,763,520	0	4,763,520	2,470,000	0	25,000	0	0	4,738,520	0
賞与		19,840,000	12,160,000	32,000,000	30,887,000	640,000	9,920,000	4,480,000	640,000	4,160,000	0
法定福利費		15,810,000	9,690,000	25,500,000	24,000,000	510,000	7,905,000	3,570,000	510,000	3,315,000	0
福利厚生費		2,594,328	1,590,072	4,184,400	4,054,400	83,688	1,297,164	585,816	83,688	543,972	0
役員退職慰労引当金繰入額		966,000	334,000	1,300,000	1,300,000	190,000	257,000	418,000	95,000	6,000	0
会議費		2,986,413	476,000	3,462,413	780,500	1,700	221,600	51,100	31,500	2,680,513	0
旅費交通費		37,791,451	8,808,864	46,600,315	27,263,348	161,547	6,743,582	5,059,393	802,062	25,024,867	0
通信運搬費		53,184,556	6,430,550	59,615,106	62,351,630	817,510	3,156,406	47,486,550	940,020	784,070	0
減価償却費		9,728,930	1,168,946	10,897,876	10,670,842	272,754	5,784,759	3,554,522	77,930	38,965	0
消耗什器備品費		112,500	137,500	250,000	360,000	2,500	30,000	57,500	5,000	17,500	0
消耗品費		11,668,973	1,857,600	13,326,573	8,062,304	26,320	1,019,177	8,692,576	1,298,360	632,540	0
修繕費		560,000	550,000	1,110,000	1,190,000	10,000	120,000	340,000	20,000	70,000	0
印刷製本費		55,064,364	770,000	55,834,364	61,994,100	647,000	2,085,000	52,294,364	4,000	34,000	0
光熱水料費		837,000	1,023,000	1,860,000	1,920,000	18,600	223,200	427,800	37,200	130,200	0
賃借料		24,375,852	23,759,208	48,135,060	41,514,228	1,087,034	7,053,732	10,611,689	2,644,509	2,978,908	0
保険料		7,544,715	233,950	7,778,665	5,974,000	4,130	53,760	695,790	4,957,060	1,833,975	0
諸謝金		18,051,831	50,000	18,101,831	20,435,787	90,000	14,635,558	2,585,320	170,000	570,953	0
租税公課		10,741,827	424,000	11,165,827	10,504,200	106,000	6,805,000	3,225,000	106,000	499,827	0
渉外費		781,500	320,000	1,101,500	2,084,000	0	17,500	220,300	537,700	6,000	0
諸会費		3,841,717	693,900	4,535,617	4,478,420	100	1,550	24,700	252,100	3,563,267	0
情報交換会費		0	3,090,000	3,090,000	4,200,000	0	0	0	0	0	0
支払助成金		2,100,000	0	2,100,000	2,400,000	2,100,000	0	0	0	0	0
委託費		52,957,019	10,533,000	63,490,019	75,716,815	1,508,600	28,859,100	19,876,670	716,176	1,996,473	0

法人コード	A010636
法人名	公益社団法人日本栄養士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計	法人会計	2026年度予算	2025年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
広 報 費	1,475,000	0	1,475,000	1,697,000	50,000	570,000	855,000	0	0	0
システム使用料	8,403,856	2,293,500	10,697,356	10,585,492	41,700	6,407,356	1,579,500	83,400	291,900	0
図書資料費	585,578	492,800	1,078,378	1,109,978	8,960	107,520	230,080	17,920	221,098	0
原 稿 料	952,500	0	952,500	1,390,910	0	8,000	944,500	0	0	0
支払報酬	4,410,200	4,368,900	8,779,100	9,065,300	90,100	3,113,100	861,800	95,600	249,600	0
支払手数料	1,911,494	9,120,725	11,032,219	9,102,440	20,195	1,182,305	516,239	51,390	141,365	0
顕彰費	300,000	0	300,000	300,000	0	0	0	300,000	0	0
支 援 金	1,222,000	0	1,222,000	1,222,000	0	0	1,222,000	0	0	0
雑 費	1,574,402	989,400	2,563,802	2,015,900	22,040	532,280	412,520	148,280	459,282	0
経常費用計	439,218,206	149,161,235	588,379,441	571,157,594	13,223,558	146,466,289	191,835,089	18,054,975	69,638,315	0
評価増益等調整前当期経常増減額	△ 41,291,567	30,545,115	△ 10,746,452	△ 10,036,526	△ 8,880,120	△ 31,714,447	△ 138,684,728	△ 16,081,350	△ 32,430,982	186,500,060
当期経常増減額	△ 41,291,567	30,545,115	△ 10,746,452	△ 10,036,526	△ 8,880,120	△ 31,714,447	△ 138,684,728	△ 16,081,350	△ 32,430,982	186,500,060
2. 経常外増減の部										
当期一般正味財産増減額	△ 41,291,567	30,545,115	△ 10,746,452	△ 10,036,526	△ 8,880,120	△ 31,714,447	△ 138,684,728	△ 16,081,350	△ 32,430,982	186,500,060
一般正味財産期首残高			309,589,000	319,625,526						
一般正味財産期末残高	△ 41,291,567	30,545,115	298,842,548	309,589,000	△ 8,880,120	△ 31,714,447	△ 138,684,728	△ 16,081,350	△ 32,430,982	186,500,060
Ⅱ 指定正味財産増減の部										
一般正味財産への振替額			48,384,452	18,585,000						
当期指定正味財産増減額			△ 48,384,452	△ 18,585,000						
指定正味財産期首残高			157,209,336	141,934,515						
指定正味財産期末残高			108,824,884	157,209,336						
Ⅲ 正味財産期末残高			407,667,432	432,938,515						

資金調達及び設備投資の見込み
(2026年4月1日～2027年3月31日)

- 1 資金調達の見込みについて
当期中に資金調達の予定なし。
- 2 設備投資の見込みについて
当期中に設備投資の予定なし。
- 3 その他(特定資産等の収支見込み)

(単位:円)

項 目	金額	備 考
特定資産取崩収入		
河 村 育 英 資 産 取 崩 収 入	2,100,000	
生涯教育積立資産取崩収入	5,500,000	
災害支援事業積立資産取崩収入	3,435,400	
栄養改善奨励積立資産取崩収入	300,000	
国際事業積立資産取崩収入	37,049,052	
収入計(A)	48,384,452	
特定資産積立額支出		
役員退職慰労引当資産積立支出	1,300,000	
国際事業積立資産積立支出	10,000,000	
支出計(B)	11,300,000	
(A) - (B)	37,084,452	

宣 言 (案)

管理栄養士・栄養士は、専門職として、「栄養と食の営みのよろこびの中、自己実現を求め、健やかによりよく共に生きる」という人びとの願いに応え、最新の科学的根拠に基づく知識と技術をもって「栄養の指導」を実践する。本会は、健康を育む豊かな食生活の確立と栄養学の進歩に寄与する事業を推進し、公衆衛生の向上に貢献することを使命としている。

栄養・食生活は、人びとの健康と幸福な生活を支える基盤であり、誰一人取り残さない社会の実現を支える重要な要素である。一方で、著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化、複雑化により、保健・医療・福祉など様々な領域で栄養課題への対応が求められている。

このために、管理栄養士・栄養士は、職業倫理に基づき、資質や能力の向上に努めるとともに、栄養改善活動の実効性を高め、栄養政策の充実強化に取り組まなければならない。

本会は、全国の管理栄養士・栄養士の力を集結し、個人では解決できない栄養課題を組織の力で解決し、社会に貢献する。

ここに、本総会の総意をもって次のスローガンを掲げ、その実現に向けて邁進することを宣言する。

2026年6月21日

2026年度公益社団法人日本栄養士会定時総会

《2026年度総会スローガン》

- 1 栄養の力で人びとの健康と幸せに貢献するために、管理栄養士・栄養士が専門性を発揮し、活躍できる環境づくりと若手人材の育成を進め、会員基盤を強化しよう
- 1 職業倫理を遵守し、専門的知識と技術を高め、栄養改善活動と生涯教育を一体的に推進し、管理栄養士・栄養士の専門性と実装力の向上を図ろう
- 1 日本の栄養改善活動の成果 “Japan Nutrition” (ジャパン・ニュートリション) を世界に向け発信し、東京栄養サミットのコミットメントの実現に向けて、ラオ日栄養改善プロジェクトを中心とした国際的な栄養改善活動を推進しよう
- 1 頻発化・激甚化する自然災害に備え、人材育成と体制整備を進め、栄養・食生活支援を通じて住民の命と健康を守ろう
- 1 地域密着型の栄養ケア・ステーションの設置促進と機能拡充を進め、地域における栄養支援体制の充実を図り、社会環境の質の向上に寄与しよう
- 1 栄養の日・栄養週間の活動を通して、栄養の力を広く発信し、管理栄養士・栄養士の社会的認知を高めよう

公益社団法人日本栄養士会定款

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

一部改正 平成 26 年 9 月 1 日

目 次

第 1 章	総則（第 1 条—第 2 条）
第 2 章	目的及び事業（第 3 条—第 4 条）
第 3 章	会員（第 5 条—第 14 条）
第 4 章	総会（第 15 条—第 23 条）
第 5 章	役員（第 24 条—第 30 条）
第 6 章	理事会（第 31 条—第 35 条）
第 7 章	諮問会議等（第 36 条—第 38 条）
第 8 章	事業部（第 39 条）
第 9 章	事務局（第 40 条）
第 10 章	財産、事業年度及び会計（第 41 条—第 45 条）
第 11 章	定款の変更及び解散（第 46 条—第 49 条）
第 12 章	公告の方法（第 50 条）
第 13 章	雑則（第 51 条）
附 則	

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 食の営みのよろこびの中、自己実現を求め、健やかによりよく共に生きる。人びとのこの願いに応えることを職責とする管理栄養士・栄養士が組

織する本会は、国民との広範な協働のもと、栄養・食事指導にかかる科学とその専門的実用技術に立脚しながら、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、健康を豊かに育む食生活の確立と栄養・食事療法の進歩に資する諸般の事業を遂行し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）国民の健康と栄養の実態及び栄養・食事指導と同療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集、並びに、これらを踏まえた研究及び技術開発などをとおして、わが国の人口構成と疾病構造の変動に対応して国民の健康を衛る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る事業
- （2）系統的で発展的な内容の教育、訓練及び学習からなる継続的研修と養成教育への支援により、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、職業倫理に則り、高度な専門性に裏づけられた科学的根拠に基づく食と栄養の指導をとおして国民の健康づくりに貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業
- （3）栄養・食事指導と同療法に関し、国民参加の開かれた多種多様な活動をとおして、日常の食生活の質の向上に役立つ知識や実用技術の普及と、食事を含む生活習慣の見直しと改善のための社会的な合意の形成を図ることにより、健康を豊かに育む食生活の確立に向けた国民の取り組みを支援する事業
- （4）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、食と栄養に関する公共又は民間の諸制度の運用の改善、在宅療養者などの適正な食生活を支援する制度の整備などに取り組むことをとおして、国民の食環境の整備を推進する事業
- （5）栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化とその普及のための取り組み、同専門職の養成に関する相互支援、感染症の国際的流行への対応、生活習慣病対策にかかる相互協力など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する事業
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に定めた事業は、その実施区域を全国とする。

3 第1項各号の事業を、一又は複数の都道府県の区域で実施するときは、当

該区域において事業を行う都道府県栄養士会との連携のもと互いに協働することとする。

第 3 章 会 員

（本会の構成員）

第 5 条 本会の会員とは、栄養士法（昭和 22 年 12 月 29 日法律第 245 号）第 2 条第 1 項又は同条第 3 項に定める管理栄養士、栄養士の免許を有し、第 3 条の目的に賛同して第 9 条の手続により入会し、かつ、都道府県栄養士会の会員である者をいう。

（代議員の設置等）

第 6 条 本会に代議員を置く。その員数は 250 人とし、会員の中から選出する。

2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号。以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 代議員の数は、都道府県栄養士会ごとに 2 人とし、その余の数は前年度の会員数（前年度末現在の会員数とする。）を基準に都道府県栄養士会ごとに決める。

4 会員は代議員選挙に立候補することができる。

5 代議員を選挙する権利は会員がこれを有する。

6 代議員は 2 年に 1 度、都道府県栄養士会毎に選挙により選出する。

7 代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

8 代議員が会員として第 11 条又は第 12 条の規定により退会したときは、当然に代議員でなくなる。

9 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

10 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなけ

ればならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 11 第9項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員制度と会員の権利)

第7条 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(代議員制度と理事、監事の責任の免除)

第8条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第9条 本会の会員になろうとする者は、本会に対して入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の申し込みに関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

(経費の負担)

第10条 会員は、本会の事業活動に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入する義務を負う。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(法定退会)

第12条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときに退会する。

- (1) 第10条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- (3) 都道府県栄養士会の会員でなくなったとき
- (4) すべての会員の同意があるとき
- (5) 死亡したとき
- (6) 除名されたとき

(除 名)

第13条 会員の除名は、当該会員が次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってこれを行うことができる。この場合には、当該会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(退会に伴う権利及び義務の帰趨)

第14条 会員が第11条又は第12条の規定により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

第4章 総 会

（構 成）

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権 限）

第16条 総会は、次の事項について決議する。

（1）会員の除名

（2）役員の選任又は解任

（3）管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃

（4）役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額

（5）貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認

（6）定款の変更

（7）解散及び残余財産の処分の承認

（8）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第17条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第18条 総会は、次項による総会の招集の請求につき、代議員が一般法人法第37条第2項の規定により、総会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第24条第2項に規定する者。以下同じ。）が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集の請求をすることができる。この場合、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

（議 長）

第19条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

（議決権）

第20条 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

（決議）

第21条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（1）会員の除名

（2）監事の解任

（3）定款の変更

（4）解散

（5）その他法令で定めた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使等）

第22条 代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 代議員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた代議員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までに本会に提出して議決権を行使することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した代議員の議決権の数に算入する。

（議事録）

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

する。

- 2 議長、会長並びに代議員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設置）

第24条 本会に、次の役員を置く。

- （1）理事 18人以上24人以内
- （2）監事 3人以内

- 2 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の専務理事、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第25条 理事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は定款で定めた理事又は監事の員数を欠くことに備えて、総会は、補欠の理事又は監事を選任することができる。
- 3 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選定及び解職する。この場合において理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。
- 4 監事は、会員外である有識者より総会において選任する。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

- 2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間

隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員（本会が雇用している者をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第30条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

（構成）

第31条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第 3 2 条 理事会は、次の職務を行う。

- （１）本会の業務執行の決定
- （２）理事の職務の執行の監督
- （３）会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招 集）

第 3 3 条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集し、その議長となる。

（決 議）

第 3 4 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第 3 5 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 諮問会議等

（諮問会議）

第 3 6 条 本会に、任意の機関として、すべての都道府県栄養士会で組織する諮問会議を置く。

- 2 諮問会議は、理事会の決議に基づき会長が招集し、年に 2 回開催する。
- 3 諮問会議において各都道府県栄養士会を代表する者は、当該都道府県栄養士会の代表理事たる者（その者が本会の理事を兼ねるときは、当該都道府県栄養士会にて別に定める者）とする。
- 4 諮問会議の運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

（諮問会議の職務）

第 37 条 諮問会議は、次に掲げる事項に関する理事会の諮問を受けて意見を述べる。

（１）本会の運営にかかる事項

（２）本会と都道府県栄養士会との連携による事業（以下「地域連携事業」という。）の企画・運営にかかる事項

2 前項に定めるもののほか、諮問会議の議事は次に掲げる事項とする。

（１）本会の業務執行に関する報告及び質疑

（２）地域連携事業又は都道府県栄養士会相互間の連携事業にかかる連絡並びに調整

（名誉会長）

第 38 条 本会に、任意の機関として、名誉会長 1 人を置くことができる。

2 名誉会長は、会長経験者より理事会がその議決によって委嘱し、かつ委嘱を解く。

3 名誉会長の任期は、理事のそれに準じ、理事会において再任することができる。

4 名誉会長は、本会の重要事項について会長からの諮問を受けて参考意見を述べる。

第 8 章 事 業 部

（事業部）

第 39 条 本会に次に掲げる事業部を置く。

（１）第 4 条第 1 項第 1 号から同項第 6 号までの事業の総務を所管するもの

（２）第 4 条第 1 項第 1 号から同項第 6 号までの事業の一又は複数を所管するもの

（３）地域連携事業を所管するもの

（４）職域（管理栄養士、栄養士の就業の種別に基づく区分で、別に定めるものをいう。以下同じ。）に関する事業を所管するもの

（５）その他、理事会において設置を必要と判断したもの

2 前項各号の事業部は、その所管にかかる第 4 条の事業の実施を担当する。

3 事業部の設置及び運営に関する細則規程は、理事会がこれを定める。

第9章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、職員を若干人置き、そのうち一人を事務局長とすることができる。

3 職員の任免は、事務局長たる職員を除き、専務理事が行う。

4 事務局長の選任及び解任は、理事会がこれを決定する。

5 職員は、専務理事の指示により事務に従事する。

6 事務局の組織、内部管理に必要な細則規程は、理事会がこれを定める。

第10章 財産、事業年度及び会計

(基本財産等)

第41条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）

には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年６月２日法律第４９号。以下「公益法人認定法」という。）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４９条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１２章 公告の方法

（公告の方法）

第５０条 本会の公告は、電子公告により行う。

２ 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第１３章 雑 則

（委 任）

第５１条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）がこれを定める。

附 則

- １ この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年６月２日法律第５０号）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- ２ 本会の最初の代表理事は中村丁次、清水瑠美子、長谷川克己とする。
- ３ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記

を行ったときは、第 4 2 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 6 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出されたものとする。

公益社団法人日本栄養士会定款施行規則

制定施行	平成 24 年 8 月 1 日
一部改正	平成 25 年 1 月 27 日
	平成 25 年 3 月 23 日
	平成 26 年 3 月 16 日
	平成 26 年 10 月 19 日
	平成 30 年 10 月 13 日
	2019 年 5 月 26 日
	2020 年 5 月 31 日
	2022 年 3 月 26 日
	2023 年 3 月 26 日
	2025 年 3 月 23 日

第 1 章 総 則

（規則の目的）

第 1 条 この規則は、定款第 5 1 条及び理事会に規則制定を個別に委任する定款の各条項に基づき、定款の施行に必要な事項を定める。

第 2 章 目的及び事業

（地域連携事業）

第 2 条 定款第 4 条第 3 項の本会と一または複数の都道府県栄養士会とが連携・協働して公益目的事業（以下「地域連携事業」という。）を実施する場合の所管は第 4 1 条の地域連携事業部とする。

第 3 章 会 員

（名誉会員、特別会員、賛助会員）

第 3 条 本会の会員に名誉会員の称号を、本会の会員外の者に賛助会員または特別会員の各名称を、それぞれ付与することができる。

2 前項の称号及び名称のうち、賛助会員、特別会員の各名称は、これを付与された者を会員とするものではない。

(名誉会員)

第4条 理事会は、次の各号に該当する会員を、名誉会員の称号を付与すべき者として総会に推挙しその承認を求めることができる。

- (1) 定款第24条第1項に定める役員、同第36条第3項に定める都道府県栄養士の代表理事を5期(通算10年)、もしくは、同第6条に定める代議員を通算20年以上歴任し、総会での承認時点で満70歳以上であって、その職を退いている者
- (2) 本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
- (3) その他、前各号に準ずる者

2 名誉会員には、日本栄養士会雑誌を贈呈するほか、本会の事業への参加を認める。

3 総会は、前項の推挙にかかる会員に名誉会員の称号を付与することにつき、これを承認するか否かを議決する。

4 総会において承認されたときは、名誉会員として名誉会員台帳に登録するとともに、名誉会員の証を贈る。

5 定款第12条及び第13条の規定は、名誉会員の称号を受けた会員については適用しない。

(特別会員)

第5条 国際栄養士連盟に加盟している外国の栄養士の会員であって日本国に居住している者は、特別会員の入会申込みをすることができる。

2 特別会員になろうとする者は、次の事項を記載した入会申込書を本会に提出しなければならない。

- (1) 本会の趣旨に賛同すること
- (2) 会員となっている外国栄養士会名と国名
- (3) 前号の外国栄養士の会員であることを証する情報

3 前項の入会申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容その他の事情を勘案し、特別会員として入会を承認するか否かを決する。

4 前項の理事会において入会を承認したときは、特別会員名簿に登録しなければならない。

5 特別会員は、会員でないことによる制限を除き、会員に準じ、情報の授受・発信の機会を得るとともに、研修会、研究会、その他の催事へ参加することができる。

6 特別会員は、特別会員会費を納入しなければならない。

7 前項の特別会員会費は、年額金6,500円とし、前年度末までに支払うものとする。

8 特別会員会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。

9 特別会員が、退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

10 特別会員が、前項により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の特別会員会費及びその他の拠出金は、退会した場合でもこれを返還しない。

11 特別会員名簿の登録事項に変更が生じたときは、特別会員は30日以内にこれを届け出なければならない。この届け出を受けたときは、変更内容を確認した上で、特別会員名簿の登録事項の訂正を行う。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、本会の事業を援助する個人または団体であって、理事会が、賛助会員の名称を付与した者をいう。

- 2 賛助会員になろうとする者は、次の事項を記載した申込書を、本会に提出しなければならない。
 - (1) 本会の目的に賛同すること
 - (2) 管理栄養士・栄養士の業務に役立つ業務に携わっていること
 - (3) その他必要な事項
- 3 前項の申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容その他の事情を勘案し、賛助会員の名称を付与するかどうかを決する。
- 4 賛助会員の名称を付与する決定をしたときは、すみやかにその者を賛助会員名簿に登録する。
- 5 本会と賛助会員とは、円滑な意思の疎通や情報の交流を図るとともに、本会の公益目的事業の推進のため、互いに協働に努めるものとする。
- 6 賛助会員は、次の各号の賛助会費を納入しなければならない。
 - (1) 賛助会員名簿登録時賛助会費 賛助会員名簿登録時に一口金 120,000 円で一口以上
 - (2) 年度賛助会費 賛助会員名簿登録時の本会の事業年度の次年度 4 月末までに年額一口金 120,000 円で一口以上
- 7 賛助会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。
- 8 賛助会費は、全額を公益目的事業の費用に充てる。
- 9 賛助会員に本会の趣旨に反する行為があったときは、理事会は、賛助会員の名称付与を取り消すことができる。
- 10 賛助会員の名称を辞退しようとするときは、名称辞退届を提出しなければならない。
- 11 賛助会員が、第 6 項に定める会費を 3 か月を超え支払わないときは、賛助会員の名称を辞退したものとみなすことができる。
- 12 前 3 項により賛助会員の名称を喪失したときは、当該賛助会員であった者は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の賛助会費及びその他の拠出金は、賛助会員の名称を喪失した場合でもこれを返還しない。

(代議員の選出)

- 第 7 条 定款第 6 条第 6 項に定める代議員の選挙の実施にあたっては、すべての会員の投票と立候補の機会を保障すべく、会員に対し、あらかじめ次の各号を示した通知を行わなければならない。
- (1) 実施する選挙の趣旨（選出される代議員の任期、選挙される代議員の定数その他の関連事項）
 - (2) 投票の日時・場所
 - (3) 立候補届出の期間と方法
 - (4) 第 3 項に定める選挙の実施管理の責任者の氏名または名称と連絡先
- 2 理事会は、前項の選挙の公正かつ円滑な実施のため、これを管理する責任者を定めなければならない。
 - 3 第 1 項の選挙は、都道府県栄養士会を選挙区としてこれを実施する。
 - 4 前項に関する事務は、都道府県栄養士会に委任する。
 - 5 前項の委任を受けた都道府県栄養士会は、第 1 項及び第 2 項の規定に従って受任した事務を処理しなければならない。
 - 6 第 4 項の委任を受けた都道府県栄養士会は、本会の総会開催の 15 日前までに代議員を選出するよう

努めなければならない。都道府県栄養士会が、新たに選出した代議員の任期を選出時と定めたときは、同選出時において既に代議員であった者は、同選出時以降、代議員としての権利の行使を新たに選出された代議員に委任したものとみなす。

（入会の手続）

第8条 定款第9条第2項に定める入会の申し込みにあたっては、次の事項を記載した入会申込書を、本会に提出しなければならない。

- （1）本会の目的に賛同すること
- （2）栄養士法第2条に定める管理栄養士または栄養士の免許を有すること
- （3）都道府県栄養士会の会員であること

- 2 前項の入会申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容を本会の目的に照らして適正かつ公平に審査し、入会承認の可否を決する。
- 3 前項の理事会において入会を承認したときは、申込者に会員証を交付し、会員名簿に登録しなければならない。
- 4 前3項にかかる事務は、これを都道府県栄養士会に委託することができる。

（会員名簿）

第9条 会員名簿は、電磁的記録をもって作成する。

- 2 会員名簿の開示は、別に定める会員名簿取扱規程によってこれを行う。

（登録事項の変更）

第10条 会員は、入会申込書の記載事項について変更があったときは、30日以内に変更にかかる事項を本会に届け出なければならない。

- 2 前項の届け出を受けたときは、変更内容を確認した上で、会員名簿の登録事項を訂正する。
- 3 会員は、氏名を含め会員証の記載事項に変更があるときは、会員証の再交付を受けることができる。
- 4 会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料金1,000円を納入する。
- 5 会員が本条第1項の届出をその所属する都道府県栄養士会に対して行ったときは、都道府県栄養士会はすみやかにこれを本会に取り次ぐものとする。

（会員証の再交付）

第11条 会員は、会員証を紛失し、または、会員証が破損その他の事由で機能を失ったときは、本会に会員証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請にあたっては、既存の会員証を本会に返還しなければならない。ただし、会員証を紛失した場合には、これを発見したときに返還することをもって足りる。
- 3 会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料金1,000円を納入する。
- 4 会員が本条第1項の申請をその所属する都道府県栄養士会に対して行ったときは、都道府県栄養士会はすみやかにこれを本会に取り次ぐものとする。

(会 費)

第12条 定款第10条の会費は、以下の2種とする。

(1) 年会費 毎年定額で支払うもの

(2) 特別会費 特別の使途・目的を定めて特定の期間に限り徴収するもの

2 年会費は、金 6,500 円とし、前年度末までに支払うものとする。

3 年会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。

4 特別会費の徴収にあたっては、その額及び徴収の時期または期間について、あらかじめ財政運営委員の意見を聴取した上、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

5 会費は少なくともその 50%を公益目的事業の実施費用に充てなければならない。

(拠出金)

第13条 本会は、研修会、講習会等において必要な経費及び賦課金等を徴収することができる。

2 前項の賦課金等の金額及び徴収方法は、当該拠出金が充てられる事業の計画にこれらの必要性並びに根拠を示して理事会の承認を得なければならない。

(退会の手続)

第14条 会員が定款第11条の規定により退会するときは、本会对し、別に定める事項を記載した退会届を提出し、併せて会員証を返納しなければならない。

2 会員が定款第12条の規定により退会したときは、本会对し、会員証を返納しなければならない。

(会員の懲戒)

第15条 定款第13条の除名を行う本会の権限に基づき、本会は、会員に定款第13条第1項第1号から同条同項第3号までの事由（以下「除名事由」という。）があったとき、または、本会の秩序を害し、その他職務の内外を問わずその品位を損なうべき非行（以下「懲戒事由」という。）があつたときは、懲戒を行う。ただし、除名は除名事由があるときに限る。

2 除名事由または懲戒事由にあたる非行のあつた会員が懲戒を受ける前に定款第11条に基づき退会したときといえども、懲戒はこれを行うことができる。

(懲戒の種類)

第16条 本会の行う懲戒は、次の4種とする。

(1) 戒告

(2) 2年以内の会員資格の停止

(3) 退会指示

(4) 除名

2 前項第1号または同項第2号の処分を行うにあたっては、これら処分に併せて、処分を受ける会員に本会の行う栄養士倫理に関する研修の受講を命ずることができる。

3 情状により懲戒を行わないときであっても、必要と認めるときは、前項の命令を発することができる。

る。

(懲戒の議決)

第17条 懲戒は、前条第1項第4号を除き、理事会の議決をもってこれを行う。前条第2項及び同条第3項の命令についてもまた同じ。

2 懲戒をする議決には、理事の3分の2以上の賛成を得ることを要する。

(除名事由または懲戒事由の調査)

第18条 理事会は、会員に除名事由または懲戒事由の存するおそれがあると認めたときは、すみやかに専務理事に命じてこれら事由の存否に関する調査を行わせる。

2 専務理事は、前項の調査を終えたときは、その結果を直近の理事会に報告しなければならない。

(都道府県栄養士会との共助)

第19条 本会は、会員の除名事由または懲戒事由の存否の調査を開始したときは、直ちに当該会員の所属する都道府県栄養士会（以下「所属先都道府県栄養士会」という。）に通知する。

2 本会は、所属先都道府県栄養士会の協力を得て、または、これと共同で、除名事由または懲戒事由の存否の調査を行い、これによって得られ資料は、所属先都道府県栄養士会に開示する。

3 本会は、会員を懲戒したとき、または、調査の結果、懲戒しなかったとき、その理由を付して所属先都道府県栄養士会に通知する。

(懲戒の公示等)

第20条 懲戒をしたときは、処分の内容と理由の要旨を適宜の方法で公示または開示する。

2 懲戒をしたときは、処分の内容と理由の要旨を直近に開催される諮問会議に報告する。

(名誉回復)

第21条 懲戒が司法手続により取り消されたとき、または、懲戒の議決後に判明した事由により懲戒を取り消すべきときは、懲戒の無効を宣言するとともに、当該会員の名誉を回復するに必要な措置を講ずる。

(懲戒手続規程)

第22条 懲戒は、第15条から前条までの外、別に定める懲戒に関する手続規程によりこれを行う。

第4章 総 会

(総会の招集の決定)

第23条 定款第18条第1項に基づき、総会を招集する場合には、理事会は、次に掲げる事項を定め

なければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 定款第22条の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときはその事項

- 2 前項第1号の総会の場所とは、総会の議事に対する出席代議員（定款第22条第1項の代理人として出席した者を含む。本項において、以下同じ。）の公平かつ実質的な参加を確保することに適する一つの施設、又は、複数施設の出席代議員の議決権の行使等に関する電磁的情報を情報通信技術により同時に結合して仮想的に構築された一つの統合した場をいう。

（総会の招集通知）

第24条 定款第18条により総会を招集するには、会長は、総会の日の一週間前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第3号に掲げる事項を定めた場合には、総会の二週間前までにその通知を発しなければならない。

2 前項の通知は、書面でしなければならない。

3 前項の定めに関わらず、第1項の通知は、それに拠るべき合理的な理由があるときは、同通知の内容を記載した書面のファクシミリによる送信、または、同通知の内容を記載した電子ファイルの電子メールによる送信をもってこれを行うことができる。

4 前項の方法により第1項の通知を行ったときは、その後に開かれる理事会にこれを報告しなければならない。

（総会の運営等）

第25条 総会の議事運営は、別に定める総会議事運営規程によりこれを行う。

2 前項に関わらず、議長は、総会の円滑かつ充実した議事運営を確保するうえで必要な措置を講ずることができる。

（議長の権限）

第26条 議長は、総会を主宰し、その公正な進行と秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、総会議事の適正かつ円滑な運営を保つ上で必要と認めたときは、発言を促し、または、制止し、発言の取り消しを求め、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者の退場を命ずることができる。

3 総会の参加者は議長の指示または命令に従わなければならない。

（代議員の職責）

第27条 代議員は、総会において、全会員の代表として豊かな合意の形成に努めなければならない。

(総会の議事録)

第28条 議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。

- 2 総会において議長が制止または取り消しを求めた発言は、その旨を記載した上、議事録から削除する。ただし、議事録からの削除は、その発言をした者の責めを免ずるものではない。
- 3 議事録の記載事項は、議長が、総会の承認を得て委嘱する書記団がこれを作成する。
- 4 書記団は、議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けなければならない。
- 5 前項の校閲後、書記団は、議事録を調製し、議長及び議事録署名人に議事録の確認を受け、その署名を得なければならない。
- 6 総会の議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 7 会員は、前項の議事録の閲覧または謄写を請求することができる。

第5章 役員

(理事の選任)

第29条 定款第25条第1項に定める理事の選任は、別に定める理事選任総会決議手続規程によりこれを行う。

(監事の選任)

第30条 定款第25条第4項に定める監事の選任にあたっては、理事会が、定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者を決定する。

- 2 理事会は、業務監査及び会計監査の専門性に鑑み、適任者をもって監事の候補者としなければならない。
- 3 定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者の数は、定款第24条第1項第2号の定数以内とする。

(会長等の選定)

第31条 定款第25条3項の選定は、同条1項により理事が選任された後、すみやかに理事会を開催してこれを行わなければならない。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定は、理事の互選による。
- 3 第1項の理事会において、会長が選定されるまでの間の議事は、理事の中から適宜の方法で選ばれた仮議長がこれを執り行う。
- 4 第2項の選定の対象となる者は、選定に先立って自らの所信を述べなければならない。
- 5 第2項の選定結果は、すみやかに総会に報告しなければならない。

(理事の担当業務)

第32条 理事は、法令及び定款第26条に基づき、その職責を積極的に果たさなければならない。

- 2 会長は、必要と認めるときは、予め理事会の意見を聴取した上、理事の中から、継続的に特定の事務または事業の部門または分野の業務の実施管理を行うことを任務とする理事（以下「常任理事」という。）を、若干名、指名することができる。
- 3 常任理事が、その業務の実施管理を担当する事務または事業の部門または分野は、会長がこれを指定する。
- 4 常任理事は、会長の命を受け、担当する事務または事業の部門または分野の適正な業務の実施管理に努めなければならない。

（常任理事会の開催等）

- 第33条 毎月1回、会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事から構成される会議（以下「常任理事会」という。）を開催する。但し、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。
- 2 常任理事会は、会長が招集してその議長となる。
 - 3 常任理事会は、次の事項を審議し、その結果を理事会に報告する。
 - （1） 理事会に付議すべき事項
 - （2） 日常業務の執行に関すること及び緊急を要する事項
 - 4 会長は必要に応じて理事その他の関係者を常任理事会に出席させることができる。

第6章 理事会

（理事会の開催）

- 第34条 理事会は、毎年5月、7月、10月、翌年1月及び3月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、開催する月を変更し、または、臨時にこれを開催することができる。
- 2 会員は、あらかじめ理事会の許可を得たときに限り、理事会を傍聴することができる。

（理事会の任務）

- 第35条 理事会は、次の事項について審議する。
- （1） 重要な財産の処分及び譲り受け
 - （2） 定款の改正案作成に関する事項
 - （3） 役員の辞任に関する事項
 - （4） 事務局長の選任または解任に関する事項
 - （5） 予算の補正に関する事項
 - （6） 職業倫理の制定、改廃に関する事項
 - （7） 諮問会議への諮問及び諮問会議の答申に関する事項
 - （8） 月刊「日本栄養士会雑誌」及びその他の出版物に関する事項
 - （9） 法令または定款で定めた事項
 - （10） その他必要な事項

(理事会の議事録)

第36条 定款第35条第1項の議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。

- 2 議事録の記載事項は、事務局長がこれを作成する。
- 3 議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けた上、議事録を調製し、定款第35条第2項に基づき出席した理事及び監事の署名を得なければならない。
- 4 議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 会員は、前項の議事録の閲覧または謄写を請求することができる。

第7章 諮問会議等

(諮問会議)

第37条 諮問会議は、毎年5月、1月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、開催月を変更することができる。

- 2 諮問会議の議題は理事会がこれを定める。
- 3 諮問会議には、定款で定めるほか、次の事項を諮問することができる。
 - (1) 会費の改定に関する事項
 - (2) 定款の改正に関する事項
 - (3) 役員の報酬の額
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- 4 諮問会議の招集通知には次の各号の事項を掲げなければならない。
 - (1) 会議の日時・場所
 - (2) 議題の要旨
 - (3) 諮問があるときはその内容
- 5 諮問会議の議長は、出席した都道府県栄養士の各代表理事その他の代表者の中から互選により選出する。
- 6 諮問会議は、公行しない。
- 7 諮問会議の議事録は、同会議の開催から終了までを録音テープまたはビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。)に記録したものをもってその記載に代えることができる。
- 8 会員は、諮問会議の議事録の閲覧(前項に基づき議事録の記載が録音テープ等に記録したものであるときは、適宜の方法によるその再生)を請求することができる。
- 9 諮問会議に関する事務は、第41条の地域連携事業部がこれを担当する。

(顧問及び参与)

第38条 本会に任意の機関として、顧問及び参与を各々1名以上8名以内置くことができる。

- 2 顧問は本会の活動に功績のある有識者とし、参与は、本会の運営に功績のある会員とする。
- 3 顧問及び参与は、次の職務を行う。ただし、議決に加わることはできない。

会長から諮問を受けて、参考意見を述べる。

理事会から求めがあったときに、理事会に出席して参考意見を述べる。

4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び参与の任期は、理事のそれに準じ、理事会において再任することができる。

(参与及び名誉会長の会費免除)

第39条 本会の会員で、参与及び定款第38条の名誉会長に就任した者は、定款第10条の会費の支払い義務を負わないものとする。

第8章 委員会

(委員会の設置・運営)

第40条 本会に以下の種類の委員会を置く。

(1) 独立委員会 高度に専門技術的事項または特に中立公正さを要する審査事項等を調査審議するため、会長の附属機関として、常設もしくは特定の事項に関して臨時に設置される委員会

(2) 会務運営等にかかる委員会 本会の会務の円滑かつ効果的な実施等に関し、所要事項を調査審議し、または、理事会の諮問を受けて意見を答申するものとして常設もしくは特定の事項に関して臨時に設置される委員会

(3) 事業部委員会 定款第39条の事業部に設置され、事業部の所管する事業の実施にかかる各種事項を決定し、または、第31条第2項に定める部長の諮問を受けて事業部の所管する事業に関する意見を答申する委員会

2 前項の委員会の設置及び改廃は理事会の議決をもって行う。

3 第1項の委員会の設置・運営にかかる規程は理事会が議決をもって定める。

第9章 事業部

(事業部の設置)

第41条 定款第39条に基づき、本会に以下の事業部を置く。

(1) 総務部

(2) 学術研究事業部

(3) 人材育成事業部

(4) 情報コミュニケーション事業部

(5) 栄養ケア・ステーション事業部

(6) 地域連携事業部

(7) 政策・職域推進事業部

(8) 災害対策事業部

2 事業部の設置、改編及び統廃合は理事会がこれを決する。

3 各事業部に、それぞれ部長及び部員を置く。

4 部長は常任理事をもって充てる。部長に事故あるときは、会長が第23条第2項に基づきこれを補充する。

(地域連携事業部の所管業務)

第42条 地域連携事業部は次の各号の業務を所管する。

(1) 地域連携事業に関する業務

(2) 次条に定める地区に関する業務

(3) 諮問会議に関する業務

(地区)

第43条 地域連携事業を円滑かつ効率的に実施するため、47都道府県栄養士会を別表のとおり地区に分ける。

2 理事会は、地区毎にこれを担当する理事（以下「地区担当理事」という。）を指定する。

3 地区担当理事は、地域連携事業部の部員となる。

4 地区担当理事は、地域連携事業部の部員として、地区内の都道府県栄養士会（以下「地区栄養士会」という。）の連携、調整に努めなければならない。

5 地域連携事業部は、必要に応じて地区栄養士会の会長会議を開催することができる。

6 地区栄養士会長会議は、当該地区を代表する栄養士会長を選出できる。

7 地区を代表する栄養士会長は、施行規則第12条第4項に定める「財政運営委員」並びに役員選任総会議にかかると手続規程第18条に定める「推薦委員」とする。

8 地域連携事業部は、地区を代表する栄養士会長を交えて、地域連携事業部合同部会を開催することができる。

(政策・職域推進事業部)

第44条 政策・職域推進事業部の職域は次の各号のとおりとする。

(1) 医療

(2) 学校健康教育

(3) 研究教育

(4) 公衆衛生

(5) 福祉

(6) フリーランス・栄養関連企業等

2 職域の設置、改編及び統廃合は理事会がこれを決する。

- 3 理事会は、職域毎の事業の実施管理を担当する理事（以下「職域担当理事」という。）を指定する。
- 4 職域担当理事は、当該職域ごとに調製された事業報告及び決算の案、並びに、事業計画及び収支予算の案を会長に提出するとともに、その要旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 定款第43条及び同第44条に基づき、会長が本会の事業報告及び損益計算書（正味財産増減計算書）の案、並びに、本会の事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）を作成し、または、理事会がこれらを審議し承認する上で、前項の各案の全部または一部に変更が加えられたときは、当該案を提出した職域担当理事は、当該職域にその内容を報告しなければならない。

（災害対策事業部の所管業務）

第45条 災害対策部の所管業務は、災害対策事業部運営規程に定めるところによる。

第10章 事務局

（事務局の取り扱い事務、事務局体制）

第46条 定款第40条第1項に定める事務局は次の各号に掲げる本会の事務を処理する。

- （1）本会の総務及び事業に関する事務
 - （2）理事会の審議及び議決並びに本会の業務執行に関し必要と認められる事項の調査
 - （3）対外窓口業務に関する事務
- 2 事務局に次の各号の課を置く。
- （1）主として前項第1号の本会の総務に関する事務及び同事務に関連する同項第2号、同第3号の事務を取り扱うもの
 - （2）主として前項第1号の本会の事業に関する事務及び同事務に関連する同項第2号、同第3号の事務を取り扱うもの
 - （3）前2号のほか、組織的かつ恒常的な対処が必要と認められる場合において、前項各号の事務の全部または一部を取り扱うもの
- 3 必要に応じて事務局に一または複数の室を置き、次の各号に掲げる事務の全部または一部を処理させる。
- （1）専門的または職能的な事務
 - （2）各種事業の横断的または統合的な実施に関する事務
 - （3）事業の企画立案に関する事務

（事務局長等）

第47条 定款第40条第2項に定める事務局長は、専務理事の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

- 2 事務局に事務局次長を置き、事務局次長は、事務局長の監督を受けて、前項の事務局長の職務を補佐し、同職務の全部または一部を事務局長と分掌する。

3 前条第3項の室に室長を置き、室長は、専務理事の命及び事務局長の指導を受けて、室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

(給与等)

第48条 職員の基本給、諸手当等の給与の額等、本会業務の委任、外注にかかる報酬の額等に関する事項は、専務理事が理事会の承認を得て定める。

第11章 財産、事業年度及び会計

(基本財産等)

第49条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第22条第3項第1号から同項第6号までに掲げる財産に該当するとして理事会が定めた基本財産及び特定資産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

(会計規程)

第50条 本会の会計処理は、別に定める会計処理規程による。

(区分会計)

第51条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第19条に定めるところに基づき、本会が、公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を実施する場合には、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成指針)

第52条 事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成は、本会の事業並びに運営が、公益法人認定法第14条及び第15条の要件を満たすよう、計画性と系統性をもってこれを行わなければならない。

第12章 雑 則

(規則の変更)

第53条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に基づく公益社団法

人日本栄養士会の設立の登記の日から施行する。

- 2 2023年3月26日改正に関する条項は、2024年度の役員改選を行うときよりこれを適用する。

別表

地区別	都道府県名
北海道・東北区	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信越区	茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、長野
京浜区	埼玉、千葉、東京、神奈川
東海・北陸区	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿区	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国区	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

役員の報酬等に関する規程

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という）の定款第 30 条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 3 号で定める報酬、日当、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む。）、通勤費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (3) 常勤とは、週 5 日本会の事務所にて勤務することをいう。
- (4) 非常勤とは、(3) の日数に至らない日数を本会の事務所にて勤務することをいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、以下の各号に掲げる役員とこれに対する報酬等に限り、これを支給する。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
- (2) 非常勤の理事 日当
- (3) 監事 月額報酬

2 前項各号に基づき支給される月額報酬、または、日当の額は、別表に定めるとおりとする。

3 第 1 項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。但し、第 7 条に基づく退職慰労金の支払いについてはこの限りでない。

(規程の改正等の提案と諮問会議の意見)

第 4 条 第 9 条に基づくこの規程の改正、並びに、常勤の理事及び監事の別表中の該当する号棒の決定もしくは変更を総会に提案するときは、予め諮問会議に諮問しその意見を踏まえなければならない。

(月額報酬の支給)

第 5 条 常勤の理事に対する月額報酬の支給日、支給方法並びに月額報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員を対象として別に定める給与規程に準ずる。

(費 用)

第 6 条 本会は、理事及び監事が、その職務の執行にあたり負担した費用を速やかに支払う。前払いを要すると認められる場合は、前もってこれを支払う。

2 理事及び監事が、本会の行う会議及び本会によって派遣された会議その他の催事等への出席その他本会の職務を遂行するにあたり要する交通費は、実費をもってこれを支給する。

(退職慰労金)

第7条 常勤の理事が、次の各号に該当した場合には、当該理事またはその遺族に対して退職慰労金を支給する。

- (1) 任期を満了し退任したとき
- (2) 在任中死亡したとき
- (3) 辞任届を提出し、受理されたとき

2 任期を満了しても、引き続き常勤理事に就任した場合には、前項のいずれかに該当するまで支給しない。

3 退職慰労金の支給額は、退職慰労金支給時における1ヵ月の報酬額に在任年数(1年未満の端数を生じたときは1年として計算する。)を乗じて計算する。ただし、在任中に長期欠勤があったときは、その原因等の諸事情を勘案し半年(0.5年)を単位として相当年数を在任年数から控除することができる。

4 退職慰労金の支給に備えるため、それぞれの常勤の理事の任期または在任期間ごとにその時点において支給されるべき退職慰労金を算定し、積み立てを行うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

別表 日当(単位:円)

1日当たり	2,200
-------	-------

別表 常勤理事俸給表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額
1号俸	400,000	5号俸	750,000
2号俸	500,000	6号俸	800,000
3号俸	600,000	7号俸	850,000
4号俸	700,000	8号俸	900,000

別表 監事報酬表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	30,000	2号俸	40,000	3号俸	50,000

総 会 議 事 運 営 規 程

制定施行 平成25年3月24日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、定款施行規則第25条に基づき制定する。総会の議事運営については、定款に特に定めるもののほかは、本規程によらなければならない。

第2章 議 長 団

(議長団の選出)

第2条 総会の議長団は、出席代議員中より3名以内を選出し、交互に議長となる。

第3章 議場整理及び秩序

(代議員の議席及び会員等の席)

第3条 代議員の議席は、都道府県別にこれを定め、別に会員等の席を設ける。

(会議の出席)

第4条 総会に出席する代議員は、あらかじめ出席する旨を会長に届け、会議当日は、受付において名簿の照合をしなければ席に着くことができない。

(会議中の出席及び退席)

第5条 代議員が議事中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し又退席しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議場の秩序)

第6条 議長が静粛を宣したときは、何人も沈黙しなければならない。

2 議事中は、みだりに発言し又は騒いで他人の発言を妨げてはならない。

3 すべての秩序に関する問題は、議長の指示に従わなければならない。

第4章 書記団及び運営委員会

(書記団の構成)

第7条 総会において、議長は、会議の記録をするため、書記若干名をもって書記団を構成する。その長は、理事の中から会議の承認を得て指名する。

(総会運営委員会の設置)

第8条 総会において、議長は会議を運営するため、出席代議員の中から会議の承認を得て、総会運営委員を指名する。

2 総会運営委員は若干名とし、指名された

委員で総会運営委員会を構成する。

3 総会運営委員長は、総会運営委員の互選より総会運営委員の中から選出する。

(総会運営委員会の任務)

第9条 総会運営委員会は会議の負託に基づいて次の事項を審議し、その結果を会議に図らなければならない。

一 議事日程の編成と変更

二 議場混乱のときの收拾

三 来賓・祝辞の処理

四 出席代議員の資格審査

五 発言申告書のとりまとめと扱いの順序についての審査

六 議事進行について

七 動議の受理と、それが順序にかなっているかの審議

八 その他、会議運営についての必要事項

第5章 発 言

(発 言)

第10条 総会において、代議員が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と叫び、議長が発言を許可した場合は、起立して所属する都道府県栄養士会名及び氏名を告げ発言する。

2 代議員の発言は、すべて議長に向かってこれをなされなければならない

(発言の範囲と誹謗中傷の禁止)

第11条 総会の議事進行、議事内容等から、発言は、すべて議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。また、誹謗中傷の発言を行ってはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意を促し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。

(議長の討議)

第12条 議長が討論しようとするときは、議案朗読後に代議員席につき、代わりの議長を議長席に着かせなければならない。

(質疑又は討議の終結)

第13条 質疑又は討論の終わったときは、議長は、その終結を宣言する。

2 代議員は発言が尽きないときは、質疑終結又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑終結又は討論終結の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないでこれを会議に諮って決める。

4 討論が終結したときは、議長は、表決をとらなければならない。

(緊急動議)

第14条 総会において、議長は、出席代議員により緊急動議の提案があったときは、出席代議員の5分の1以上の同意を得て議案とすることができる。

第6章 表 決

(表決の宣告)

第15条 議長が表決をとろうとするときは、表決に付する議題を宣ししなければならない。

2 議長が表決に付する議題を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。

(表決の順序)

第16条 表決をする順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

2 同一議案に対して数個の修正案があるときは、原案に対しその趣旨の最も遠いものから先にしなければならない。

3 修正案が否決されたときは、原案について表決しなければならない。

(表決の方法)

第17条 表決の方法は、起立又は挙手の2種とし、議長が適宜これを決める。この場合においては、議長は、議題を可とする者を起立させ又は挙手させ、その可否の結果を宣告する。

2 総会において、議長が起立若しくは挙手の数を認定しがたいとき又は前項の宣告について出席代議員5分の1以上から異議の申立てがあったとき又は議長が必要と認めたときは、無記名投票で表決しなければならない。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(可否の宣告)

第18条 議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めたときは、議長は、可否の旨を宣告する。

(案の廃棄)

第19条 修正案及び原案がともに過半数の賛成を得なかった場合は、当該議題の全部若しくは一部を廃棄するものとする。

第7章 傍 聴

(傍聴席の設置)

第20条 傍聴席は、必要に応じこれを設ける。

(傍聴人の席)

第21条 傍聴人は、如何なる理由があっても定められた席以外に入ることができない。

(傍聴人の承認と員数制限)

第22条 議長は、会員等からの傍聴申し込みを受けてこの可否を決することができる。また、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人等の退場)

第23条 議長は、秘密会議を開く議決があったとき及び議事運営に支障があると認めたときは、会員、特定の傍聴人又はすべての傍聴人を退場させることができる。そのとき議長は、会議運営委員に指示し、執行させる。

第8章 雑 則

(議題外の質問)

第24条 代議員が議題以外の問題について質問しようとするときは、あらかじめその趣旨を議長に通告しなければならない。議長は、会議中にその時期を決する。

(諮問会議の議事運営)

第25条 諮問会議の議事運営に関しては、本規程を準用する。準用に疑義ある時は、理事会がこれを決する。

(規則の変更)

第26条 この規定を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。この場合においては、定款第34条を準用する。

役員選任総会決議にかかる手続規程

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

一部改正 平成 25 年 3 月 23 日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会定款第24条第1項に定める役員の選任にかかる同定款第16条第2号の総会決議（以下、選任決議という。）の手続について必要な事項を定め、もって公正かつ適正な選任決議の実施を確保することを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会定款第24条第1項第1号の理事の選任決議について適用される。

2 公益社団法人日本栄養士会定款第24条第1項第2号の監事の選任決議については、その性質に反しない限りにおいて、この規程を適用する。

3 前項によるこの規程の適用は、定款施行規則第30条の定めにしたがってこれを行わなければならない。

(選任決議の実施の管理)

第3条 選任決議の実施に関する事務は、役員選任総会決議管理委員会（以下、選任決議管理委員会という。）が管理する。

(選任決議管理委員会)

第4条 選任決議管理委員会は、委員3名をもって組織する。

2 委員は、理事（立候補者を含む。）を除く会員の中から、選任決議の実施告示の2ヶ月前までに総会開催地が含まれる地区（定款施行規則第43条第1項で規定するもの。）より推薦があった者を会長が指名する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 会長は、次の各号のいずれかに該当するに至った委員を罷免する。

一 会員でなくなった場合

二 心身の故障のため、職務を執行することができないと認められる場合

三 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合

5 委員長は、委員の中から互選する。

6 委員長は、選任決議管理委員会を代表し、その事務を総理する。

7 選任決議管理委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(選任決議管理委員会の職務)

第5条 選任決議管理委員会は、次の各号の職務を行う。

- 一 選任決議の実施に関する告示
- 二 立候補届及び辞退届の受理
- 三 選挙人名簿及び補欠選挙人名簿の作成
- 四 選任決議実施の立会人の選任
- 五 選任決議案が可決された者の確認
- 六 選任決議を経て理事に選任された者（以下、被選任者という。）の確認及び総会への報告
- 七 選任決議にかかる手続に関する異議の申し立ての受理及び決定
- 八 その他選任決議の実施に関する事項

第2章 議決権及び被選任権

(議決権)

第6条 代議員は、選任決議の議決権を有する。

(立候補の権利)

第7条 二年以上継続して現に会員であるものは、理事として選任決議を受けるために立候補する権利を有する。ただし、代議員はこの限りでない。

第3章 選任決議期日

(選任決議の実施期日)

第8条 役員の任期満了による選任決議は、役員の任期が満了する定時総会において行う。

(告示及び通知)

第9条 選任決議管理委員会は、会員に対し、選任決議の実施期日の50日前までに以下の事項を告示しなければならない。

- 一 選任決議を実施すべき役員の種類及び数
- 二 立候補を届け出る期間及び立候補の届け出を行う場所
- 三 選任決議を実施する日時及び場所
- 四 開票の日時及び場所

2 会長は、前項の告示の30日前までに、選任決議の実施期日を選任決議管理委員会に通知しなければならない。

第4章 選任決議の実施及び開票

(選任決議の方法)

第10条 選任決議は、総会決議により行う。

(選任決議の実施)

第11条 立候補者数が選任すべき理事の数を超えないときでも、選任の可否を問う選任決議を行う。

(選任決議の方法)

第12条 選任決議の議決権は、所定の議決権用紙に、直接無記名で次項の記載をしたうえ、これを投票箱に入れることをもって行使する。

2 選任決議の議決権の行使は、次の各号の方式をもってこれを行う。

- 一 候補者が定数を超える場合 候補者毎に、議決権用紙の所定欄に、選任を可とするときは○の記号を、選任を不可とするときは×の記号を記載して、同用紙を投票箱に入れる方法
- 二 候補者が定数以内である場合 候補者毎に、議決権用紙の所定欄に、選任を不可とするときは×の記号を記載して、同用紙を投票箱に入れる方法

(選任決議立会人)

第13条 選任決議の実施及び開票の適正を期するため、選任決議立会人を4名置く。

2 選任決議立会人は、選任決議の実施及び開票に立ち会う。

(議決権行使の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する議決権の行使は、その効力を有さない。

- 一 定められた議決権用紙を用いないもの
- 二 定められたものの以外の記号又は文字を記入したもの

第5章 立候補及び候補者

(立候補の届け出)

第15条 第7条の権利を行使しようとする者は、第9条第1項第2号の期間の末日までに選任決議管理委員長に届け出なければならない。

2 前項の届け出は、所定の様式の立候補届を持参又は郵送して行わなければならない。なお、郵送による場合、第9条第1項第2号の期間の末日の消印のあるものは有効とする。

3 第9条第1項第2号の期間は、告示後15日以内とする。但し、補欠選任決議、選任決議を実施した結果選任すべき理事の数に満たなかった場合に行う再選任決議についてはこの限りでない。

(候補者の失格)

第16条 前条第1項の届け出をした者（以下、候補者という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは失格とする。

- 一 立候補届に不備があるとき
- 二 立候補届の記載内容に虚偽又は不正があるとき
- 三 立候補届が第9条第1項第2号の期間内に行われなかったとき

2 前項により失格した候補者については、その者に対する選任決議を行わない。

(候補者一覧表)

第17条 選任決議管理委員会は、候補者の届出順に候補者一覧表を作成し、選任決議を実施する期日の15日前までにこれを代議員に告示しなければならない。

2 前項の立候補者一覧表には、立候補者の氏名、年齢、所属する職域、立候補者としての所信の要旨、推薦等にかかる事項を掲載する。

(推薦委員会)

第18条 本会の理事として適任の候補者を得るため、推薦委員会を置く。

2 推薦委員会は、選任決議管理委員会の委員長及び7名の委員をもって構成する。

3 前項の委員は、選任決議管理委員会の委員長が、都道府県栄養士会の代表理事の中から選任する。

4 推薦委員会は、選任決議管理委員会の委員長が議長となる。

5 推薦委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 選任決議手続の候補者数が選任すべき理事の数に満たなかった場合、または、本会の業務執行の適正さを保つ上で候補者の補充を必要とする場合、不足し、または、必要とする数の候補者を推薦する。
- 二 選任決議手続の結果、理事の数を選任すべき理事の数に満たなかった場合、不足する数の候補者を推薦する。

第6章 被選任者

(被選任者)

第19条 選任決議において、総代議員の過半数が議決権を行使し、その候補者の選任を可とする、または、その選任を不可としない有効な議決権の行使が当該代議員の過半数であったとき、当該候補者を被選任者とする。

2 第12条第2項第1号の選任決議においては、その選任を可とする有効な議決権の行使が多数とされた候補者より順次被選任者とし、同数の場合は、同数の者のすべてを被選任者としうることを除き、再度、同数の者を対象に選任決議を実施する。

第7章 異議の申し立て

(選任決議手続の効力に対する異議申立)

第20条 この規程によって行う選任決議の効力に関し異議がある会員は、当該選任決議のあった日から10日以内に、文書で選任決議管理委員会に対して異議の申し立てをすることができる。

(選任決議の効力に関する決定)

第21条 前条の異議の申し立てを受理した選任決議管理委員会は、申し立ての対象となった選任決議につき、これの実施上、この規程の定めまたはその趣旨に違反する重大な瑕疵があり、かつ、その瑕疵により選任決議の結果に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に限り、当該選任決議の全部または一部を無効とするものとする。

第8章 規程の変更

(規程の改正)

第22条 本規程の変更は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に基づく公益社団法人日本栄養士会の設立の登記の日から施行する。

代議員選挙事務取扱要領（ガイドライン）

制定施行 平成26年3月15日

一部変更 2022年3月26日

（目的）

第1条 代議員選挙事務取扱要領（以下、本事務取扱要領という。）は、公益社団法人日本栄養士会（以下、日本栄養士会という。）の代議員を、都道府県栄養士会を選挙区とする選挙により選出することとしている日本栄養士会定款（以下、定款という。）第6条第3項、同第6項、及び、同定款施行規則（以下、定款施行規則という。）第7条第3項の各規定、並びに、代議員選挙に関する事務を都道府県栄養士会に委任することとしている定款施行規則第7条第4項に基づき、同委任が行われる場合の代議員選挙に関する事務の標準的な取り扱いを示すものである。

（代議員の名称）

第2条 代議員の名称は、日本栄養士会の公益社団法人への移行（平成24年8月1日）に際し選出された者を、「2026年度、2027年度代議員」とし、以後同様に、その任期の属する連続する2か年度の年度名を「代議員」の表記の前に付したものとする。

（代議員数の決定と通知）

第3条 日本栄養士会は、定款第6条第2項に基づき、都道府県栄養士会ごとに選出すべき代議員の数を決定し、代議員の任期が終了する定時総会の行われる年の4月20日までに都道府県栄養士会にこれを通知する。

（定款施行規則第7条第1項の通知）

第4条 日本栄養士会は、会員に対し、適宜の方法により、定款施行規則第7条第1項各号に該当し、かつ、すべての会員に共通する事項を通知する。

2 前項にかかわらず、日本栄養士会は、特定の都道府県栄養士会の会員に対し、適宜の方法により、定款施行規則第7条第1項各号の事項を通知することがある。

（代議員の選挙に関する事務の委任）

第5条 日本栄養士会は、定款施行規則第7条第4項に基づき、代議員選挙に関する事務をそれぞれの選挙区たる都道府県栄養士会に委任する。

2 前項の委任は、以下の各号の要請を満たしつつ公正かつ円滑な代議員選挙の実施に資することをその趣旨とする。

(1) 会員の代議員選挙に立候補する権利と代議員を選挙する権利を保障すること

(2) 都道府県栄養士会の実情に即した合理的な態様・方法により代議員選挙を行うこと

3 第1項の委任にかかる事務の内容・範囲、実施方法に関する解釈は、日本栄養士会の決するところによる。

(都道府県栄養士会を選挙区とする代議員選挙の実施管理責任者)

第6条 第5条の委任を受けた都道府県栄養士会(以下、都道府県栄養士会というときは、第5条の委任を受けた都道府県栄養士会を指す。)は、当該都道府県栄養士会を選挙区とする代議員選挙の実施管理責任者(以下、実施管理責任者という。)を定める。

2 実施管理責任者は、都道府県栄養士会が任意の方法でこれを定める。

3 実施管理責任者は、現に代議員(補欠を含む。)である者、又は、実施される代議員選挙に立候補している者を兼ねることができない。

4 実施管理責任者は、都道府県栄養士会の理事(但し、前項で兼ねることができないとされた者を除く。)、都道府県栄養士会の理事等の選任総会決議(以下、役員選任総会決議という。)の管理に携わる者(役員選任総会決議管理委員会等の委員等)を兼ねることができる。

(理事等の選任総会決議に関する手続との並行実施)

第7条 都道府県栄養士会は、代議員選挙に関する手続と役員選任総会決議に関する手続を併行して実施することができる。

2 前項に従い、都道府県栄養士会は、以下の各号の事務等を、代議員選挙に関するものと役員選任総会決議に関するものとを区別したうえ、同一の機会に行うことができる。

(1) 代議員選挙に関する通知と役員選任総会決議に関する告示

(2) 立候補者を募ること

(3) 立候補者を会員に公示すること

(4) 代議員選挙の投票と役員選任総会決議の採択

(代議員選挙に関する通知・公示とその方法)

第8条 都道府県栄養士会は、会員に対し、あらかじめ次の各号を示した通知を行う。但し、第4条第1項又は同条第2項により日本栄養士会が通知した事項はこれを省くことができる。

(1) 実施する選挙の趣旨(選出される代議員の任期、選挙される代議員の定数その他の関連事項)

(2) 投票の日時・場所

(3) 立候補届出の期間と方法

(4) 実施管理責任者の氏名または名称と連絡先

2 都道府県栄養士会は、前項の通知、及び、第7条第2項第3号の公示を、書面、機関誌その他の刊行物等の郵送、又は、都道府県栄養士会事務所での掲示により行うことができる。

3 代議員選挙に関する前項の通知及び公示は、会員の代議員選挙に立候補する権利と代議員を選挙する権利を保障するため、立候補届出期間の期限や投票日から相応の期間をあけてこれを行う。

(立候補者の資格審査、定数の確保)

第9条 立候補の届出を受理した都道府県栄養士会は、実施管理責任者に、立候補者が次の各号を満たしているか否かを審査させる。

- (1) 日本栄養士会の会員であること
 - (2) 日本栄養士会の社員（定款第6条第2項）となり、総会の構成員（定款第15条第1項）となって、定められた権利と義務を適切に行使する意思のあること
 - (3) 「代議員は、総会において、全会員の代表として豊かな合意の形成に努めなければならない」（定款施行規則第19条）との代議員の職責を果たす意思のあること
- 2 前項の審査で、前項各号の一部又は全部を満たさないと認められた者は失格とする。ただし、実施管理責任者は、失格の認定に先だち、その者に必要な補正・補充を求めることができる。
 - 3 都道府県栄養士会は、第1項各号を満たす定数以上の立候補者を得るべく、会員に対して必要な働きかけを行う。

（代議員選挙の実施）

- 第10条 都道府県栄養士会は、日本栄養士会の定時総会開催の15日前までに代議員を選出できるように代議員選挙の実施に努める。
- 2 都道府県栄養士会の定時総会で代議員選挙を実施するときは、次の各号に留意する。
 - (1) 役員選任総会決議の採択と代議員選挙の投票を分離すること
 - (2) 代議員選挙は、投票により、得票数の多い順に定数に満つるまでの者を当選とすること
 - (3) 代議員選挙の立候補者が定数を超えないときは、投票を行わずに全員を当選とすること
 - 3 定款第6条第9項に応じて、都道府県栄養士会は、代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙するよう努める。

（選出された代議員の通知）

- 第11条 代議員（補欠の代議員を含む。）を選出した都道府県栄養士会は、直ちに選出された代議員の氏名その他の事項を日本栄養士会に通知する。
- 2 日本栄養士会は、前項の通知をもって各選挙区の代議員及び補欠の代議員を確定する。

（連携）

- 第12条 代議員の選出に関し、日本栄養士会と都道府県栄養士会は、相互に密接に連携する。

（変更）

- 第13条 本事務取扱要領の変更は、理事会の決議をもって行う。
- 2 理事会が前項の決議を行うときは、諮問会議にその意見を徴する。

事業部及び事務局設置運営規程

制定・施行	平成25年3月24日
改正	平成26年3月16日
	2019年5月26日
	2022年3月26日
	2023年3月26日
	2024年7月20日

(目的)

第1条 本規程は、定款第39条第3項に基づき、事業部の業務所管を整えとともに、定款第40条第6項および定款施行規則第46条、第47条に基づき、事務局の組織、事務所管及び内部管理について定め、もって本会業務の円滑な執行の確保と所轄及び職責を明確にすることを目的とする。

(業務実施にかかる組織)

第2条 本会業務の実施にあたる組織は、定款施行規則第41条第1項に定める事業部、定款施行規則第40条、第46条に定める委員会及び事務局とする。

(総務部の所管業務)

第3条 総務部は、定款第39条第1項第1号に定める事業の総務及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 本会の総合的企画及び調整
- 二 理事会、常任理事会等の運営等
- 三 管理栄養士・栄養士制度の運用等
- 四 会員の資格の異動、登録等
- 五 会員への広報
- 六 渉外
- 七 本会所有財産の管理
- 八 本会の予算、財務
- 九 国その他の委託事業
- 十 危機管理への対応
- 十一 賛助会員制度の運営等
- 十二 事務局の運営、職員の人事
- 十三 その他、他の部の所管に属さない事項及び前各号に付随する事項の実施等

- 2 次条以下の複数の事業部の所管に属すべき複数の事業からなる事業で、本会が、暫時取り組むものに関する業務は、定款第39条第1項第2号に基づき、総務部がこれを所管する。

(学術研究事業部の所管業務)

第4条 学術研究事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第1号、第5号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 食と科学に関する調査・研究・技術開発
- 二 日本栄養士会雑誌の学術記事の管理等
- 三 本会発行図書の編さん
- 四 国際公衆衛生活動の実施等
- 五 その他前各号に付随する事項の実施等

(人材育成事業部の所管業務)

第5条 人材育成事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第2号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 生涯教育制度及び同制度にかかる研修会等の立案・運営等
- 二 生涯教育制度外の各種の管理栄養士・栄養士の技能開発等にかかる研修会の企画・運営等
- 三 前2号の外、人材育成事業に付随する事項の実施等

(情報コミュニケーション事業部の所管業務)

第6条 情報コミュニケーション事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第3号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 本会の広報
- 二 日本栄養士会雑誌の発行
- 三 ホームページの運営
- 四 国民栄養関連情報の普及等
- 五 その他前各号に付随する事項の実施等

(栄養ケア・ステーション事業部の所管業務)

第7条 栄養ケア・ステーション事業部は、定款第39条第1項第2号に基づき、定款第4条第1項第2号、第3号、第4号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 栄養ケア・ステーション制度の企画・運営・実施支援等
- 二 栄養ケア・ステーション認定制度の企画・運営等
- 三 管理栄養士・栄養士業務関連指導媒体の企画・制作等

四 在宅療養等食品の認証制度の企画・運営・実施等

五 その他前各号に付随する事項の実施等

(地域連携事業部の所管業務)

第8条 地域連携事業部は、定款第39条第1項第3号に基づき、定款施行規則第42条に定める業務を所管する。

(政策・職域推進事業部の所管業務)

第9条 政策・職域推進事業部は、定款第39条第1項第4号に基づき、定款第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 職域制度の編成・運営等
- 二 職域特性の開発関連事業の企画・調整等
- 三 その他前各号に付随する事項の実施等

(災害対策事業部の所管業務)

第10条 災害対策事業部は、定款第39条第1項第2号及び第5号に基づき、定款第4条第1項第2号、第3号、第4号に定める事業及び次の各号に関する業務を所管する。

- 一 本会の災害及び復興対策本部の設置及び運営に関する業務
- 二 被災者支援活動に関する業務
- 三 平常時防災活動に関する業務
- 四 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の運営に関する業務
- 五 災害発生時の本会の機能保全に関する業務
- 六 前各号に付随関連する業務

(独立委員会)

第11条 定款施行規則第40条第1項第1号の委員会は、別表1に掲げるものとする。

2 前項の委員会の運営に関する事務は総務課および事業2課がこれを所掌する。

(会務運営等にかかる委員会)

第12条 定款施行規則第40条第1項第2号の委員会は、別表2に掲げるものとする。

2 前項の委員会の運営に関する事務は総務課、企画広報課、事業1課、国際交流室がこれを所掌する。

(事業部委員会)

第13条 定款施行規則第40条第1項第3号の委員会は、別表3に掲げるものとする。

2 前項の委員会の運営に関する事務は企画広報課、事業1課、事業2課がこれを所掌す

る。

（事務局の構成）

第14条 事務局に総務課、企画広報課、事業1課、事業2課、国際交流室を置く。

2 課には課長および室には室長を置く。

3 課、室には、その長の補佐、並びに、主任、主事を置くことができる。

（総務課の所掌事務）

第15条 総務課は、次の事務を所掌する。

- 一 総務部の所管業務のうち企画広報課の所掌業務以外の業務に関する事務
- 二 本会取扱物品等の販売に関する事務
- 三 地域連携事業部の所管業務に関する事務
- 四 経理に関する事務
- 五 事務所の管理に関する事務
- 六 役員制度の運営に関する事務
- 七 その他企画広報課、事業1課、事業2課、国際交流室の所掌しない事項に関する事務

（企画広報課の所掌事務）

第16条 企画広報課は、次の各号の事務を所掌する。

- 一 本会の各種事業の企画及びその実施計画の立案、企画運営の調整等に関する事務
- 二 本会の広報活動の方針の立案及びその実施に関する事務
- 三 前2号の事務に関連する調査事務
- 2 前項第1号の事務が、総務部その他の事業部の所管業務について行われるときは、同業務を所掌する総務課、事業1課、事業2課、国際交流室がこれを補佐する。
- 3 前項第2号の事務が、情報コミュニケーション事業部の所管業務について行われるときは、総務課、事業1課、事業2課、国際交流室がこれを補佐する。

（事業1課の所掌事務）

第17条 事業1課は、次の事務を所掌する。

- 一 栄養ケア・ステーション事業部の所管業務に関する事務
- 二 政策・職域推進事業部の所管業務に関する事務

（事業2課の所掌事務）

第18条 事業2課は、次の事務を所掌する。

- 一 学術研究事業部の所管業務のうち国際交流室の所管業務以外の業務に関する事務

- 二 人材育成事業部の所管業務に関する事務
- 三 災害対策事業部の所管業務に関する事務

(国際交流室の所掌事務)

第19条 国際交流室は、次の事務を所掌する。

- 一 東京栄養サミット 2021 コミットメントの具体的な実施に関する事務
- 二 国際栄養士連盟 (ICDA)、アジア栄養士連盟 (AFDA) の活動に関する事務
- 三 その他国際公衆衛生活動に関する事務

(調 整)

第20条 第15条、第16条、第17条、第18条及び前条に定める事務所掌の運用に関する細則事項は、必要のあるときに専務理事がこれを定める。

(本規程の変更)

第21条 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

付則 平成25年3月24日 本変更は即日施行する。

2023年3月26日改正に関する条項は、2024年度役員改選をおこなうときよりこれを適用する。

別表１ 第１１条 独立委員会

種 類	目 的
顕彰審査会	栄養改善奨励賞等本会の表彰者の選考に関わる事項
河村育英資金選考委員会	河村育英資金の交付適任者の選考に関わる事項
生涯教育運営評価委員会	生涯教育のあり方、資格等の認定に関する事項

別表２ 第１２条 会務運営等にかかる委員会

種 類	目 的
組織・財政運営委員会	定款施行規則第１２条に定める会費の改定に関する事項
診療報酬・介護報酬等改定検討委員会	診療報酬・介護報酬等改定に向けた要望事項の検討
会員増対策検討委員会	本会財政の基盤である会員の確保、増に関する事項
国際交流委員会	国際栄養士会議等栄養に関する国際会議等を通じ、国際交流を図るとともに、留学生の派遣、受入れを推進する事項

別表３ 第１３条 事業部委員会

種 類	目 的
倫理綱領・業務規範検討委員会	「管理栄養士・栄養士倫理綱領」に基づいた業務規範策定に関する事項
生涯教育委員会	生涯教育に関する事項
生涯教育認定制度認定適格審査委員会	認定管理栄養士及び認定栄養士の適格審査に関する事項
特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	保健指導に係る研修事業の運営に関する事項
静脈経腸栄養（ＴＮＴ－Ｄ）管理栄養士運営委員会	特定分野「静脈経腸栄養（ＴＮＴ－Ｄ）管理栄養士」に関する事項
食物アレルギー分野管理栄養士・栄養士認定委員会	特定分野「食物アレルギー管理栄養士・栄養士」に関する事項
小児栄養分野管理栄養士・栄養士認定委員会	特定分野「小児栄養分野管理栄養士・栄養士」に関する事項

健康栄養スポーツ分野推進委員会	生涯教育「健康・スポーツ栄養」や特定分野「公認スポーツ栄養士」に関する事項
がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	がん病態栄養専門管理栄養士に係る研修事業の運営に関する事項
腎臓病病態栄養専門管理栄養士運営委員会	腎臓病病態栄養専門管理栄養士に係る研修事業の運営に関する事項
糖尿病病態栄養専門管理栄養士運営委員会	糖尿病病態栄養専門管理栄養士に係る研修事業の運営に関する事項
摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士認定委員会	専門分野「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」に関する事項
在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	専門分野「在宅栄養専門管理栄養士」に関する事項
栄養ケア・マネジメント（NCM）運営委員会	栄養ケア・マネジメント（NCM）に係る研修事業の運営に関する事項
日本栄養士会雑誌編集委員会 （企画委員会・論文委員会を含む）	月刊「日本栄養士会雑誌」の企画、編集及び論文に関する事項
ホームページ運営委員会	ホームページの企画運営に関する事項
栄養ケア・ステーション推進委員会	「栄養ケア・ステーション」に関する事項
栄養ケア・ステーション認定委員会	「認定栄養ケア・ステーション」の認定に関する事項
栄養ケア・ステーション認定審査会	「認定栄養ケア・ステーション」の審査に関する事項
JDA-DAT運営委員会	JDA-DATに関する事項

政策・職域推進事業部運営規程

制定施行 平成25年 3月24日

一部変更 平成26年10月19日

一部変更 平成26年12月 1日

一部変更 平成31年 3月17日

一部変更 2019年10月20日

一部変更 2023年 3月26日

(目 的)

第1条 この規程は、定款第39条第3項に基づき定款施行規則第41条第1項第7号及び同規則第44条に定める政策・職域推進事業部の運営に関し必要な事項を定める。

(職域に係る就業先)

第2条 定款施行規則第44条第1項の職域に係る就業先の分類は別表のとおりとする。

(政策・職域推進事業部の所管業務)

第3条 政策・職域推進事業部は、事業部及び事務局設置運営規程第9条に基づき、以下の各号の業務を所管する。

- 一 定款第4条第1項第1号、同条第2号、同条第3号、及び、同条第4号に定める事業の実施に関する業務
- 二 前号の業務相互の連携と調整に関する業務
- 三 職域の区分の調整に関する業務
- 四 職域の開発及び拡充に関する業務
- 五 その他前各号に付随する業務

(政策・職域推進事業部の部長及び部員)

第4条 政策・職域推進事業部に定款施行規則第41条第3項に定める部長（以下「政策・職域推進事業部長」という。）1名を置く。
2 定款施行規則第41条第3項に定める政策・職域推進事業部の部員は、第7条第1項に定める委員長をもってこれに充てる。
3 政策・職域推進事業部長は、部員の補佐を得て、第3条の所管業務に関する事項を決裁する。

(職域事業推進委員会)

第5条 政策・職域推進事業部に、各職域ごとに編成する事業推進委員会を置き、当該職域の事業の実施に必要な事務を掌らせる。

2 前項の職域ごとの事業推進委員会は、職域

の名称を付して事業推進委員会（「〇〇(職域の名称)事業推進委員会」と呼称する。

3 以下の各条のうち事業推進委員会に関するものは、すべての職域の事業推進委員会に共通する事項を定める。

(事業推進委員会の委員)

第6条 事業推進委員会は、7人以上24人以内の委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員は、職域ごとの事業推進委員会が、当該職域に属する者の中から選任する。事業推進委員会は、委員の選任に合わせて若干名の補欠の委員を選任することができる。
- 3 委員及び補欠の委員を選任する方法は、職域ごとの事業推進委員会がそれぞれこれを定め、理事会の承認を得る。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠の委員が委員となったときの任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、その属する職域の変更により、委員たる資格を失う。ただし、補欠の委員に欠き、かつ、新たに委員を選任することなくして委員の定員を満たすことができないときは、委員たる資格を失った者といえども、理事会の承認を得て、新たに委員が選任されるまで委員としての職務を行うことができる。
- 6 前項本文により委員たる資格を失った者であっても、その者が定款施行規則第44条第3項の理事（以下「職域担当理事」という。）であるときは、同規則同条同項の指定の変更のない限り、職域担当理事たる資格を失わない。

(事業推進委員会委員長等)

第7条 事業推進委員会に、委員長（以下「委員長」という。）1名及び副委員長（以下「副委員長」という。）若干名を置く。

- 2 委員長には、職域担当理事を充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐するほか、次項の職責を負う。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、事故の解消に要すると見込まれる期間と、後任者たる職域担当理事の選任に要する期間のうちの短い方の期間に限り、副委員長が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(事業推進委員会の会議等)

第8条 事業推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 事業推進委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議の傍聴を認めることができる。傍聴の可否は、傍聴をする会議と傍聴者を特定して事業推進委員会が決定する。
- 3 前項で傍聴を許された者は、委員長の許可を得て会議で発言をすることができる。

(事業推進委員会の事務)

第9条 事業推進委員会は、以下の各号の事務を取り扱う。

- 一 第5条第1項の事務
- 二 各職域の特性その他の事情に応じた当該職域ごとの研修会の実施に関する事務
- 三 各職域に属する都道府県栄養士会の会員で、当該都道府県栄養士会の当該職域において指導的役割を担うべき者（以下「リーダー」という。）による当該職域ごとの集合研修（以下「全国リーダー研修会」という。）の実施に関する事務
- 四 本会の事業報告及び損益計算書（正味財産増減計算書）の案、並びに、本会の事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成に必要な資料の調製に関する事務
- 五 本会の総会の理事選任決議における各職域の職域理事選任決議分野の立候補者の推薦に関する事務

2 前項第3号に定める全国リーダー研修会に付随して、事業推進委員会は、以下の各号の事務の取り扱いに係る会議を開催することができる。

- 一 前項第5号の事務
- 二 第6条第2項の委員の選任に関する事務
- 三 その他前項第1号に関し必要な事務

(全国リーダー研修会等)

第10条 全国リーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。）は、日本栄養士会長が招集

する。

2 全国リーダー研修会は以下の各号の事項に関する研修を行う。

- 一 職域に関する公益目的事業の実施に関する事項
- 二 リーダーたりうる人材の養成に関する事項
- 三 その他必要な事項

3 全国リーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。以下、本項において同じ。）を開催したときは、事業推進委員会は、その結果（第9条第2項の会議の結果を含む。）を理事会に報告する。全国リーダー研修会を開催しないときは、事業推進委員会は、第9条第2項各号の事務の取り扱いについて、同研修会に参加すべきリーダーから書面をもって意見を徴し、その結果を取りまとめて日本栄養士会に報告する。

4 事業推進委員会は、必要と認めるときは、全国リーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。以下、本項において同じ。）に代えて、又は、同研修会を補うために、適宜の範囲の地域ごとにリーダー研修会（第9条第2項の会議を含む。）を開催することができる。

5 全国リーダー研修会に参加したリーダーは、同研修会の内容を、その属する都道府県栄養士会及び同栄養士会の職域において共有、咀嚼、発展させるため、研修会その他の取り組みを行う。

(準 則)

第11条 本規程の解釈及び本規程に定めのない事項の取り扱いは、理事会が、これを決する。

(規程の改正)

第12条 本規程の改正は、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。ただし、事業推進委員会委員の選任に関する条項は、2020年度と同委員の選任を行うときよりこれを適用する。

2023年3月26日改正に関する条項は、2024年度の役員改選を行うときよりこれを適用する。

別表（第2条）

職域と給与支給元

職域	給与支給元分類	給与支給元
医療	病院	一般病院（地域医療中心とした中小規模病院）
		地域医療支援病院（地域での基幹病院、急性期医療を中心）
		特定機能病院
		リハビリテーション病院
		慢性期病院
		精神科病院
	診療所・クリニック	クリニック・無床診療所 有床診療所 歯科診療所（有床・無床）
学校健康教育	学校	幼稚園 小中学校 義務教育学校 中等教育学校 高等学校 特別支援学校
	その他	教育委員会 給食センター（共同調理場） 上記以外の学校および学校給食関連施設等
	管理栄養士・栄養士養成施設	管理栄養士養成の専門学校、大学、大学院 栄養士養成の専門学校、短期大学、大学、大学院
		管理栄養士・栄養士養成以外の専門学校、短期大学、大学、大学院
		研究機関・団体等
	行政	都道府県（本庁、保健所） 保健所設置市・特別区（本庁、保健所等） 市町村（本庁、保健センター等）
	その他	地方衛生研究所 健康増進施設 自治体立健診センター、健康保険組合、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合等
福祉	高齢	介護老人福祉施設（特養） 介護老人保健施設（老健） 介護医療院 介護療養型医療施設 養護老人ホーム（一般・盲） 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 軽費老人ホーム・ケアハウス 介護予防サービス事業所（訪問看護、通所リハ等） 地域密着型介護予防サービス事業所（認知症対応型、小規模多機能型） 介護予防支援事業所（地域包括支援センター） 居宅サービス事業所（通所介護、訪問介護、訪問看護、通所リハ等） 地域密着型サービス事業所（通所介護、小規模多機能型、複合型） 居宅介護支援事業所 上記以外の高齢者関連施設等
	障がい	障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター等） 障害福祉サービス事業所 上記以外の障がい者関連施設等
	児童	保育所 認定こども園 児童養護施設 障害児入所施設（福祉型、医療型） 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 上記以外の児童関連施設等
	フードサービス	受託給食会社 直営の社員食堂や寮などの給食施設
	食品・栄養関連	食品企業 飲食サービス（食堂、飲食店、惣菜など・メニュー開発、配食サービスなど） 製菓企業 その他企業等
	保険薬局・ドラッグストア	保険薬局 ドラッグストア
	健康情報関連	情報サービス（新聞、出版、インターネットサービスなど） スポーツ関連施設 民間等健診保険指導機関・施設・団体等
	矯正施設・自衛隊	矯正施設 自衛隊
	自営・フリーランス	自営 認定栄養ケア・ステーション（責任者・従事者） 特定の組織等に属さない者、自由契約の者、栄養ケア・ステーションに登録している者
	その他の就職先・無職	その他の就職先 無職

